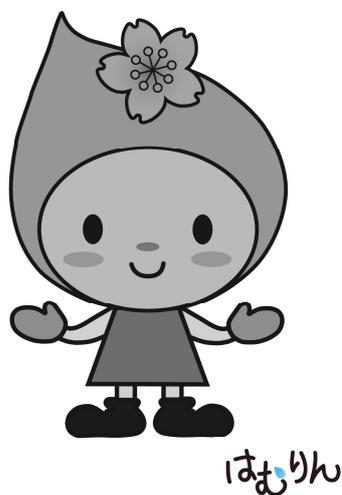

羽村市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



平成27年3月

羽 村 市

はじめに

近年の人口減少及び少子高齢化の進行は、労働力不足、社会保障財源など様々な問題を引き起こすことが懸念されています。また、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっていると言われています。



このような中、本市においては、平成17年3月に羽村市次世代育成支援前期行動計画を、平成22年3月には後期行動計画を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに育まれる環境の整備・充実を図るため、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

この間、国において新たな子ども・子育て支援についての検討が行われ、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が実施されることとなりました。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、就学前の子どもの教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進するため、羽村市次世代育成支援行動計画の基本理念「子育てや 子どもの育ちを あたたかく支えるまち はむら」を引き継ぐ、後継計画として策定しました。

本計画の策定経過と時を同じくして、人口減少社会の克服と活力ある地方創生を実現するための「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、法に基づき、市においても「地方版総合戦略」を策定いたします。今後は、この戦略に掲げた少子化対策と合わせて本計画に掲げた施策を推進していきます。

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任は保護者にあることを前提としつつ、家庭、学校、地域などあらゆる分野の方の協力が必要とされています。本計画を通して子育て環境の充実を図るとともに、子どもの育ちを皆で支えるため、地域や関係機関の皆様の参画とご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご意見・ご審議をいただきました「羽村市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、アンケート調査、意見公募手続を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

羽村市長 並木 心

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	3
2 子ども・子育て支援新制度の概要	5
(1) 子ども・子育て関連3法の主なポイント	5
(2) 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み	7
(3) 「子ども・子育て支援法」の基本理念	7
(4) 国の基本指針	8
3 計画の位置付け	9
4 計画の対象	10
5 計画の期間	10
6 教育・保育提供区域	11
7 計画の策定経過	11
(1) 羽村市子ども・子育て会議の設置	11
(2) 羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会の設置	11
(3) アンケート調査の実施	12
(4) 意見公募手続の実施	12
第2章 羽村市の子ども・子育て支援の状況	13
1 人口の動向	15
(1) 人口の推移	15
(2) 年齢3区分別人口割合の推移	15
(3) 子ども人口の推移と将来推計	16
2 出生の動向	18
(1) 出生数の推移	18
(2) 合計特殊出生率の推移	18
3 母子保健サービスの状況	19
(1) 妊婦健康診査等助成事業	19
(2) 母親学級・両親学級	19
(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	20
(4) 乳幼児健康診査	20
(5) 育児相談	21
4 幼稚園・保育事業の状況	22
(1) 幼稚園	22
(2) 認可保育園	23
(3) 認証保育所	25
(4) 認定こども園	26

(5) 家庭福祉員制度（保育ママ）	26
(6) 延長保育事業	27
(7) 子育て短期支援事業（乳幼児ショートステイ事業）	27
(8) 一時預かり事業	28
(9) 病後児保育事業	29
(10) 休日保育事業	29
(11) 年末保育事業	30
5 子どもの健全育成の状況	31
(1) 学童クラブ事業	31
(2) 放課後子ども教室「はむらっ子広場」	31
(3) 児童館事業	32
6 地域における子育て支援の状況	33
(1) 子ども家庭支援センター相談事業	33
(2) 養育支援訪問事業	33
(3) 地域子育て支援センター事業（子育てひろば事業）	34
(4) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	35

第3章 計画の理念と目標 37

1 基本理念	39
2 基本目標	40

第4章 施策の体系と具体的な展開 41

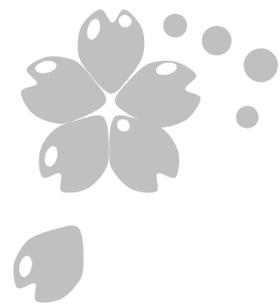
1 施策の体系	43
2 施策の具体的な展開	44
【基本目標1】 妊娠・出産期からの支援	44
(1) 子どもや母親のための保健事業の充実	46
(2) 食育の推進	51
(3) 医療サービスの充実	53
【基本目標2】 地域における子育ての支援	54
(1) 地域における子育て支援事業の充実	56
(2) 子育て支援のネットワークの活用	59
(3) 子育ての経済的負担の軽減	61
【基本目標3】 就学前の子どもの教育・保育の充実	63
(1) 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の充実	65
(2) 保育事業の充実	69
【基本目標4】 子どもの心身の健やかな成長のための環境整備	73
(1) 子どもの健全育成	75
(2) 家庭や地域の子育て力の向上	77
【基本目標5】 子どもと家庭へのきめ細かな支援	79
(1) 児童虐待防止対策の充実	81

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	83
(3) 障害のある子どもへの支援の充実	85
【基本目標6】 仕事と生活の調和のための環境整備	88
(1) 仕事と子育ての両立支援	90
3 計画の推進	92
(1) 関係機関等との連携	92
(2) 計画の実施状況の点検及び評価	92

資料編	93
1 主なアンケート調査の結果	95
2 羽村市子ども・子育て会議	110
3 羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会	113
4 審議経過	115
5 量の見込みと確保方策	117
6 ライフステージ別事業一覧	120



計画の策定にあたって



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では、平成元年の合計特殊出生率が、ひのえうまの年にあたる昭和41年を下回る過去最低を記録した、いわゆる「1.57ショック」を契機として、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けて、対策の検討を始めました。平成15年には、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するため、次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体及び企業における取組が促進されました。

しかし、出生率の低下に伴い少子化は進行し、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっているなどの状況から、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが必要となっていました。こうした要請を受けて、国は、新たな子育て支援の制度の検討を行い、平成24年8月には、子ども・子育て関連3法が制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子育てしやすい社会を実現するための新たな制度が創設されました。3法の一つである子ども・子育て支援法では、国が定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針に即して、地方公共団体において計画を策定することが義務付けられました。

このような中、本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年3月に羽村市次世代育成支援前期行動計画を、平成22年3月には後期行動計画を策定し、安心して子どもを産み育てることができるまちづくり、子どもたちが健やかに成長していけるまちづくりを目指して、各種施策を推進してきました。

本計画は、羽村市次世代育成支援行動計画の取組状況等を踏まえた上で、新たな子ども・子育て支援制度として、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」や「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に実施し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して策定するものです。

第1章 計画の策定にあたって

<国の少子化対策、子ども・子育て支援の取組>

年 月	取 組 状 況
平成 15 年 7 月	○少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため「少子化社会対策基本法」を制定 ○次世代育成支援のための取組を促進するため「次世代育成支援対策推進法」を制定
平成 16 年 6 月 12 月	○少子化の流れを変えるための総合的な施策展開の指針として「少子化社会対策大綱」を閣議決定 ○大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を決定
平成 18 年 6 月	○少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、年齢進行ごとの子育て支援策を掲げた「新しい少子化対策について」を決定
平成 19 年 12 月	○全ての子ども、家族を世代を超えて国民みなで支援する社会の実現を目指すものとして「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を取りまとめ ○働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向けて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を決定
平成 20 年 2 月	○保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を取りまとめ
平成 22 年 1 月 11 月	○少子化対策から子ども・子育て支援へと視点を移した「子ども・子育てビジョン」を閣議決定 ○幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」を設置 ○潜在的な保育ニーズ量を見通し、「先取り」で計画的に進めるとともに、新システムの考え方を「先取り」した取組を行うこととした「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめ
平成 24 年 8 月	○子ども・子育て関連 3 法を公布 <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援法」 ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」 ・「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

①「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設

幼稚園、保育園に対する財政措置は学校教育の体系、福祉の体系として別々になってきましたが、新制度では幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」が創設され、財政措置が一本化されました。

また、新たな給付である「地域型保育給付」が創設され、「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとされました。

市町村は、認可（認定）施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることの「確認」を行うこととされました。

②認定こども園制度の改善

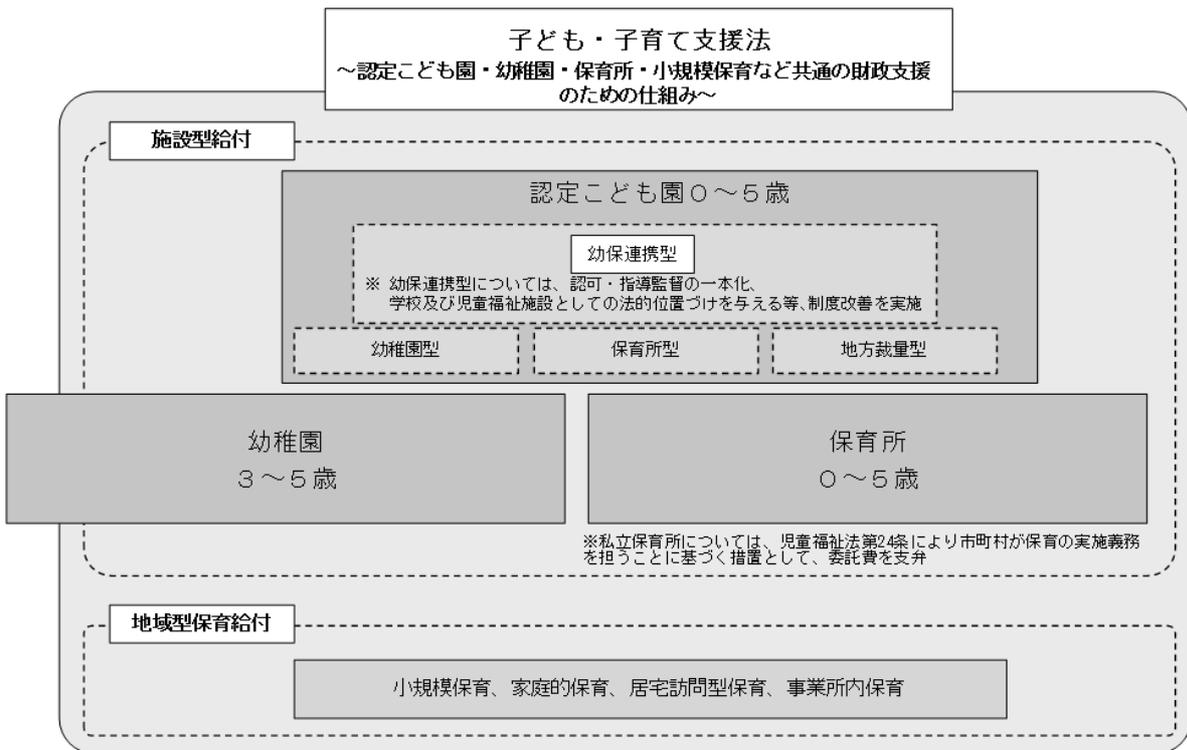
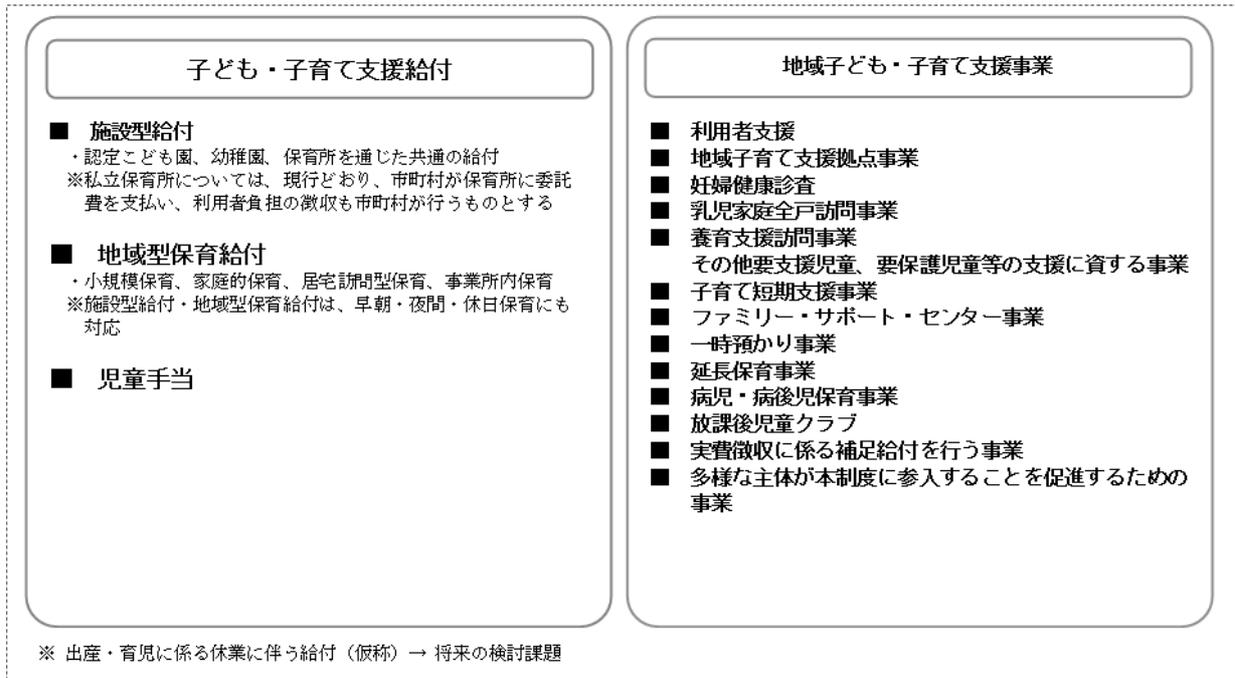
認定こども園は、平成18年10月に創設され、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持った施設ですが、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育園という2つの制度を前提にしていたことによる、認可や指導監督、財政支援等に関する二重行政の煩雑さなどが課題として指摘されていました。

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等が一本化され、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」を含む4類型全てが「施設型給付」として一本化されました。

③地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に多様な子育て支援を充実させるため、地域の実情に応じて実施する13事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされました。

子ども・子育て支援新制度給付・事業の全体像



資料：子ども・子育て会議資料(内閣府・文部科学省・厚生労働省)

(2) 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

①基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村は、潜在ニーズも含めた地域の子ども・子育てに関するニーズを把握した上で、量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画を策定し、その計画に基づき給付・事業を実施します。

②社会全体による費用負担

社会保障・税一体改革において、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大され、恒久的な財源の確保として消費税率の引き上げによる増収分が財源として充てられます。

③政府の推進体制の整備

子ども・子育て支援法における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管します。

④子ども・子育て会議の設置

国には有識者、地方公共団体、事業主代表、子育て当事者、子育て支援事業従事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置することが義務付けられています。

市町村には、子ども・子育て支援事業計画の策定の際に意見を聴くなど、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）を設置することが努力義務とされています。

(3) 「子ども・子育て支援法」の基本理念

子ども・子育て支援法第2条では、基本理念として次のとおり定めています。

- ① 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- ② 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- ③ 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(4) 国の基本指針

「子ども・子育て支援法」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するため、国は、基本指針を定めました。

市町村には、この基本指針に即して、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務付けられています。

国の基本指針には、次の項目が示されています。

■国の基本指針の項目

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 1 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 2 子どもの育ちに関する理念
- 3 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 4 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- 1 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方
- 2 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
- 5 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項
- 6 その他

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

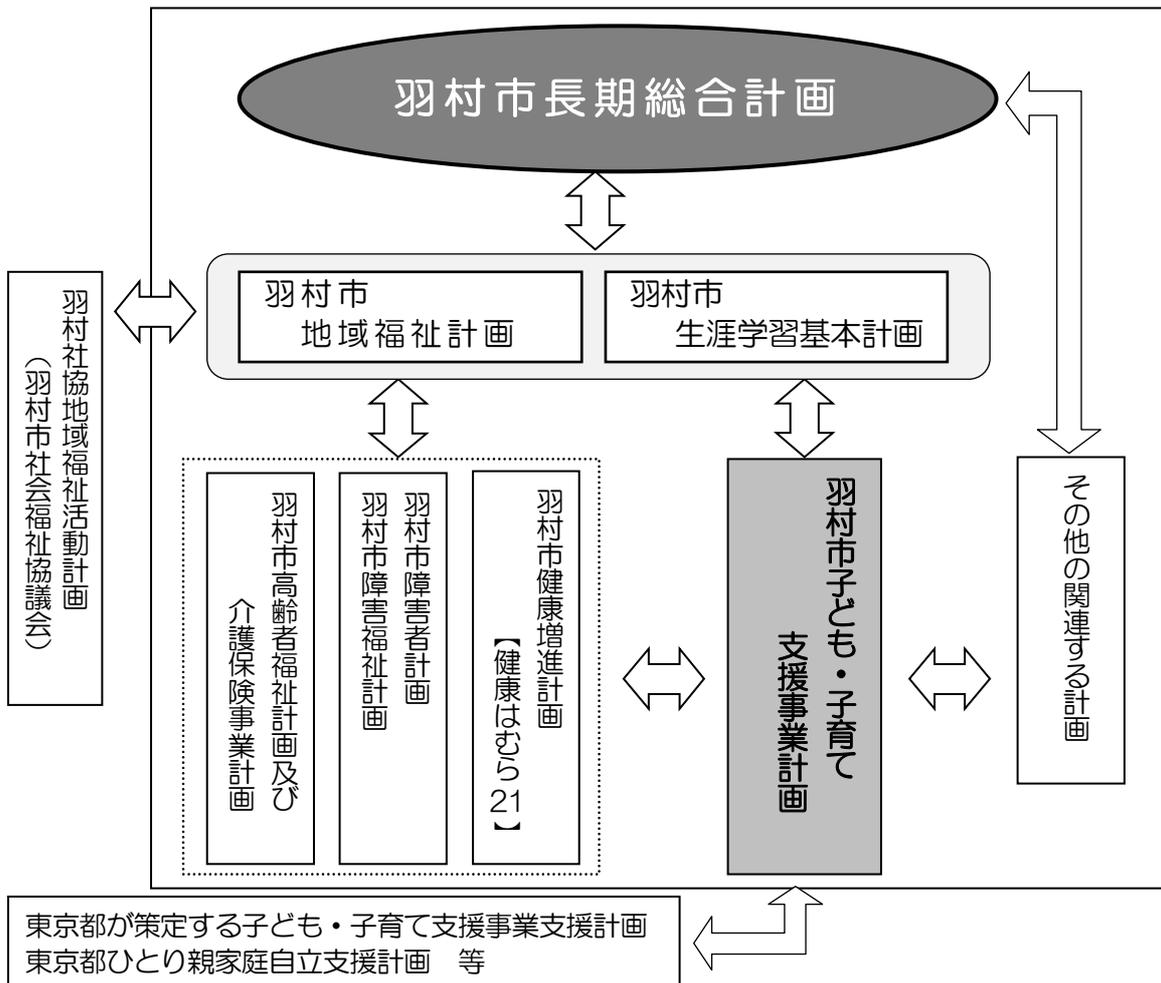
第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、教育・保育提供区域における各年度の就学前の子どもの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めるものです。このことにより、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、給付及び事業の円滑な実施を確保するとともに、子ども・子育て支援施策を計画的かつ総合的に推進していきます。
- (2) 次世代育成支援対策推進法の規定に基づく羽村市次世代育成支援行動計画の施策等を他の関連計画との整理をした上で、後継計画として策定するものです。
- (3) 市の総合的なまちづくりの指針である「第五次羽村市長期総合計画」との整合を図るとともに、「羽村市地域福祉計画」や「羽村市生涯学習基本計画」など子ども・子育てに関する内容を定めた各種個別計画との調和を保つものです。
- (4) 東京都が策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」や「東京都ひとり親家庭自立支援計画」などの関連計画との整合を図り、連携を確保するものです。

■関連計画等との関係図



4 計画の対象

本計画の対象は、子どもが生まれる前から概ね 18 歳までの全ての子どもとその家庭とします。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

■本計画及び関連計画の期間

(年度)

平成 22 (2010)	平成 23 (2011)	平成 24 (2012)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)
第四次羽村市 長期総合計画		第五次羽村市長期総合計画 (平成24～33年度)							
第3次羽村市生涯 学習推進基本計画		羽村市生涯学習基本計画 (平成24～33年度)							
第三次羽村市 地域福祉計画		第四次羽村市地域福祉計画 (平成25～29年度)						第五次羽村市 地域福祉計画	
羽村市次世代育成支援行動計画 (後期行動計画) (平成22～26年度)				羽村市子ども・子育て支援事業計画 (平成27～31年度)					
第2期羽村市 障害福祉計画		羽村市障害者計画 (平成21～26年度)		第3期羽村市障害福祉計 画 (平成24～26年度)			羽村市障害者計画及び 第4期羽村市障害福祉計画 (平成27～29年度)		羽村市障害者計画 及び第5期羽村市 障害福祉計画
羽村市高齢者福祉 計画及び第4期介 護保険事業計画		羽村市高齢者福祉計画及び第 5期介護保険事業計画 (平成24～26年度)			羽村市高齢者福祉計画及び第 6期介護保険事業計画 (平成27～29年度)			羽村市高齢者福祉計 画及び第7期介護保 険事業計画	
羽村市健康増進計画【健康はむら21】 (平成17～26年度)				羽村市健康増進計画【健康はむら21(第二次)】 (平成27～36年度)					

6 教育・保育提供区域

羽村市の教育・保育提供区域は、市内全域を1つの区域として設定します。

子ども・子育て支援新制度では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

この教育・保育提供区域ごとに、小学校就学前の子どもの認定区分に応じた各年度の教育・保育施設、地域型保育事業所及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算定し、「確保の内容」やその「実施時期」を定め、必要な教育・保育施設、地域型保育事業所及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に整備、実施していくこととなります。

羽村市の人口は、東京都の市部では一番少なく、広さは東西に4.23km、南北に3.27km、面積は9.9km²と三番目に小さい状況にあります。人口・面積ともに小規模な自治体であり、平坦な地形で、移動に困難を伴うほど市内を分断する地理的要因もないこと、また既存施設の整備状況などから、教育・保育提供区域は、市内全域を一つの区域として設定しました。

7 計画の策定経過

(1) 羽村市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、子どもや子育て支援に係る当事者等の意見を聴くため、知識経験者、教育・保育施設の代表者、子どもの保護者、公共的団体の代表者、事業所の代表者、公募市民からなる「羽村市子ども・子育て会議」を設置し、会議を重ねてきました。

(2) 羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会の設置

羽村市子ども・子育て支援事業計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行う庁内組織として、子ども・子育て支援に関連する部署の職員からなる「羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会」を設置し、検討を行いました。

(3) アンケート調査の実施

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた利用ニーズ等を把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するため、平成25年10月に「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」を実施しました。国から示された調査票案を基に羽村市独自項目を追加し、羽村市子ども・子育て会議の意見を聴き、調査票を作成しました。

調査結果については、量の見込みを設定する際などの参考にするとともに、本計画策定における基礎資料として活用しました。

■調査の概要

調査対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者	合計
調査方法	郵送配布、郵送回収		
配布数	1,000	600	1,600
有効回収数	590	348	938
有効回収率	59.0%	58.0%	58.6%
調査期間	平成25年10月9日～10月28日		

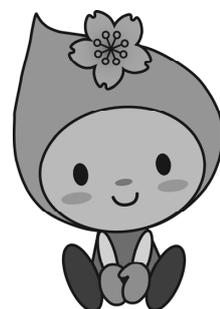
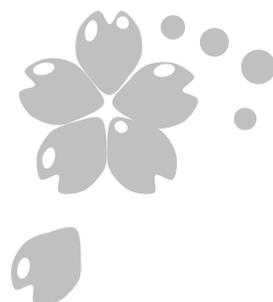
※ 主なアンケート調査の結果は資料編を参照(P95)

(4) 意見公募手続の実施

本計画の素案を平成27年1月に市公式サイト等で公表し、計画に対する市民の意見を求め、市の計画として策定しました。

第
2 章

羽村市の子ども・子育て支援の状況

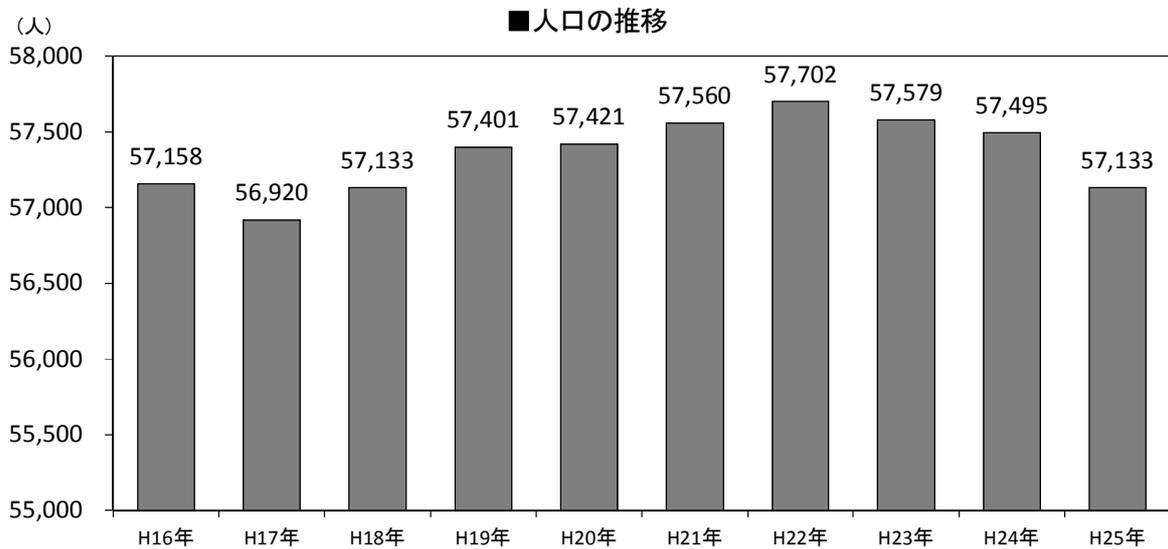


第2章 羽村市の子ども・子育て支援の状況

1 人口の動向

(1) 人口の推移

総人口は平成22年の57,702人をピークに減少傾向にあり、平成25年4月1日現在で57,133人となっています。

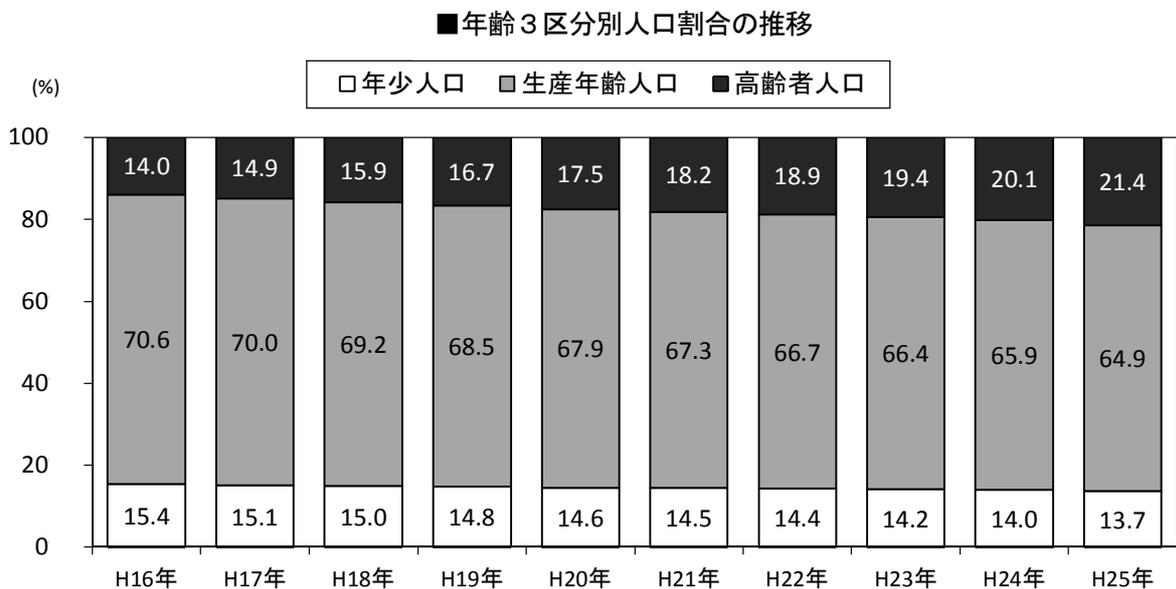


資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

平成25年の年齢3区分別人口割合は、年少人口（14歳以下）割合13.7%、生産年齢人口（15～64歳）割合64.9%、高齢者人口（65歳以上）割合21.4%となっています。

平成16年からの推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合ともに毎年減少傾向が続いている一方、高齢者人口割合は増加しており少子高齢化が進行しています。



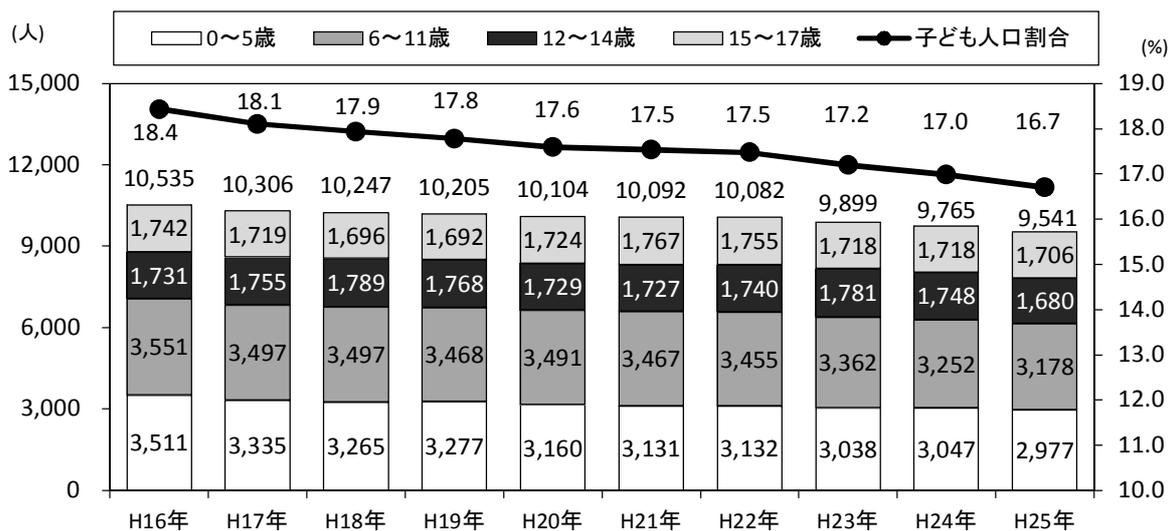
資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）

(3) 子どもの人口の推移と将来推計

①子どもの人口の推移

18歳未満の子ども人口の推移をみると、どの年齢層とも減少傾向にあり、総人口に占める子ども人口割合も年々減少傾向にあります。また、平成24年度と25年度の0歳から5歳までの未就学児童を年齢別に比較すると、0歳児と2歳児の人口が大きく減少しています。

■子どもの人口の推移



資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）

■未就学児童の推移

(単位：人)

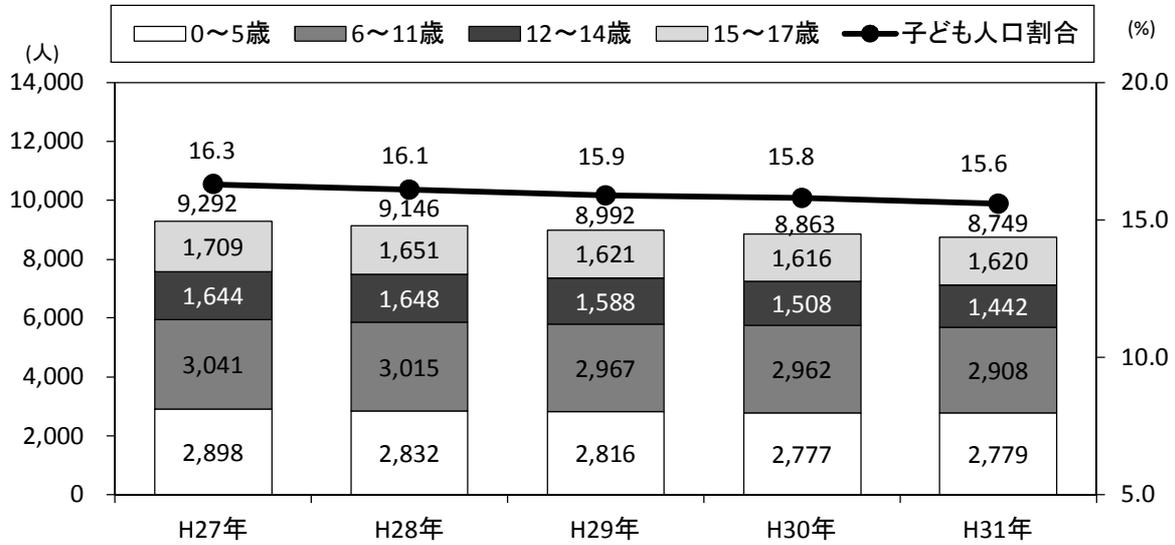
区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳	576	486	508	504	510	519	527	467	486	434
1歳	590	564	505	534	490	521	545	540	475	497
2歳	609	566	566	520	520	484	524	533	546	482
3歳	548	597	552	561	511	518	495	501	540	538
4歳	580	540	596	566	564	525	515	493	504	526
5歳	608	582	538	592	565	564	526	504	496	500
合計	3,511	3,335	3,265	3,277	3,160	3,131	3,132	3,038	3,047	2,977

資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）

②子どもの人口の将来推計

18歳未満の子ども人口の将来推計をみると、どの年齢層とも減少傾向にあり、総人口に占める子ども人口割合も年々減少傾向が見込まれます。

■子どもの人口の将来推計



■未就学児童の将来推計

(単位：人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	464	459	452	444	437
1歳	484	478	472	465	457
2歳	448	485	479	473	466
3歳	495	445	482	477	470
4歳	476	492	442	479	473
5歳	531	473	489	439	476
合計	2,898	2,832	2,816	2,777	2,779

[再掲]年齢3区分

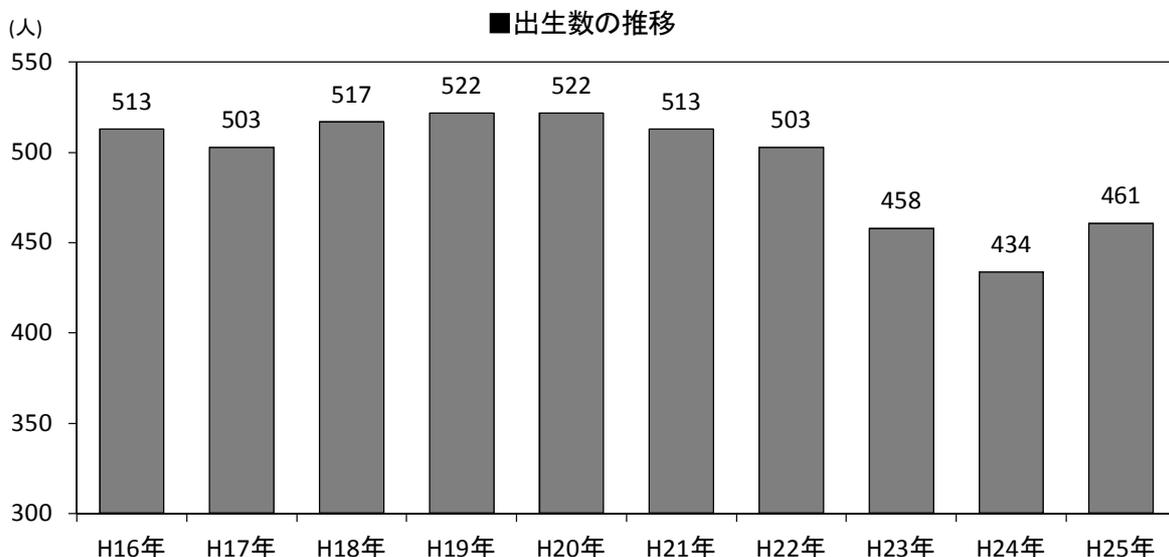
0歳	464	459	452	444	437
1～2歳(計)	932	963	951	938	923
3～5歳(計)	1,502	1,410	1,413	1,395	1,419

※ 住民基本台帳人口の実績をベースにコーホート変化率法にて推計

2 出生の動向

(1) 出生数の推移

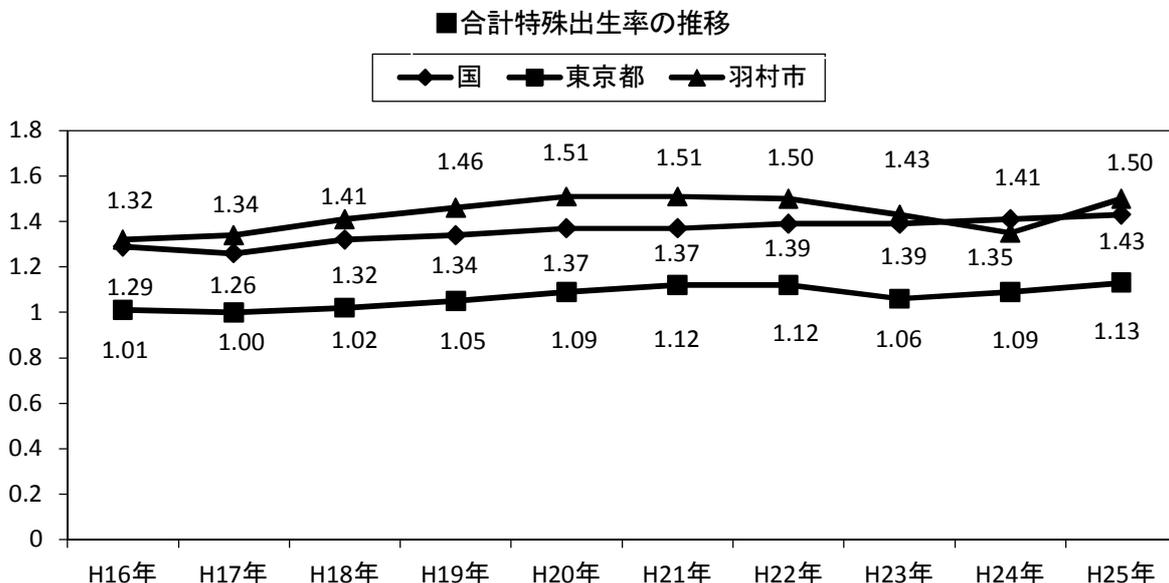
出生数は毎年 500 人台前半で推移し、ほぼ横ばい状態が続いていましたが、平成 23 年には 500 人を下回り、平成 25 年では 461 人となっています。



資料：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成 22 年から平成 24 年に減少しましたが、平成 25 年において上昇し、国の平均を上回りました。東京都平均よりも高い傾向は続いています。



資料：人口動態統計

3 母子保健サービスの状況

(1) 妊婦健康診査等助成事業

妊婦健康診査等助成事業は、母体、胎児の健康確保や安心して健康な妊娠、出産を迎える上で必要な健康診査について、その費用の一部を公費負担し、定期的な健康診査の受診促進及び経済的負担の軽減を図る事業です。都内の契約医療機関で受診した場合の助成と、契約医療機関以外の医療機関や助産所で受診した場合の償還払いによる助成を行っています。

助成回数は、平成23年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

■妊婦健康診査等助成回数の推移

(単位：回)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊婦健康診査助成回数	2,300	5,194	5,570	5,341	5,302	5,315
里帰り出産等妊婦健康診査助成回数	-	212	442	329	309	357
合計	2,300	5,406	6,012	5,670	5,611	5,672

資料：健康課資料

※1 妊婦健康診査等助成は、平成20年度は一人5回、平成21年度からは一人14回を限度に実施

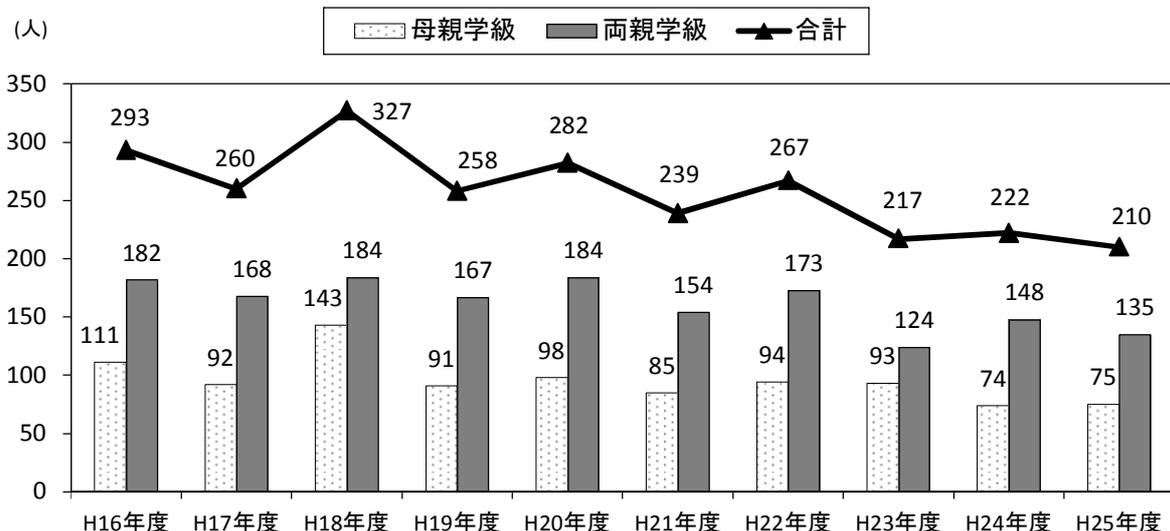
※2 里帰り出産等に伴う助成は、平成21年度から実施

(2) 母親学級・両親学級

母親学級・両親学級は、妊娠、出産、育児に対する正しい知識の普及を図るとともに、母子保健に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行っています。

母親学級の受講者数は、平成19年度以降は90人前後で推移していましたが、平成24年度からは70人台とやや減少しています。両親学級の受講者数は、概ね横ばい状態でしたが、平成23年度からやや減少傾向にあります。

■母親学級・両親学級受講者数の推移



資料：母子保健事業報告

※1 母親学級は、年6回、3日間コース（平成16年度は4日間コース）

※2 両親学級は、年8回

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、新生児訪問指導を実施した家庭を除く生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行うとともに、子育て支援に関する必要な情報提供などを行う事業です。

訪問人数は毎年度増加し、平成25年度には訪問割合が90%を超えています。

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）実施状況の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問人数（人）	328	352	415
出生数（人）	481	448	455
訪問割合（%）	68.2	78.6	91.2

資料：子育て支援課、市民課資料

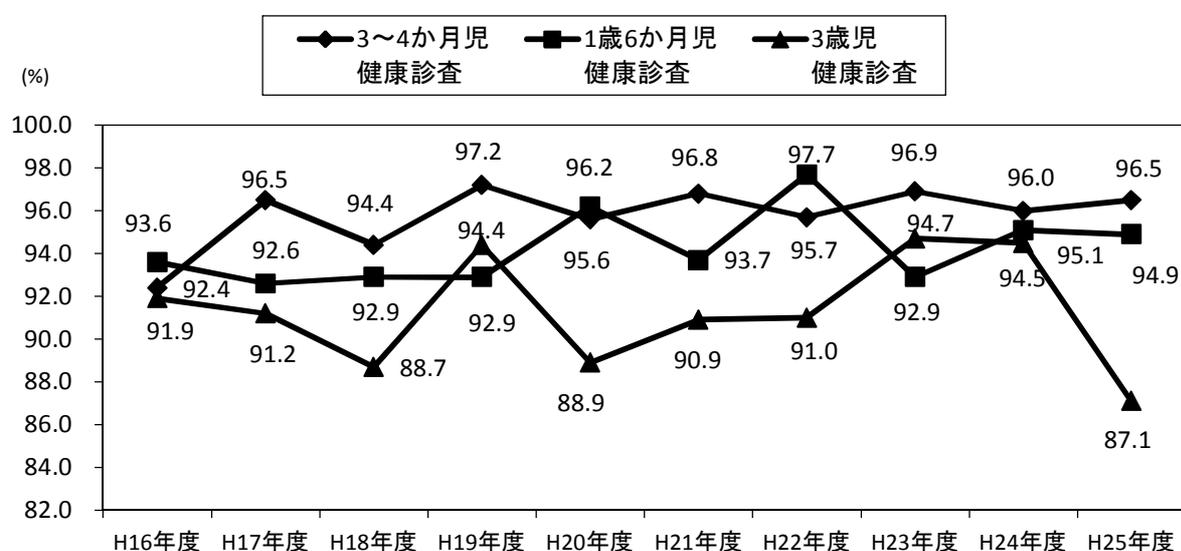
※ 新生児訪問指導を含む

(4) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、発育・発達の確認及び疾病・障害を早期に発見し、早期治療・療育につなげるため、乳幼児の年齢（月齢）に応じた適切な健康診査及び保護者に対する保健指導なども実施しています。

平成25年度の乳幼児健康診査の受診率は、3～4か月児健康診査が96.5%、1歳6か月児健康診査が94.9%、3歳児健康診査が87.1%となっています。

■乳幼児健康診査受診率の推移



資料：母子保健事業報告

(5) 育児相談

《相談者数及び年齢区分別割合の推移》

保健センターで実施している育児相談は、身長・体重測定による乳幼児の発育・発達の確認のほか、希望者に対しては子育てに関する疑問や心配ごとなどについての個別相談に応じ、必要な助言を行っています。

相談者数は、平成20年度以降1,000人前後で推移していましたが、平成24年度からは800人台と減少しています。年齢区分別割合をみると、平成16年度以降0歳から2歳未満までの相談が80%以上を占めています。

■相談者数及び年齢区分別割合の推移

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談者数(人)	794	863	849	822	1,016	1,049	998	1,061	897	853
0～6か月未満(%)	12.3	21.1	18.7	20.8	24.6	22.3	21.6	23.2	24.7	20.7
6か月～1歳未満(%)	27.2	31.3	33.0	30.3	33.5	32.4	31.4	30.1	28.4	34.7
1歳～2歳未満(%)	43.2	30.7	33.8	32.2	32.6	34.8	33.9	35.8	33.3	32.5
2歳～3歳未満(%)	15.3	14.0	11.3	14.4	6.8	8.4	10.6	9.9	11.5	10.1
3歳以上(%)	1.9	2.9	3.2	2.3	2.6	2.1	2.5	1.0	2.0	2.0

資料：健康課資料

《相談内容》

平成25年度の相談内容をみると、保育相談では「体の心配・病気」、「睡眠・泣き・排泄」、「日常生活」、「予防接種」に関する相談が、また、栄養相談では「離乳食」、「食事量」、「ミルク・母乳」、「小柄・体重の伸び悩み」に関する相談が多く寄せられています。

■保育・栄養別相談内容

(平成25年度)

保育相談内容	件数(件)	栄養相談内容	件数(件)
体の心配・病気	48	離乳食	117
睡眠・泣き・排泄	31	食事量	95
日常生活	31	ミルク・母乳	80
予防接種	29	小柄・体重の伸び悩み	73
離乳食について	27	食事リズム・習慣	46
発達について	23	水分	29
母の精神面	22	遊び食べ	27
性格行動・社会性	19	メニュー・調理法	21
発育について	16	卒乳など	18
乳房管理など	11	かめない・丸呑み	15
幼児食について	4	食物アレルギー	9
その他	24	便秘	7
		偏食	5
		その他	18

資料：健康課資料

4 幼稚園・保育事業の状況

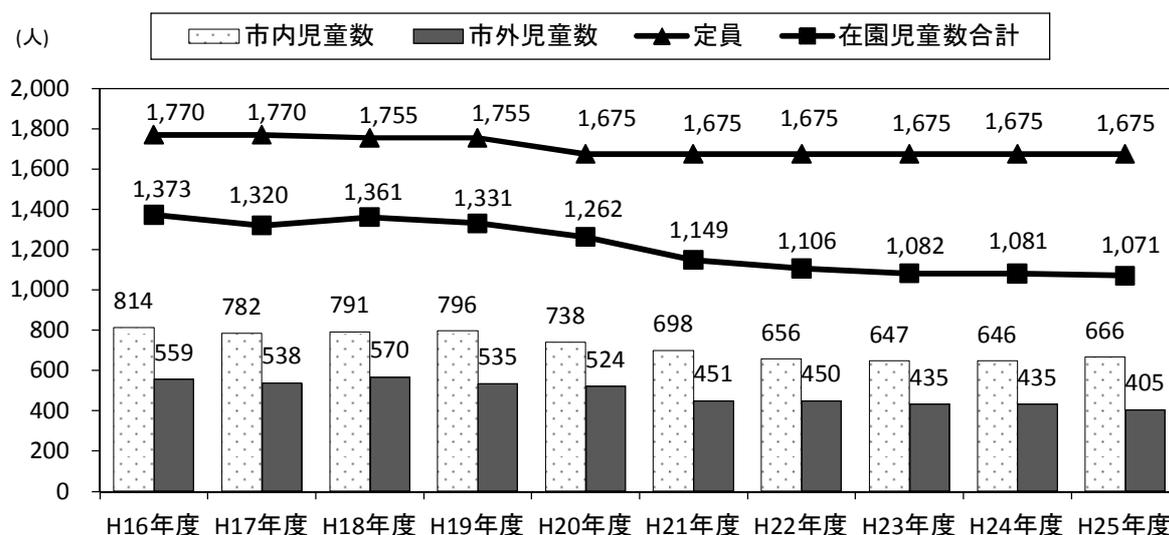
(1) 幼稚園

市内の幼稚園数は、平成25年4月1日現在、7園（幼稚園型認定こども園2園含む）で、その全てが私立となっています。

在園児童数の推移をみると、減少傾向が続いており、平成25年度で1,071人となっています。在園児童のうち、毎年度約60%を市内の児童が占めています。

教育時間前後の預かり保育については、各園によって預かり時間の規定に違いがあるものの、全ての幼稚園で実施しています。

■幼稚園の定員及び在園児童数の推移



資料：事務報告書（各年度5月1日現在）

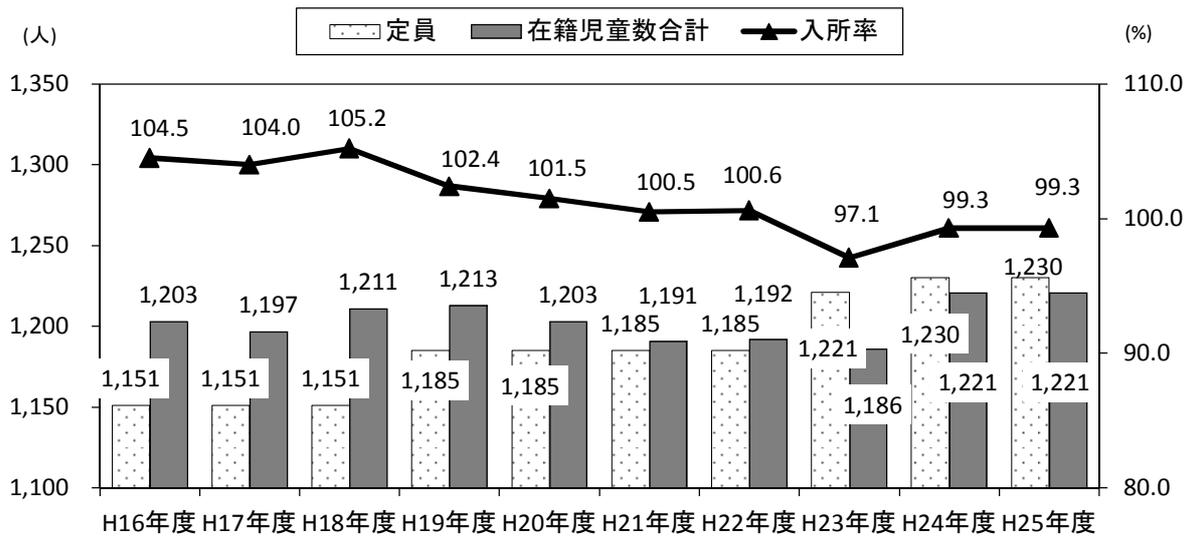
(2) 認可保育園

《定員、在籍児童数及び入所率の推移》

市内の認可保育園は、平成25年4月1日現在、公立保育園2園、私立保育園10園の計12園で、保育園全体の定員は、平成16年度の1,151人から平成25年度は1,230人と増加しています。

在籍児童数は、1,200人前後で推移しており、平成22年度までは定員を上回っていましたが、平成23年度からは定員を下回り、平成25年度では99.3%の1,221人となっています。

■認可保育園の定員、在籍児童数及び入所率の推移



資料：事務報告書（各年度4月1日現在）

《在籍児童数の内訳及び管外委託児童数の推移》

市内認可保育園の在籍児童数の内訳をみると、市内の児童がほとんどを占め、市外からの児童数（管外受託児）は減少傾向にあります。また、市外の保育園に在籍している児童数（管外委託児）は、平成21年度以降30人前後で推移しています。

■在籍児童数の内訳及び管外委託児童数の推移 (単位：人)

区分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
市内児童数	1,139	1,130	1,144	1,156	1,164	1,156	1,156	1,152	1,193	1,202
管外受託児	64	67	67	57	39	35	36	34	28	19
在籍児童数 合計	1,203	1,197	1,211	1,213	1,203	1,191	1,192	1,186	1,221	1,221
管外委託児	49	42	42	56	40	35	26	24	30	33

資料：事務報告書(各年度4月1日現在)

《待機児童数の推移》

待機児童数は年度により異なり、平成25年度は6人となっています。年齢層では0歳から2歳で待機児童があり、平成20年度以降は3歳以上の待機児童数は0人となっています。

■待機児童数の推移 (単位：人)

区分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
0歳	2	2	4	2	1	2	3	0	4	0
1歳	10	13	9	7	1	7	17	5	2	6
2歳	18	6	8	5	0	0	11	2	4	0
3歳	7	3	5	3	0	0	0	0	0	0
4、5歳	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
合計	37	24	27	18	2	9	31	7	10	6

資料：保育課資料(各年度4月1日現在)

(3) 認証保育所

認証保育所は、保護者が仕事や疾病等のために保育ができない0歳から5歳までの子どもを対象として、東京都が一定基準を満たしていると認証した保育所です。平成25年4月1日現在、市内には3か所（地方裁量型認定こども園1園含む）あり、定員は合計で115人です。

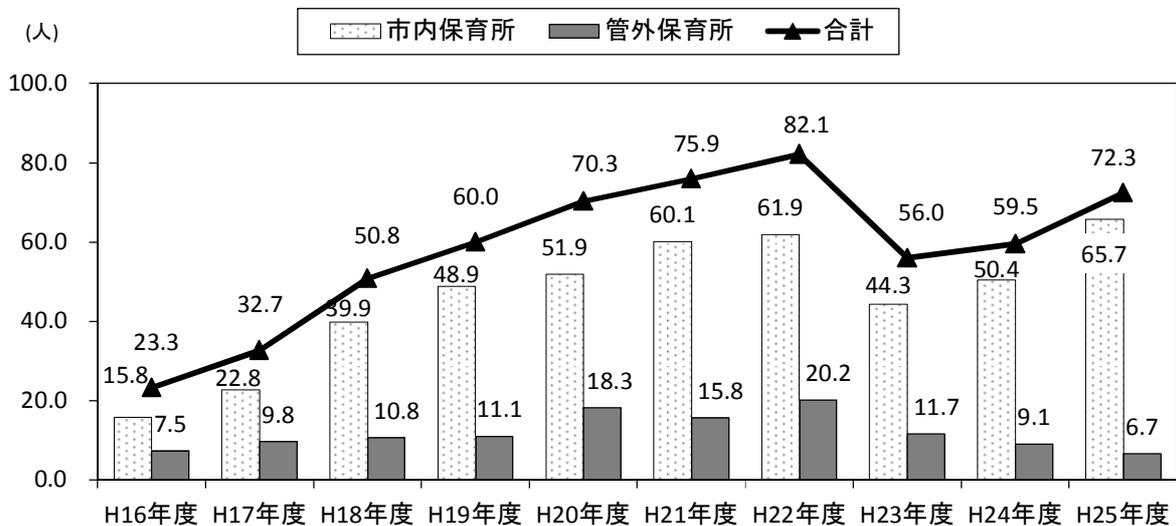
月平均の利用人数は、平成22年度までは毎年度増加していましたが、平成23年度に大きく減少に転じた後、再び増加傾向にあります。

■平成25年度在籍児童数の内訳（月平均利用人数）

区分	人数(人)	割合(%)
市内児童数	65.7	57.9
市外児童数	47.7	42.1
在籍児童数合計	113.4	100.0

資料：保育課資料

■認証保育所月平均利用人数の推移



資料：事務報告書を基に、月平均利用人数を算出

(4) 認定こども園

認定こども園は、幼稚園、認可保育園、認証保育所等のうち、就学前の子どもの教育と保育の両方を一体的に提供するとともに、子育て相談や親子の集いの場を提供するなど、地域における子育て支援も行う施設です。幼稚園、保育園の両方の機能を有し、保護者の就労の有無にかかわらず入園が可能で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つに区分されます。平成25年4月1日現在、市内には、幼稚園型2園、地方裁量型1園の計3園あります。

■認定こども園の定員及び在籍児童数

(単位：人)

区分	幼稚園型①		幼稚園型②	地方裁量型
	(0-2歳児)	(3-5歳児)	(3-5歳児)	(0-5歳児)
定員	23	30	55	50
市内児童数	10	22	40	12
市外児童数	7	11	11	24
在籍児童数合計	17	33	51	36

資料：保育課資料(平成25年4月1日現在)

※1 幼稚園型①(3-5歳児)・②は、幼稚園の長時間保育利用児童数(幼稚園在籍児童数の再掲)

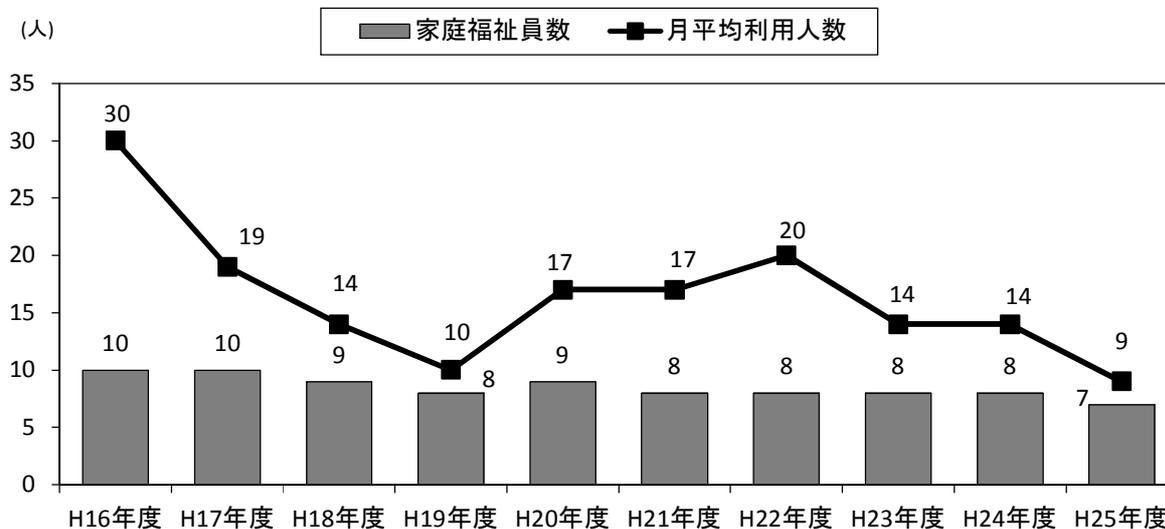
※2 地方裁量型は、認証保育所利用児童数の再掲

(5) 家庭福祉員制度(保育ママ)

家庭福祉員制度は、保護者が就労や疾病などの事情で、家庭で保育できない乳幼児(生後8週間以上3歳未満)を家庭福祉員の自宅で預かり、家庭的な保育を行う制度です。

家庭福祉員、月平均利用人数ともに減少傾向にあり、平成25年度では家庭福祉員7人、月平均利用人数9人となっています。

■家庭福祉員制度(保育ママ)利用状況の推移

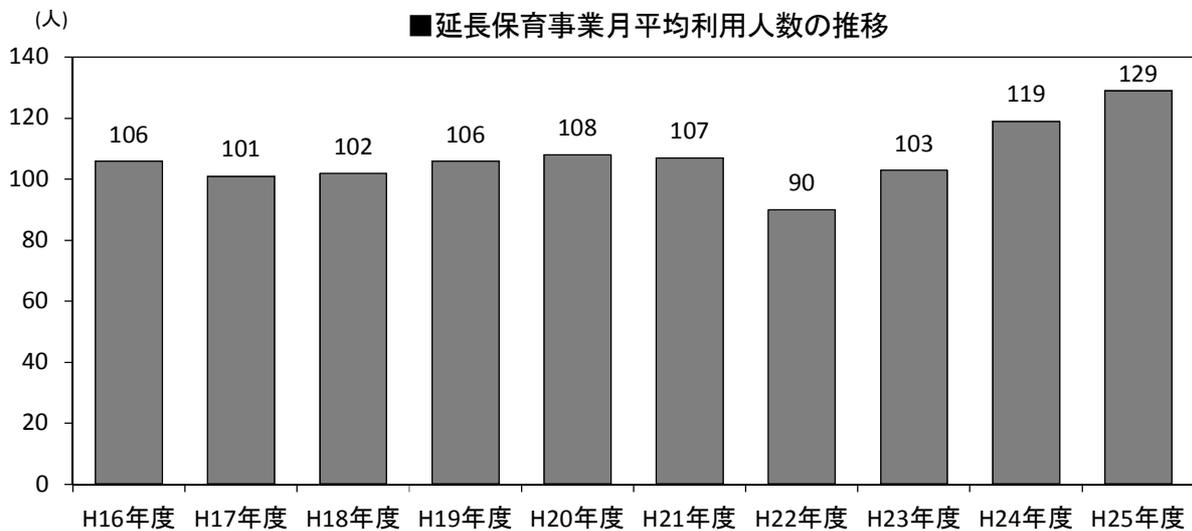


資料：事務報告書を基に、月平均利用人数を算出

(6) 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労形態、通勤時間等を考慮して通常の保育時間を超えて保育する事業で、全ての認可保育園で行われています。1時間延長が10園、2時間延長が2園となっています。認可保育園を利用している子どもが対象です。

月平均の利用人数は、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成22年度に90人に減少した後、増加傾向にあります。

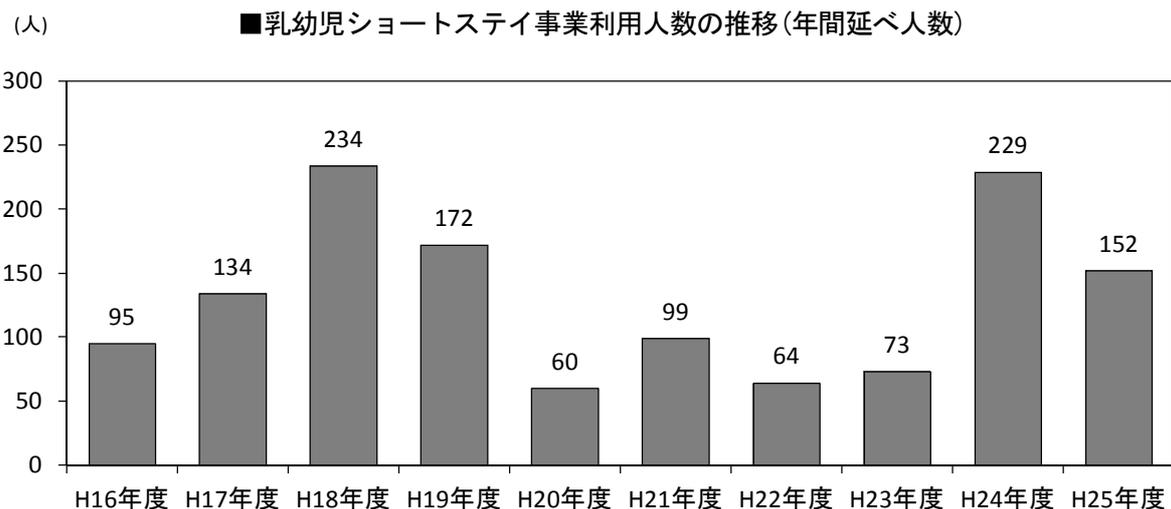


資料：事務報告書

(7) 子育て短期支援事業（乳幼児ショートステイ事業）

乳幼児ショートステイ事業は、保護者が疾病、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで、小学校就学前までの子どもを一時的に保育ができないときに、原則として7日以内の期間、子どもを保育（宿泊可）する事業で、児童養護施設に委託して実施しています。

年間の延べ利用人数は、年度により大きく異なり、平成25年度は152人となっています。

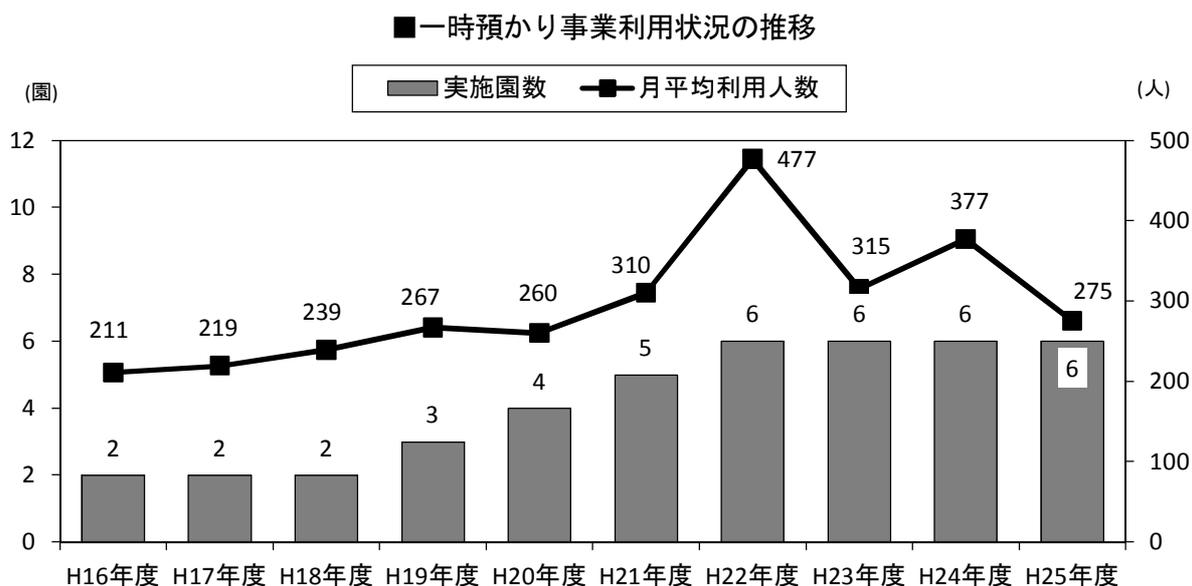


資料：事務報告書

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭など緊急又は一時的に保育が必要となる市内在住の小学校就学前の子どもを、認可保育園などで預かる事業です。平成18年度までは認可保育園2園で実施していましたが、平成19年度から平成22年度までに実施園数が増加し、現在は認可保育園、認証保育所、認定こども園の計6園で実施しています。

月平均の利用人数は、平成22年度に477人と突出しているものの、概ね増加傾向にありましたが、平成25年度では275人と減少しています。



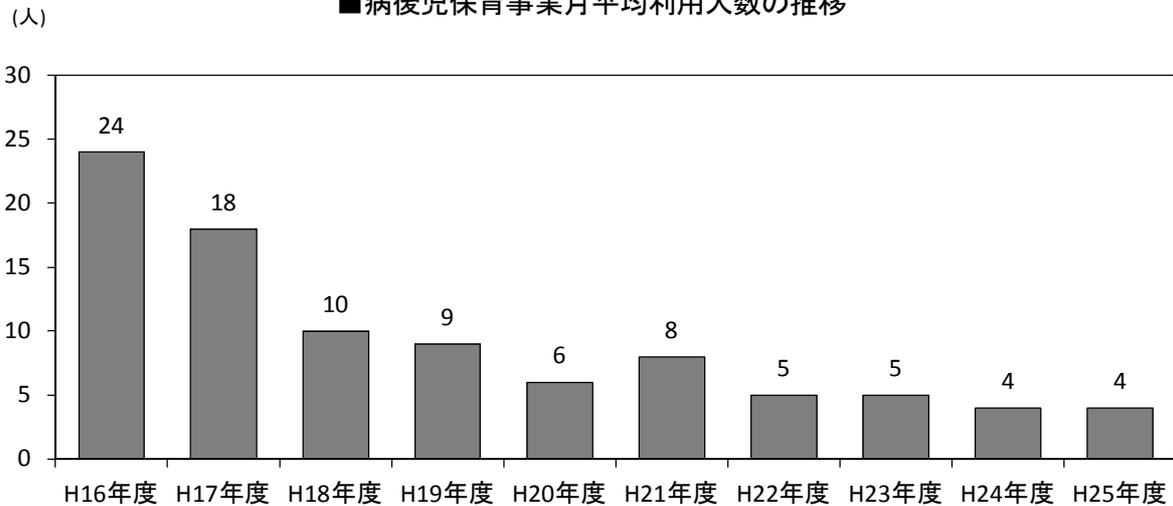
資料：事務報告書を基に、月平均利用人数を算出

(9) 病後児保育事業

病後児保育事業は、認可保育園等を利用している概ね1歳以上の子どもが病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合、一時的にその子どもを保育する事業です。認可保育園1園で実施しています。

月平均の利用人数は減少傾向が続き、平成19年度以降は10人未満となっています。

■病後児保育事業月平均利用人数の推移



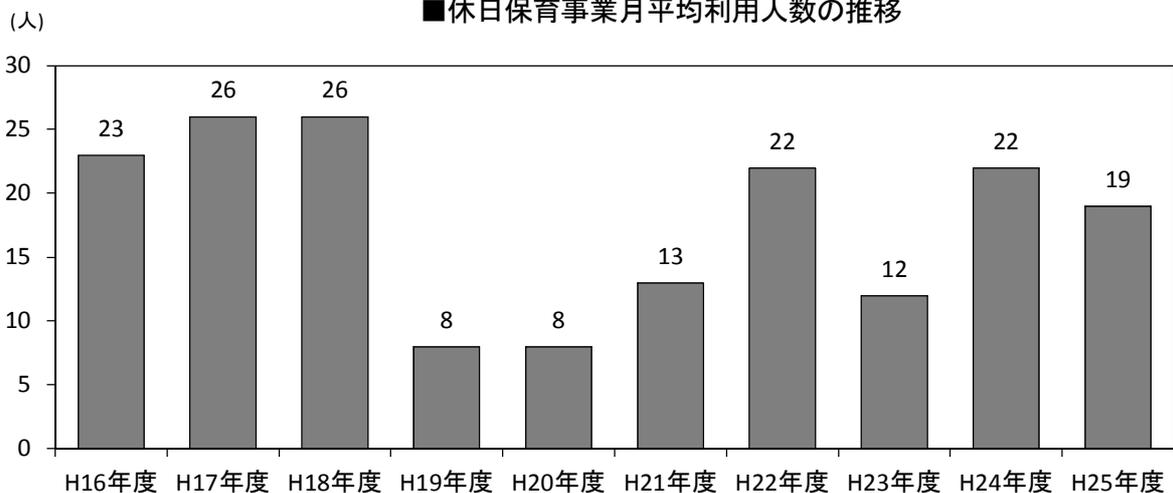
資料：事務報告書を基に、月平均利用人数を算出

(10) 休日保育事業

休日保育事業は、年末・年始を除く日曜・祝日に、保護者の就労などのために家庭で保育ができない子どもを保育する事業です。認可保育園等を利用している生後6か月以上の子どもを対象に、認可保育園1園で実施しています。

月平均の利用人数は年度によって差があり、平成25年度は19人となっています。

■休日保育事業月平均利用人数の推移

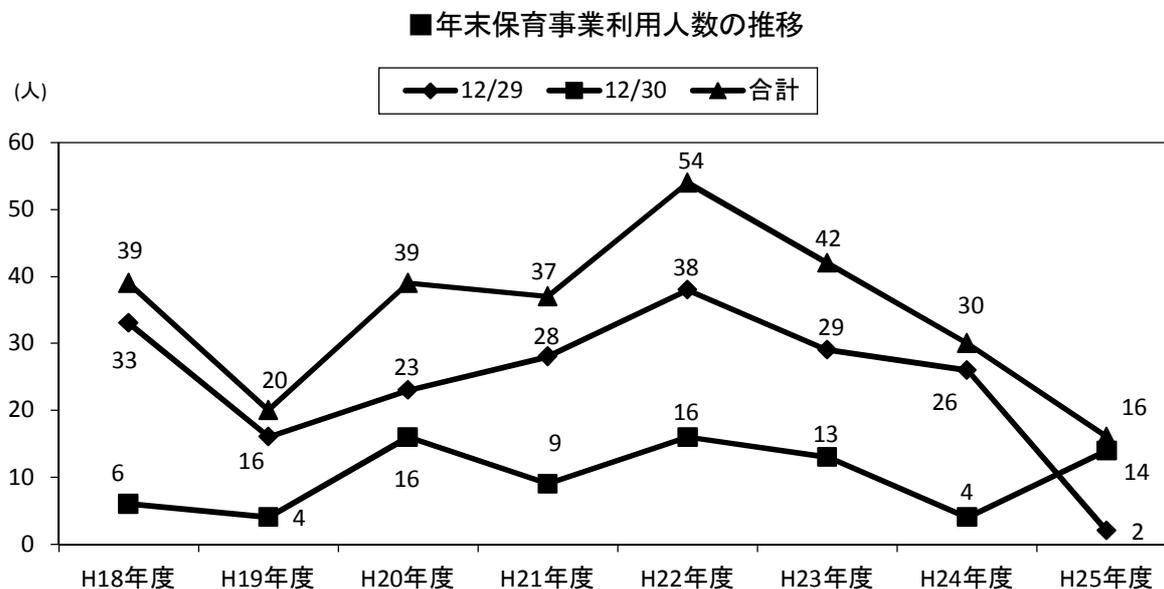


資料：事務報告書を基に、月平均利用人数を算出

(11) 年末保育事業

年末保育事業は、12月29日、30日に保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に保育する事業です。

利用人数は、平成22年度の54人をピークに減少傾向にあり、平成25年度では16人となっています。



資料：事務報告書

5 子どもの健全育成の状況

(1) 学童クラブ事業

学童クラブ事業は、保護者の就労や疾病などの事情で、放課後家庭で十分な監護が受けられない小学1年生から3年生までの子どもを午後6時まで、希望者には午後7時まで預かる事業です。土曜日や夏休み等学校の休業日（日・祝日を除く）は、午前8時から開所しています。施設は、平成25年4月1日現在、12か所設置しています。

登録児童数は毎年増加を続けた後、平成20年度からはほぼ横ばい状態でしたが、平成25年度は534人で前年度から50人減少しています。待機児童は施設の増設により減少し、平成25年度は0人でした。

■学童クラブ事業利用状況の推移

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数(か所)	8	8	9	9	9	9	11	12	12	12
定員(人)	390	390	445	445	445	445	581	608	608	608
登録児童数(人)	431	463	506	550	587	587	599	594	584	534
待機児童数(人)	19	46	0	24	7	18	0	3	0	0

資料：児童青少年課資料(各年度4月1日現在)

(2) 放課後子ども教室「はむらっ子広場」

放課後子ども教室は、地域の方々の協力を得て、週1～2回、小学校の校庭や余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全な居場所を確保し、学習・スポーツ・文化芸術活動や地域住民との交流活動等を行う事業で、保護者の就労の有無にかかわらず、全ての小学生が利用できます。

平成23年度から事業を開始し、平成25年度は、東小学校、西小学校、栄小学校、富士見小学校、小作台小学校の5校で実施しています。

■放課後子ども教室利用状況の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施校数(校)	1	3	5
延べ利用人数(人)	1,128	3,965	7,445
延べボランティア人数(人)	138	312	496
開催回数(回)	46	132	240

資料：事務報告書

(3) 児童館事業

児童館事業は、子どもに健全な遊びを提供し、健康の増進や情操を豊かにすることを目的とした事業で、市内に児童館を3館設置しています。日常的な自由遊びや季節の行事などのほか、子育て支援の拠点として、子育て家庭向けの事業なども実施しています。

年間の延べ利用人数は、平成20年度以降、合計で8万人後半から9万人後半で推移しています。

■児童館利用状況の推移

(単位：人)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
中央児童館	23,340	26,559	20,461	26,957	30,296	30,626	32,738	27,965	29,337	28,576
西児童館	58,939	60,340	50,983	40,081	26,503	24,830	27,229	25,346	31,183	26,425
東児童館	122,952	118,045	110,962	89,266	37,804	32,395	28,871	34,121	37,625	37,127
合計	205,231	204,944	182,406	156,304	94,603	87,851	88,838	87,432	98,145	92,128

資料：事務報告書

※ 西児童館と東児童館は、平成20年度から利用人数のカウント方法を変更しています。

6 地域における子育て支援の状況

(1) 子ども家庭支援センター相談事業

子ども家庭支援センターは、市における子どもと家庭支援の中核機関として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行っています。

相談は電話や面接のほか、電子メールなど様々な方法により応じています。

相談件数は、増加傾向にありましたが、平成 25 年度に減少し 3,107 件となっています。

■子ども家庭支援センター相談件数の推移

(単位：件)

区分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
面接相談	393	322	391	256	456	928	1,321	1,313	1,279	843
電話相談	1,491	1,703	1,788	1,871	1,553	2,136	2,865	2,884	3,366	1,991
その他 (メール・訪問)	64	141	135	141	104	182	211	227	339	273
合計	1,948	2,166	2,314	2,268	2,113	3,246	4,397	4,424	4,984	3,107

資料：事務報告書

(2) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行っています。

訪問相談家庭数は毎年度増加し、平成 25 年度は 8 件となっています。ヘルパー派遣家庭数は、1～5 件で推移しています。

■養育支援訪問事業実施状況の推移

区分		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
訪問 相談	家庭数(件)	—	4	4	5	6	8
	件数(件)	—	9	19	40	41	93
ヘルパー 派遣	家庭数(件)	1	3	3	3	2	5
	日数(日)	3	12	11	63	51	62
	総時間(時間)	5	24	23	92	55	119

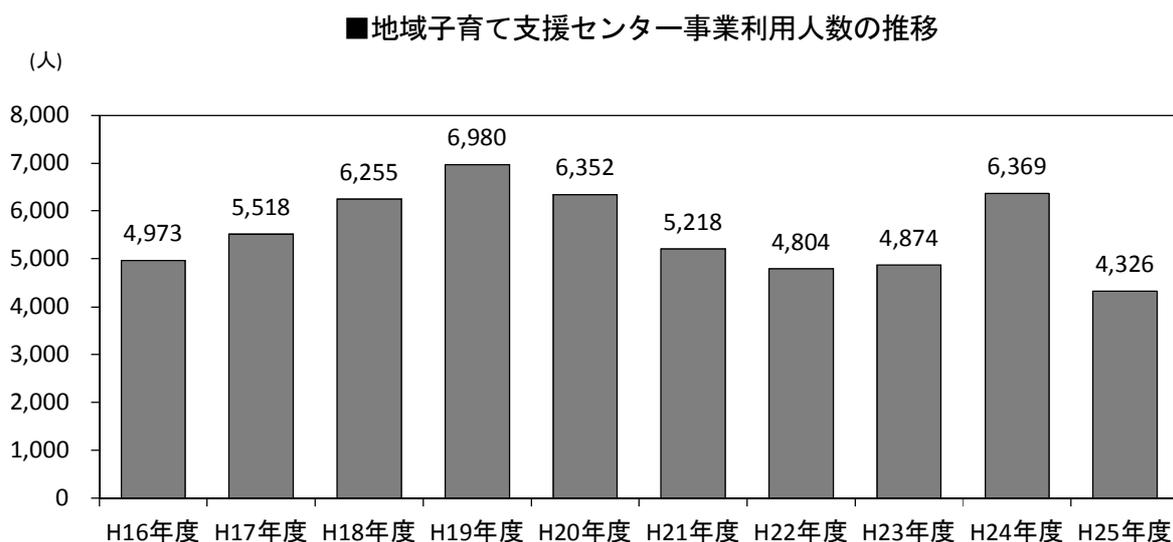
資料：事務報告書、子育て支援課資料

※ 訪問相談は、平成 21 年度から実施

(3) 地域子育て支援センター事業（子育てひろば事業）

地域子育て支援センター事業は、地域での子育て支援の拠点として、認可保育園2園に地域子育て支援センターを併設し、子育てサークルの育成・支援や子育て相談をはじめ、保護者同士の情報交換、親子の仲間づくり、離乳食や子育てに関する講座などを行う事業です。

利用人数は、平成19年度をピークに減少に転じ、平成24年度には前年度から大きく増加したものの、平成25年度は過去10年で最も低い利用人数となっています。



資料：事務報告書

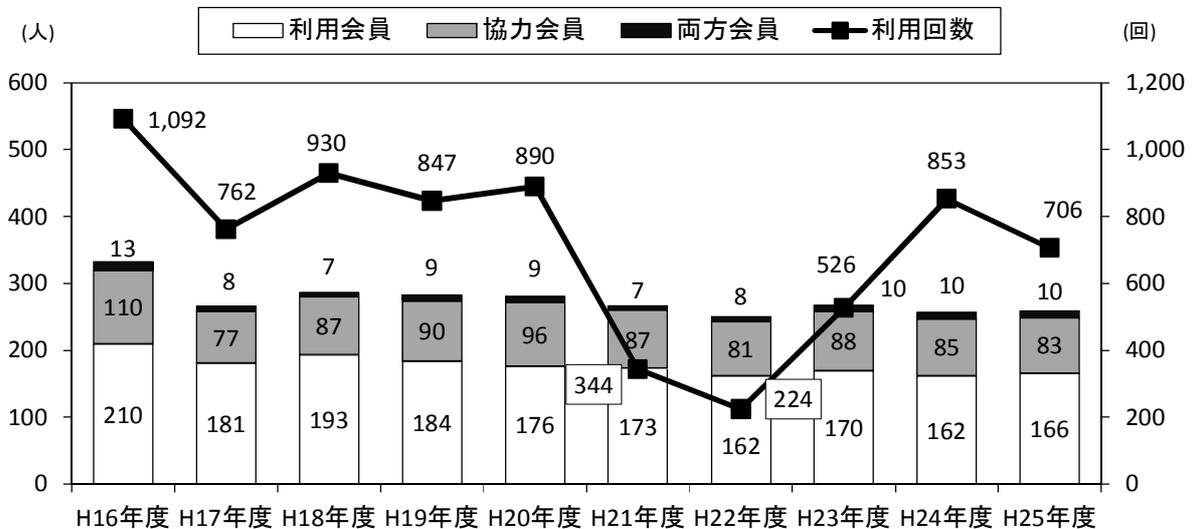
(4) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

ファミリー・サポート・センター事業は、仕事と育児を両立し安心して働くことができるように、育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(協力会員)が会員となり、相互に助け合いながら育児をサポートする事業で、羽村市社会福祉協議会に委託して実施しています。対象は生後6か月以上小学校3年生以下の子どもです。

利用状況を見ると、利用会員、協力会員、両方会員数は、ほぼ横ばい状態にありますが、利用回数は年度により大きく異なり、平成25度は706回となっています。

利用しているサポート内容は、学童クラブや幼稚園、保育園、習い事等の送迎、帰宅後の預かりが多くなっています。

■ファミリー・サポート・センター事業利用状況の推移



資料：子育て支援課資料

■サポート内容及び利用回数

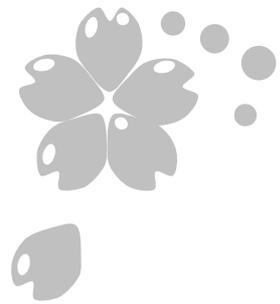
(平成25年度)

内 容	利用回数	内 容	利用回数
学童クラブの迎え及び帰宅後の預かり	252	学童クラブへの送り	14
学童クラブの迎え後自宅への送り	86	学童クラブの迎え	11
習い事等への送り	71	保護者等外出の場合の援助	11
習い事等の迎え	70	幼稚園・保育園の登園前の預かり及び送り	7
幼稚園・保育園の迎え	61	学校登校前の預かり及び送り	7
幼稚園・保育園への送り	36	幼稚園・保育園の迎え及び帰宅後の預かり	4
幼稚園・保育園の迎え後習い事への送り	29	保護者等の求職活動中の預かり	1
学童クラブの迎え後習い事への送り	25	習い事等帰宅後の預かり	1
学校・学童クラブの帰宅後の預かり	20	合 計	706

資料：子育て支援課資料

第
3 章

計画の理念と目標



第 3 章 計画の理念と目標

1 基本理念

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、兄弟姉妹の数の減少、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化により、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まる中、子ども・子育て支援新制度が創設されました。子ども・子育て支援は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」ことを前提としつつ、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければなりません。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の市の担い手の育成につながる未来への投資であり、社会全体で取り組むことが重要です。

市では、第四次、第五次羽村市長期総合計画の基本理念である「自立と連携」を踏まえて羽村市次世代育成支援行動計画を策定し、「子育てや 子どもの育ちを あたたく支えるまち はむら」を基本理念として、子どもや子育て家庭を支えるための各種施策を推進してきました。安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもの健やかな育ちを実現するためには、これからも、行政や地域社会をはじめ社会全体であたたく支え合っていくことが必要です。そこで、次世代育成支援行動計画の基本理念を本計画の基本理念として継承します。

基本理念

子育てや 子どもの育ちを
あたたく支えるまち はむら

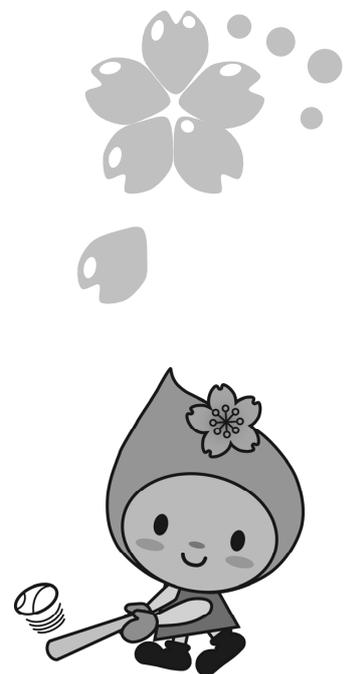
2 基本目標

基本理念である「子育てや 子どもの育ちを あたたく支えるまち はむら」を踏まえ、本計画を推進するため、次の6つの基本目標を柱として、施策を展開していきます。

基本目標	目標の内容
1 妊娠・出産期からの支援	母親や乳幼児等の健康の確保と増進及び親の育児不安の解消等を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、保健、医療、福祉及び教育の分野の連携を図り、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に努めます。
2 地域における子育ての支援	身近な地域で、安心して子育てができるよう、相談機能の充実や地域の子育て環境の整備、子育て支援のためのネットワークの活用などにより、全ての子育て家庭を地域全体で支援していくとともに、出産から医療、就学まで、子育てに係る経済的負担の軽減に努めます。
3 就学前の子どもの教育・保育の充実	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から発達段階に応じた就学前の子どもの教育・保育が適切に提供されるよう、計画的な提供体制の確保と質的向上に努めるとともに、多様な保育事業の充実を図ります。
4 子どもの心身の健やかな成長のための環境整備	全ての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、子どもが自主的に参加し、自由に遊ぶ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができ、安全・安心に過ごせる環境を整備していきます。また、家庭だけでなく地域の子育て力を高め、一人一人の子どもの健やかな成長を支援していきます。
5 子どもと家庭へのきめ細かな支援	ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、支援が必要な子どもの健全な育成を図るため、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな福祉サービスの提供と教育環境の整備並びに自立支援に資する取組を推進します。
6 仕事と生活の調和のための環境整備	仕事と生活の調和についての理解が促進し、仕事と家庭の両立ができるよう、事業主や労働者、市民への広報、啓発に努めるとともに、多様な働き方に対応した子育て支援施策の充実を図ります。

第
4 章

施策の体系と具体的な展開



第4章 施策の体系と具体的な展開

1 施策の体系

基本理念 子育てや 子どもの育ちを あたたくく支えるまち はむら	基本目標	施策の方向
	1 妊娠・出産期からの支援(P44~)	(1)子どもや母親のための保健事業の充実 (2)食育の推進 (3)医療サービスの充実
	2 地域における子育ての支援(P54~)	(1)地域における子育て支援事業の充実 (2)子育て支援のネットワークの活用 (3)子育ての経済的負担の軽減
	3 就学前の子どもの教育・保育の充実(P63~)	(1)就学前の子どもの教育・保育の提供体制の充実 (2)保育事業の充実
	4 子どもの心身の健やかな成長のための環境整備(P73~)	(1)子どもの健全育成 (2)家庭や地域の子育て力の向上
	5 子どもと家庭へのきめ細かな支援(P79~)	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭の自立支援の推進 (3)障害のある子どもへの支援の充実
	6 仕事と生活の調和のための環境整備(P88~)	(1)仕事と子育ての両立支援

2 施策の具体的な展開

【基本目標1】 妊娠・出産期からの支援

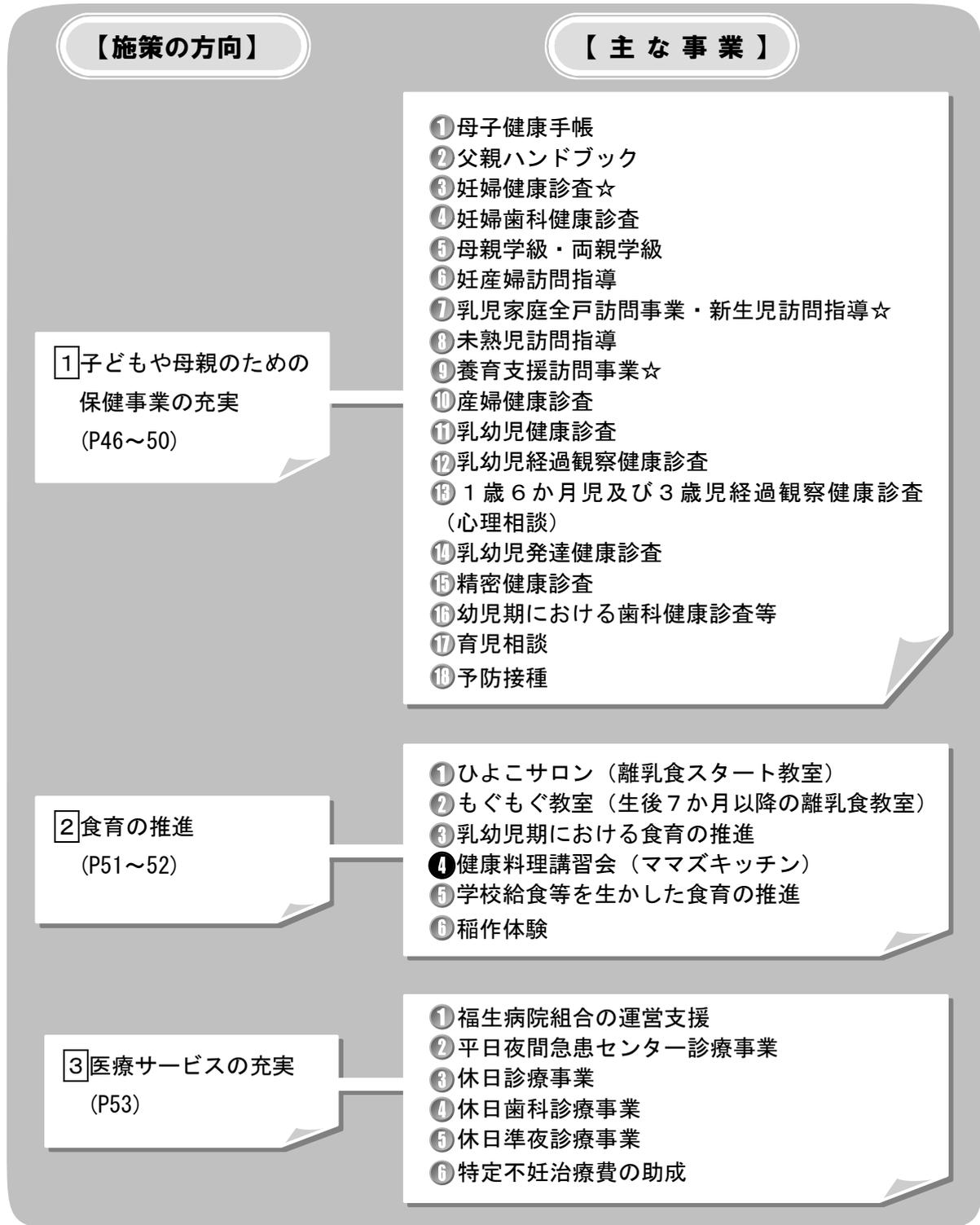
少子化や核家族化、共働き世帯の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、個々の母子の状況に応じた、妊娠・出産・子育てへの連続的な支援の重要性が指摘されています。

本市では、母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画「健やか親子21」を踏まえ、各種母子保健事業を展開してきました。妊娠前からの支援としては、不妊治療に係る費用の一部を助成しています。妊娠後は、母子健康手帳を交付する際に、妊娠時から出産後まで一貫して受けられる母子保健サービスや相談体制について周知を行い、安心して出産や育児に臨めるよう支援しています。出産後は、乳児家庭全戸訪問事業や育児相談、各種健康診査等を通じて、母子の健康の確保と増進を図っています。また、急な子どもの発熱などに対応するため、休日や平日の夜間における医療サービスを提供しています。

市が実施したアンケート調査（「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」平成25年10月）の就学前児童調査の結果では、子育てに関して悩み、気になることの2位に「病気や発育・発達に関すること」、3位に「食事や栄養に関すること」があげられており、個々の母子の状況に応じた情報提供、相談支援等、様々な母子保健事業を通じた支援が必要です。

母親や乳幼児等の健康の確保と増進及び親の育児不安の解消等を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、保健、医療、福祉及び教育の分野の連携を図り、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に努めます。

■ 施策の方向と主な事業



※ ☆ (星印) は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

※ 黒丸白抜き数字は、羽村市次世代育成支援行動計画 (後期行動計画) 策定後 (平成22年4月以降) の新規事業 (一部新規事業を含む)

1 子どもや母親のための保健事業の充実

◇主な事業◇

1 母子健康手帳

妊娠中から母子に関する保健指導、健康診査や予防接種の記録ができるよう、母子健康手帳を配布します。配布の際には、手帳の活用や今後利用できる母子保健サービスについて周知します。

また、若年・高齢妊婦など個々のケースに応じて保健師が面接や訪問をし、適切な支援をしていきます。

【担当課】 健康課

2 父親ハンドブック

母体の心身の変化や子どもの成長と、その時々父親としての役割や、子育てに必要な知識を幅広く掲載している父親ハンドブックを母子健康手帳とともに配布し、妊娠を機に父親が子育てに参画するきっかけとなるよう啓発に努めます。

【担当課】 健康課

3 妊婦健康診査

妊娠中の胎児が順調に育つため、また、妊婦の疾病や異常を早期発見し、早期治療につなげるため、妊婦健康診査を実施します。

実施場所：医療機関及び助産所

実施体制：東京都内の契約医療機関（市が配布した受診票）

契約医療機関以外及び助産所（償還払いによる公費負担）

検査項目：市が定める妊婦健康診査に係る検査項目

実施時期：通年（妊娠初期から分娩まで）

【担当課】 健康課

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	人数 466人 健診回数 5,825回	人数 461人 健診回数 5,763回	人数 454人 健診回数 5,675回	人数 446人 健診回数 5,575回	人数 439人 健診回数 5,488回

※ 量の見込みは、過去の妊娠届出件数、出生数、1人あたりの健診回数を考慮して算定しました。

4 妊婦歯科健康診査

妊娠中は身体的変化や生活環境の変化等により、歯科疾患が増加する傾向にあります。また、産後は育児等で受診が困難なため疾患が放置されやすい傾向にあることから、妊娠中に歯科疾患の予防や治療の動機付けを行い、歯科保健意識の向上を図ります。

【担当課】 健康課

5 母親学級・両親学級

妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう正しい知識の習得機会を提供し、妊娠中の不安の解消を図るとともに、孤立しがちな母親同士が地域で情報交換や相談し合える仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

また、男性に育児についての学習や体験の機会を提供することにより、夫婦が協力して育児ができるよう男性の参加を促進します。

【担当課】 健康課

6 妊産婦訪問指導

保健師や助産師が家庭を訪問し、妊産婦の健康状態、生活環境、疾病予防など妊娠中や産後に必要な事項及び、マタニティブルーや産後うつなど精神面の不安定さについて、適切な指導を行います。

また、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援します。

【担当課】 健康課

7 乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行うとともに、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。

また、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

実施体制：子ども家庭支援センター職員（保育士）

保健センター職員（保健師又は助産師）

実施機関：子ども家庭支援センター、保健センター

【担当課】 子育て支援課・健康課

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	464人	459人	452人	444人	437人

※ 量の見込みは、当該年度の0歳児の推計人口としています。

8 未熟児訪問指導

未熟児に対し養育上必要があると認めた場合は、保健師が家庭を訪問し、未熟児の状況や家庭環境に応じた適切な養育指導を行い、未熟児の発育・発達を促します。

【担当課】 健康課

9 養育支援訪問事業

家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。

実施体制：子ども家庭支援センター職員（専門相談）

委託先のヘルパー資格保持者等（養育支援ヘルパー派遣）

実施機関：子ども家庭支援センター

【担当課】 子育て支援課

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	25人	25人	25人	25人	25人

※ 量の見込みは、現在の利用状況を考慮して算定しました。

10 産婦健康診査

妊娠高血圧症候群等の後遺症を早期に発見し、適切な治療につなげることを目的として、3～4か月児健康診査時に血圧測定や尿検査を実施します。

また、心身の不調について相談に応じ、必要がある場合には、専門医療機関での受診を勧奨します。

【担当課】 健康課

11 乳幼児健康診査

乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安の大きい親や発達の遅れが心配される子ども等に対し、継続した支援を行っていきます。

【担当課】 健康課

12 乳幼児経過観察健康診査

乳幼児健康診査や相談などから精密健康診査を要する程ではないが、健康上の課題があり、経過観察が必要と判断された乳幼児について、小児科医による診察や、保健師、管理栄養士による個別相談を行うことにより、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

13 1歳6か月児及び3歳児経過観察健康診査（心理相談）

1歳6か月児及び3歳児健康診査や相談などから心理面で経過観察が必要と判断された幼児について、定期的に心理相談員が面接し、健康面や情緒面に関する相談を実施します。

【担当課】	健康課
-------	-----

14 乳幼児発達健康診査

乳幼児健康診査や相談などから、運動発達遅滞、精神発達遅滞、発達障害等の問題が疑われ、発達面での経過観察が必要と判断された乳幼児について、保護者の不安の軽減を図り、必要に応じて専門医療機関等の紹介を行うため、保健師等による個別相談を実施します。

【担当課】	健康課
-------	-----

15 精密健康診査

妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の結果、診断の確定のため精密な検査が必要と判断された方に対し、疾病や異常の早期発見・早期治療を図るため、専門的な診断のできる医療機関等において検査を受けることができるよう受診票を交付します。

【担当課】	健康課
-------	-----

16 幼児期における歯科健康診査等

生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる幼児期からのむし歯を予防し、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、1歳6か月、2歳、3歳児の歯科健康診査を行うとともに、保健指導や個別相談を行います。

また、3歳から小学校3年生までの子どもを対象にフッ素イオン導入を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

17 育児相談

身長・体重測定による乳幼児の発育・発達の確認及び希望者に対する保育、栄養、授乳、歯科の相談を行うことで、子育てに関する疑問や不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。相談内容によっては他の相談につなげたり、医療機関や関係機関の紹介を行います。

また、多くの親子が参加していることから、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

18 予防接種

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、BCG、麻しん・風疹混合など各種予防接種を勧奨するとともに、接種する時期や接種間隔などの予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

【担当課】	健康課
-------	-----

2 食育の推進

◇主な事業◇

1 ひよこサロン（離乳食スタート教室）

離乳食をそろそろ始める4～5か月児の保護者を対象に、離乳食を始めるタイミングや作り方などを学習するための講習や、調理実習を行うとともに、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】 健康課

2 もぐもぐ教室（生後7か月以降の離乳食教室）

赤ちゃんに合った食べ物の固さや大きさ、種類の増やし方、簡単なメニューなど、生後7か月以降の離乳食の進め方について講習を行うとともに、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】 健康課

3 乳幼児期における食育の推進

各種乳幼児健康診査や育児相談等において、管理栄養士による相談及び健康教育を実施し、望ましい食生活に関する情報提供に努めます。

保育園では、食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣の確立に努めます。

【担当課】 健康課・保育課

4 健康料理講習会（ママズキッチン）

母親や家族の望ましい食事及び健康に関する知識の普及・啓発を図るため、子育て中の母親を対象に、健康料理講習会を開催します。

【担当課】 健康課

5 学校給食等を生かした食育の推進

小中学校では、学校給食を通して、給食センターの栄養教諭や食育リーダーを活用し食育の指導を行うことで、心身の健全育成に努めます。

また、地場産の農産物を使用するなど、地産地消に努めるよう給食組合に働きかけていきます。

【担当課】 学校教育課

6 稲作体験

小学校では、小中一貫教育の指導内容として、また、青少年対策地区委員会では、青少年健全育成の事業の一環として、子どもたちを対象に稲作体験を行い、自らが耕作、収穫したお米を食べることで、食への理解を深めます。

【担当課】	学校教育課・児童青少年課・産業課
-------	------------------

3 医療サービスの充実

◇主な事業◇

1 福生病院組合の運営支援

地域の中核病院として健全に運営していけるよう、構成市として支援を行うとともに、救急医療の充実について働きかけを行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

2 平日夜間急患センター診療事業

平日（月曜日～土曜日）夜間の子どもを含めた急病患者に対応するため、平日夜間急患センターにおいて診療を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

3 休日診療事業

休日の日中の子どもを含めた急病患者に対応するため、市内の医療機関において診療を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

4 休日歯科診療事業

休日の日中の子どもを含めた歯科応急患者に対応するため、市内の歯科医療機関において診療を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

5 休日準夜診療事業

休日夜間の子どもを含めた急病患者に対応するため、福生市・瑞穂町と輪番制で診療を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

6 特定不妊治療費の助成

特定不妊治療を受けた夫婦で、東京都特定不妊治療に係る医療費の助成の決定を受けている方に対し、経済的負担の軽減、少子化対策及び次世代育成の推進を図るため、特定不妊治療に係る治療費の一部を助成します。

【担当課】	健康課
-------	-----

【基本目標2】 地域における子育ての支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や隣近所の人から、日々の子育てに関する助言や支援を受けることが難しいなど、子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化しています。親の就労の有無や家庭の状況にかかわらず、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人が多いと言われています。

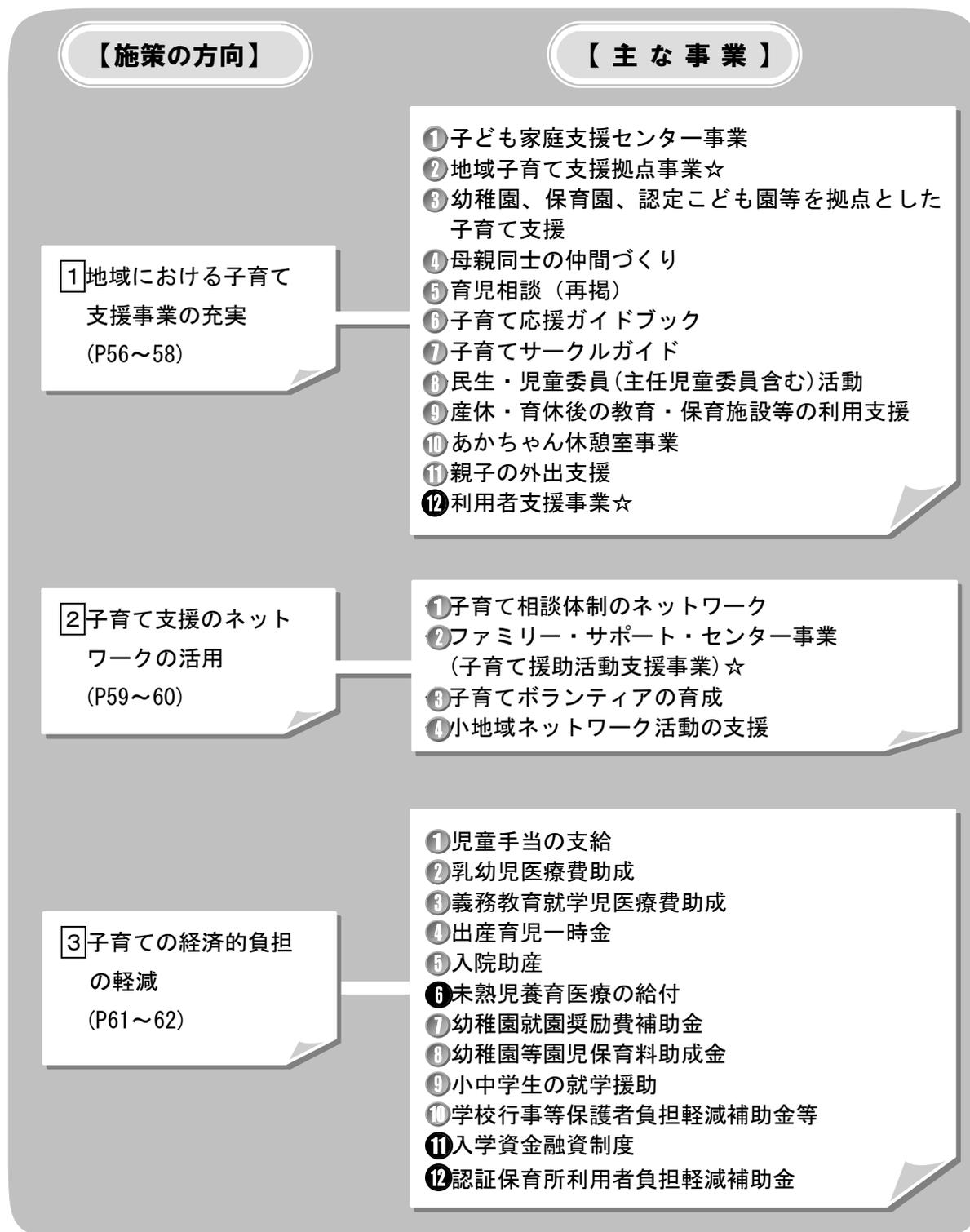
本市では、子ども家庭支援センターによる相談や支援などの様々な取組をはじめ、幼稚園や保育園、民生・児童委員、子育てボランティアなど、地域の多様な主体による子育て支援を推進しています。そうした地域の多様な主体によるネットワークづくりにも取り組んできました。

更に、身近な地域に安心して、親子で出かけて行けるよう民間事業者の協力も得て、外出先で授乳やおむつ替えができるあかちゃん休憩室を整備しています。

市が実施したアンケート調査（「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」平成25年10月）の結果では、就学前の子どもの保護者の5割以上が、子育てに対する不安や負担を感じています。また、子どもを叱りすぎていること、病気や発育、子育ての出費などが子育てに関しての「悩み」や「気になること」として多くの回答があり、引き続き、地域における様々な子育て支援サービスや、子どもの貧困対策の観点も含め、子育て家庭への経済的支援を行っていくことが必要です。

身近な地域で、安心して子育てができるよう、相談機能の充実や地域の子育て環境の整備、子育て支援のためのネットワークの活用などにより、全ての子育て家庭を地域全体で支援していくとともに、出産から医療、就学まで、子育てに係る経済的負担の軽減に努めます。

■ 施策の方向と主な事業



※ ☆（星印）は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

※ 黒丸白抜き数字は、羽村市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）策定後（平成22年4月以降）の新規事業（一部新規事業を含む）

1 地域における子育て支援事業の充実

◇主な事業◇

1 子ども家庭支援センター事業

市における子どもと家庭支援の中核機関として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて各種情報提供や関係機関と連携を取りながら支援するほか、児童虐待の未然防止・早期発見や適切な保護を図るなど、積極的な取組を行います。

また、子育て支援サークルの育成、サークル相互の交流と情報交換が図れる場の提供など、子どもが育つ環境の整備に努めます。

【担当課】 子育て支援課

2 地域子育て支援拠点事業

地域での子育て支援の拠点として、認可保育園2園（週5日開設、一般型）、児童館3館（週3日開設、連携型）において、子育て中の保護者の交流や親子の仲間づくりの場のほか、子育てサークルの育成・支援、子育て相談、子育て関連の情報提供を行うとともに、子育てに関する講座などを開催します。

また、市内3か所の児童館では、臨床心理士による発達相談などを実施するほか、保護者の交流を図るため、月1回テーマに沿って情報交換を行う「おしゃべり場」を開催します。

今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。

【担当課】 子育て支援課・児童青少年課

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	6,550人回/年	6,600人回/年	6,700人回/年	6,750人回/年	6,850人回/年
確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

（平成26年度：それぞれ概ね1日あたり10組以上の親子の利用を確保）

（1組親子2人の利用と仮定した場合、5か所で年間18,960人利用可能）

※1 量の見込みは、現在の利用状況、アンケート調査により把握した保護者の利用意向等を考慮して算定しました。

※2 量の見込みは、親子の合計人数です。

3 幼稚園、保育園、認定こども園等を拠点とした子育て支援

子育ての相談や情報提供、園庭開放による地域との交流など、地域の子育て家庭への支援を行います。

【担当課】 保育課

4 母親同士の仲間づくり

母親学級や離乳食教室などを通じて、子育て中の親が孤立せず、情報交換や仲間づくりができるよう支援します。

【担当課】 健康課

5 育児相談（再掲）

身長・体重測定による乳幼児の発育・発達の確認及び希望者に対する保育、栄養、授乳、歯科の相談を行うことで、子育てに関する疑問や不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。相談内容によっては他の相談につなげたり、医療機関や関係機関の紹介を行います。

また、多くの親子が参加していることから、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】 健康課

6 子育て応援ガイドブック

子育て中の保護者などが有効活用できるよう、子育てに関する各種サービス情報等をわかりやすくまとめたガイドブックを作成し、配布します。

【担当課】 子育て支援課

7 子育てサークルガイド

子育て中の保護者が仲間づくり等に役立てられるよう、市内幼稚園、保育園のサークル活動のほか、市民団体が乳幼児を対象に行っているサークル活動の内容を掲載したガイドブックを作成し、配布します。

【担当課】 子育て支援課

8 民生・児童委員（主任児童委員含む）活動

地域に密着した福祉活動を行う民生・児童委員と連携して、子育てで悩んでいる方などに相談を受けられる関係機関を紹介するなどの情報提供を行います。

【担当課】 社会福祉課

9 産休・育休後の教育・保育施設等の利用支援

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に就学前の子どもの教育・保育施設、地域型保育事業等を利用できるよう、情報提供や相談等の支援を行います。

【担当課】 保育課

10 あかちゃん休憩室事業

乳幼児を持つ保護者が安心して外出先で授乳やおむつ替えができるよう、あかちゃん休憩室事業（羽村市独自の「あかちゃん休憩室」、東京都の適合証の交付を受けている「赤ちゃん・ふらっと」）を実施します。民間の施設への設置についても積極的に呼びかけていきます。

【担当課】 子育て支援課

11 親子の外出支援

外出時に周囲からの配慮が得られるよう、妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけるマタニティマークを配布します。

また、妊婦や乳幼児を連れている方など、安全性確保に配慮が必要な方への優先駐車スペース（思いやり駐車区画）を市の公共施設に設置しています。今後は、民間の施設への設置についても呼びかけていきます。

【担当課】 健康課・子育て支援課

12 利用者支援事業

子ども及びその保護者等を対象に、就学前の子どもの教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を実施し、適切な施設・事業等を選択し円滑に利用できるよう支援する事業です。

利用者支援事業の「基本型」、「特定型」、「母子保健型」の3種類のうちから、羽村市の地域性に合った事業の実施について検討していきます。

【担当課】 子育て支援課・保育課・健康課

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※ 量の見込みは、アンケート調査により把握した相談先の状況、待機児童数、市の行政面積及び人口規模の状況等を考慮して算定しました。

2 子育て支援のネットワークの活用

◇主な事業◇

1 子育て相談体制のネットワーク

子どもと家庭に関する相談窓口となる幼稚園、保育園、認定こども園、保健センター、児童館、児童相談所、保健所などの関係機関相互の連携をより一層強化するとともに、子ども家庭支援センターを中心としたネットワークを活用し、子どもと家庭に関するあらゆる相談に対応します。

また、相談担当者の研修会を開催するとともに、個別のケースに応じて、子ども家庭支援センターと関係機関によるカンファレンスを実施し、連携の必要なケースの情報の共有化を図ります。

【担当課】 子育て支援課・保育課・健康課

2 ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

地域で子育てを支援するため、会員同士が助け合い、保育施設への送迎など育児をサポートするファミリー・サポート・センター事業を推進し、地域の子育ての輪を広げ、地域で子育てを支援する環境づくりを進めます。現在、羽村市社会福祉協議会に委託して実施しています。

今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。

【担当課】 子育て支援課

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	740人日/年	740人日/年	740人日/年	740人日/年	740人日/年
確保方策	740人日/年	740人日/年	740人日/年	740人日/年	740人日/年

(平成26年4月1日現在 提供会員86人、両方会員10人)

※ 量の見込みは、現在の利用状況、類似の事業の利用状況等を考慮して算定しました。対象は、小学生です。

3 子育てボランティアの育成

子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支援し、地域の子育て力を再構築するため、保育士や保健師などの有資格者や地域で子育て経験を持つ人材を発掘し、子育て中の親にとって身近な相談者や支援者としての役割を担う子育てボランティアの育成に努めます。

【担当課】 子育て支援課

4 小地域ネットワーク活動の支援

子育て中の親が孤立感に陥ることなく、子育ての喜びを分かち合うことができるよう、地域住民が主催する子育てサロンや交流の場など、社会福祉協議会が主体となって進める「小地域ネットワーク活動」を支援します。

【担当課】	社会福祉課
--------------	-------

3 子育ての経済的負担の軽減

◇主な事業◇

1 児童手当の支給

子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、義務教育就学修了（0歳～15歳）までの児童を対象に手当を支給します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

2 乳幼児医療費助成

子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、小学校就学前の乳幼児を対象とした医療費助成を行います。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

3 義務教育就学児医療費助成

子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、小学生及び中学生を対象とした医療費助成を行います。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

4 出産育児一時金

国民健康保険に加入している方の出産に要した費用の一部を、出産育児一時金として支給します。

また、一時的な経済的負担を軽減するため、医療機関等に直接出産育児一時金を支払う直接支払制度を推進します。

【担当課】	市民課
-------	-----

5 入院助産

出産にあたって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院又は助産所に入院できない妊産婦の方を対象に、その費用を助成します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

6 未熟児養育医療の給付

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた満1歳未満の乳児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

7 幼稚園就園奨励費補助金

幼稚園等の保育料等の負担軽減を図るため、保護者の所得状況に応じて、幼稚園就園奨励費補助金を交付します。	
【担当課】	保育課

8 幼稚園等園児保育料助成金

幼稚園等の保育料の負担軽減を図るため、保護者の所得状況に応じて、幼稚園等園児保育料助成金を交付します。	
【担当課】	保育課

9 小中学生の就学援助

保護者の経済的負担の軽減を図るため、経済的な理由で教育費の支出が困難な保護者に対し、所得に応じて学用品費、給食費や校外活動費など就学に必要な経費を交付します。	
【担当課】	学校教育課

10 学校行事等保護者負担軽減補助金等

保護者の経済的負担の軽減を図るため、移動教室、修学旅行や部活動等の学校行事に要する経費や教材費の一部を補助します。	
【担当課】	学校教育課

11 入学資金融資制度

高等学校等に入学する児童等の保護者を対象として、入学の際に要する資金の調達が困難な場合に、入学資金等の融資を市内の金融機関にあっせんし、その融資に対する利子等を全額補助します。	
【担当課】	生涯学習総務課

12 認証保育所利用者負担軽減補助金

認証保育所の保育料の負担軽減を図るため、保護者の所得状況に応じて、認証保育所利用者負担軽減補助金を交付します。	
【担当課】	保育課

【基本目標3】 就学前の子どもの教育・保育の充実

平成24年8月に公布された子ども・子育て関連3法に基づき、全ての子ども・子育て家庭を対象に、就学前の子どもの教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図り、子ども・子育て支援を総合的に推進することとなりました。

本市における就学前の子どもの教育・保育は、主に、市内の幼稚園、認可保育園、認定こども園、家庭福祉員制度（保育ママ）及び東京都の認証を受けた認証保育所事業により、提供されています。

市内の幼稚園、認定こども園では、それぞれ特色のある幼児教育を行っており、市外の施設も含め、保護者の選択により広域的に利用されています。

保育については、児童福祉法により、認可保育園において保育をすることが市町村の義務とされています。このため、待機児童が毎年度生じている中で、民間保育園の園舎建替えを支援し、その際に定員増を図るとともに、定員の弾力的運用により待機児童の解消に向けて取り組んできました。

また、家庭福祉員制度の運営、認定こども園や認証保育所への支援、延長保育事業等の多様な保育事業の提供により、保育ニーズに応えています。

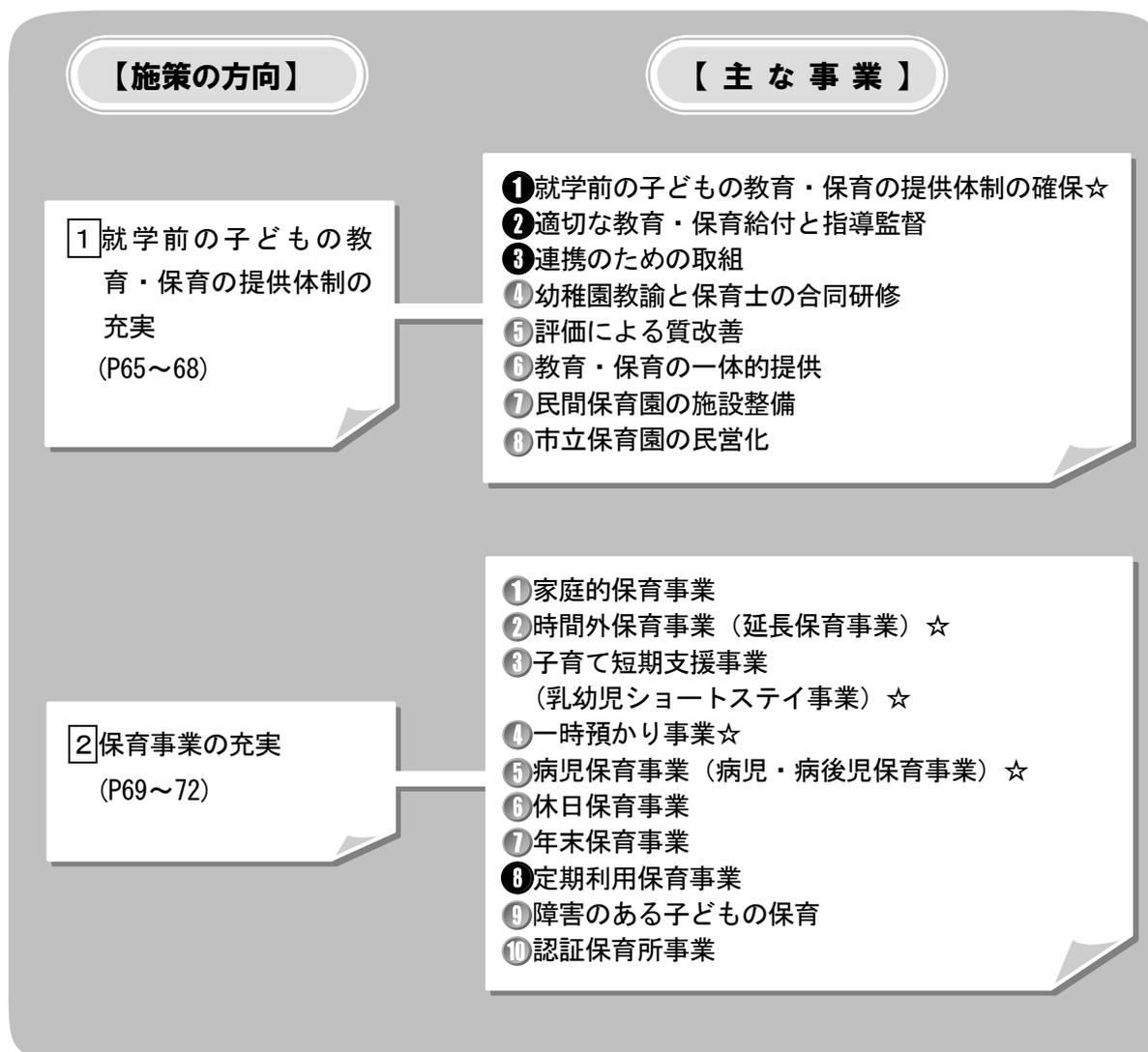
こうした取組により、近年、待機児童数は少ない状況にありますが、解消には至っていません。就学前の子どもの人口は、減少しているものの、保育園の利用申し込み者数は増加し続けています。

市が実施したアンケート調査（「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」平成25年10月）結果による潜在的な就労希望などから、今後も一定期間は、保育需要の増加が見込まれます。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要とされています。

このため、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から発達段階に応じた就学前の子どもの教育・保育が適切に提供されるよう、計画的な提供体制の確保と質的向上に努めるとともに、多様な保育事業の充実を図ります。

■施策の方向と主な事業



※ ☆（星印）は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

※ 黒丸白抜き数字は、羽村市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）策定後（平成22年4月以降）の新規事業（一部新規事業を含む）

1 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の充実

◇主な事業◇

1 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保

<p>就学前の子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、基本的には、市内の既存の幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育事業及び東京都の認証保育所事業により提供体制を確保していきます。</p> <p>既存の保育園の園舎整備支援を行い、待機児童が生じている低年齢児の定員を拡大します。</p>	
【担当課】	保育課

《保育の必要性の認定区分》

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、教育・保育に要した費用の一部を保護者に給付する仕組みとなっています。

認定区分	対 象	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定※1 (保育認定※2)	満3歳以上の就学前の子どもで保護者の就労などにより保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3号認定 (保育認定※2)	満3歳未満で保護者の就労などにより保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園、地域型保育事業※3

※1 2号認定に該当する方でも、保護者の希望により幼稚園を利用することは可能です。

※2 保育認定は、就労時間等により保育標準時間（最長11時間）と保育短時間（最長8時間）に区分されます。

※3 地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業をいいます。

《量の見込みと確保方策》

区 分		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み※2		617人	92人	769人	133人	488人	580人	87人	723人	135人	496人
確保方策	幼稚園・保育園 認定こども園	1,660人		797人	114人	425人	1,660人		804人	114人	430人
	地域型保育事業	—		—	3人	15人	—		—	3人	15人
	認証保育所等	—		28人	19人	44人	—		28人	19人	44人
	合 計	1,660人		825人	136人	484人	1,660人		832人	136人	489人

区 分		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み※2		583人	87人	726人	140人	505人	577人	86人	718人	140人	505人
確保方策	幼稚園・保育園 認定こども園	1,660人		795人	117人	439人	1,660人		781人	120人	452人
	地域型保育事業	—		—	3人	15人	—		—	3人	15人
	認証保育所等	—		28人	19人	44人	—		28人	19人	44人
	合 計	1,660人		823人	139人	498人	1,660人		809人	142人	511人

区 分		平成31年度				
		1号	2号		3号	
			教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み※2		586人	88人	731人	140人	505人
確保方策	幼稚園・保育園 認定こども園	1,660人		781人	120人	452人
	地域型保育事業	—		—	3人	15人
	認証保育所等	—		28人	19人	44人
	合 計	1,660人		809人	142人	511人

※1 共働き世帯など2号認定を受ける要件を満たしているが、保護者の希望により1号認定の子どもが利用する幼稚園、認定こども園を利用する子どもの人数です。これに係る量の見込みに対応するのは、1号認定の確保方策として記載しました。

※2 各年度の量の見込みは、現在の利用状況、アンケート調査により把握した保護者の利用意向等を考慮し、国が定めた算出方法により算定しました。

2 適切な教育・保育給付と指導監督

<p>新制度により創設された、子どものための教育・保育給付費を適切に支給するとともに、教育・保育給付費の支給に係る対象として、市の「確認」を受けた施設、事業者が、市が定めた基準に従い良質な教育・保育が提供されるよう、指導監督を行います。</p> <p>新制度では、市町村の「確認」を受けた、幼稚園、保育園、認定こども園は特定教育・保育施設となり、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を行う事業者は特定地域型保育事業者となります。</p>	
【担当課】	保育課

3 連携のための取組

<p>地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、卒園後も継続して教育・保育が提供されるよう、連携協力先となる幼稚園、保育園、認定こども園を確保しなければならないことから、必要に応じて市が関与します。</p> <p>また、幼児の生活、発達及び学びの連続性、更には小学校教育への円滑な移行に関し、幼稚園、保育園、小学校の関係者による連携と相互理解等を図るため、羽村市幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会を開催します。</p>	
【担当課】	保育課・学校教育課・教育支援課

4 幼稚園教諭と保育士の合同研修

<p>相互の連絡体制・連携を確立するとともに、教育・保育内容の充実と職員の資質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士等の交流や研修会を実施します。</p>	
【担当課】	保育課

5 評価による質改善

<p>幼稚園、保育園、認定こども園等が、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善に取り組むことができるよう、必要な指導、助言や支援を行います。</p>	
【担当課】	保育課

6 教育・保育の一体的提供

<p>幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園について、既存の幼稚園、保育園等からの移行に際し、適切な情報提供や相談への対応などの支援を行います。</p>	
【担当課】	保育課

7 民間保育園の施設整備

既存の認可保育園4園の園舎建替えに対して、財政支援を行うことにより、認可保育園の入園待機児童が生じている低年齢児の定員拡大と、子どもたちの良質な保育環境を整備します。

【担当課】	保育課
-------	-----

8 市立保育園の民営化

市では、多様な保育ニーズへの対応や待機児童の解消など、全ての子どもと家庭への総合的な子育て支援を推進するため、平成22年に策定した「羽村市立保育園民営化ガイドライン」に則して、市立保育園（4園）の民営化を進めています。

既に3園の民営化が完了しており、この計画の期間中に残る1園の民営化を行います。

【担当課】	保育課
-------	-----

2 保育事業の充実

◇主な事業◇

1 家庭的保育事業

保護者の就労や疾病などにより、保育が必要となる3歳未満の乳幼児を対象に、必要な資格を有する家庭的保育者の自宅等において家庭的な保育を実施します。

【担当課】 保育課

2 時間外保育事業（延長保育事業）

就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、保育認定された時間区分を超えて行う時間外保育について、市内の認可保育園12園、認定こども園2園が実施する事業に助成することにより、必要量を確保していきます。

【担当課】 保育課

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	760人	743人	739人	728人	729人
確保方策	760人	743人	739人	728人	729人

（平成26年度の各施設の利用定員を基に算出すると、最大1日1,327人の確保が可能）

※ 量の見込みは、現在の利用状況、アンケート調査により把握した保護者の利用意向等を考慮して算定しました。

3 子育て短期支援事業（乳幼児ショートステイ事業）

保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで、小学校就学前までの子どもを一時的に保育できないときに、原則として7日以内の期間、子どもを児童養護施設で預かります。現在、羽村市を含む西多摩地域の4市2町が連携し、同一の内容で、児童養護施設に委託して実施しています。

今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。

【担当課】 子育て支援課

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	130人日/年	130人日/年	130人日/年	130人日/年	130人日/年
確保方策	130人日/年	130人日/年	130人日/年	130人日/年	130人日/年

（平成26年度：最大1日10人、年間3,620人の確保が可能）

※ 量の見込みは、現在の利用状況、アンケート調査により把握した保護者の利用意向等を考慮して算定しました。

④ 一時預かり事業

一時預かり事業には、幼稚園の通常の教育時間の前後などに、保護者の要請等に応じて希望者を対象に預かる保育事業と、保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急又は一時的に保育が必要となる場合に、認可保育園や認定こども園などで預かる保育事業があります。	
【担当課】	保育課・子育て支援課

ア 一時預かり事業（幼稚園において在園児を対象とした一時預かり事業）

平成26年度においては、市内全幼稚園で実施しており、各幼稚園における実施により必要量を確保していきます。

（単位：人日/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	1号認定による 利用	5,544	5,544	5,544	5,544	5,544
	2号認定による 利用	11,256	11,256	11,256	11,256	11,256
確保方策		16,800	16,800	16,800	16,800	16,800

※ 量の見込みは、現在の利用状況、アンケート調査により把握した保護者の利用意向等を考慮して算定しました。

イ 一時預かり事業（上記アの在園児対象型を除く）

平成26年度においては、一時預かり事業は市内認可保育園3園、認定こども園2園、認証保育所1園で実施しています。ファミリー・サポート・センター事業は、羽村市社会福祉協議会に委託して実施しています。

今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。

（単位：人日/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		2,770	2,770	2,770	2,770	2,770
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	270	270	270	270	270

（一時預かり事業：平成25年度の実績から算出すると、最大6,833人日/年の確保が可能）

（ファミリー・サポート・センター事業：平成26年4月1日現在 提供会員86人、両方会員10人）

※ 量の見込みは、現在の利用状況、アンケート調査により把握した保護者の利用意向等を考慮して算定しました。対象は、就学前の子どもです。

5 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

<p>子どもが病氣中又は病氣の回復期にあつて、集団保育が困難な場合に、保育園、医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う事業です。</p> <p>病氣の回復期にある子どもの保育（病後児保育）は、現在、市内認可保育園1園で実施しており、今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。</p> <p>病氣中の子どもの保育（病児保育）は実施していませんが、利用意向のある医療機関に併設された施設での実施などについて検討します。</p>	
【担当課】	保育課

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	300人日/年	300人日/年	300人日/年	300人日/年	300人日/年
確保方策 (病後児保育)	60人日/年	60人日/年	60人日/年	60人日/年	60人日/年

(病後児保育：平成26年度は、定員1日4人、年間960人確保可能)

- ※ 量の見込みは、現在の利用状況、アンケート調査により把握した保護者の利用意向等を考慮するとともに、平成25年度厚生労働科学研究費補助事業において実施された「病児・病後児保育に関する実態調査」の結果を参考に算定しました。

6 休日保育事業

<p>認可保育園等を利用している子どもの保護者が、日曜日及び祝日に就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。</p>	
【担当課】	保育課

7 年末保育事業

<p>12月29日、30日に保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。</p>	
【担当課】	保育課

8 定期利用保育事業

<p>パートタイム勤務、短時間労働など、保護者の様々な就労形態に伴う保育需要に対応するため、一定程度継続的な保育を実施します。</p>	
【担当課】	保育課

9 障害のある子どもの保育

障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施します。	
【担当課】	保育課

10 認証保育所事業

多様化する保育ニーズに対して、民間事業者が行う既存の認証保育所事業を支援します。	
【担当課】	保育課

【基本目標4】 子どもの心身の健やかな成長のための環境整備

小学校就学後の学童期からは、生きる力を育み、調和のとれた発達を図り、社会を構成する主体として成長していく重要な時期です。

本市では、生涯学習基本条例を制定し、平成24年に策定した生涯学習基本計画の中で、少年期、青年期の子どもたちを育むための様々な取組を行っています。学校教育に加え、放課後対策として、学童クラブ、児童館事業を実施するとともに、放課後子ども教室を全小学校に開室しました。

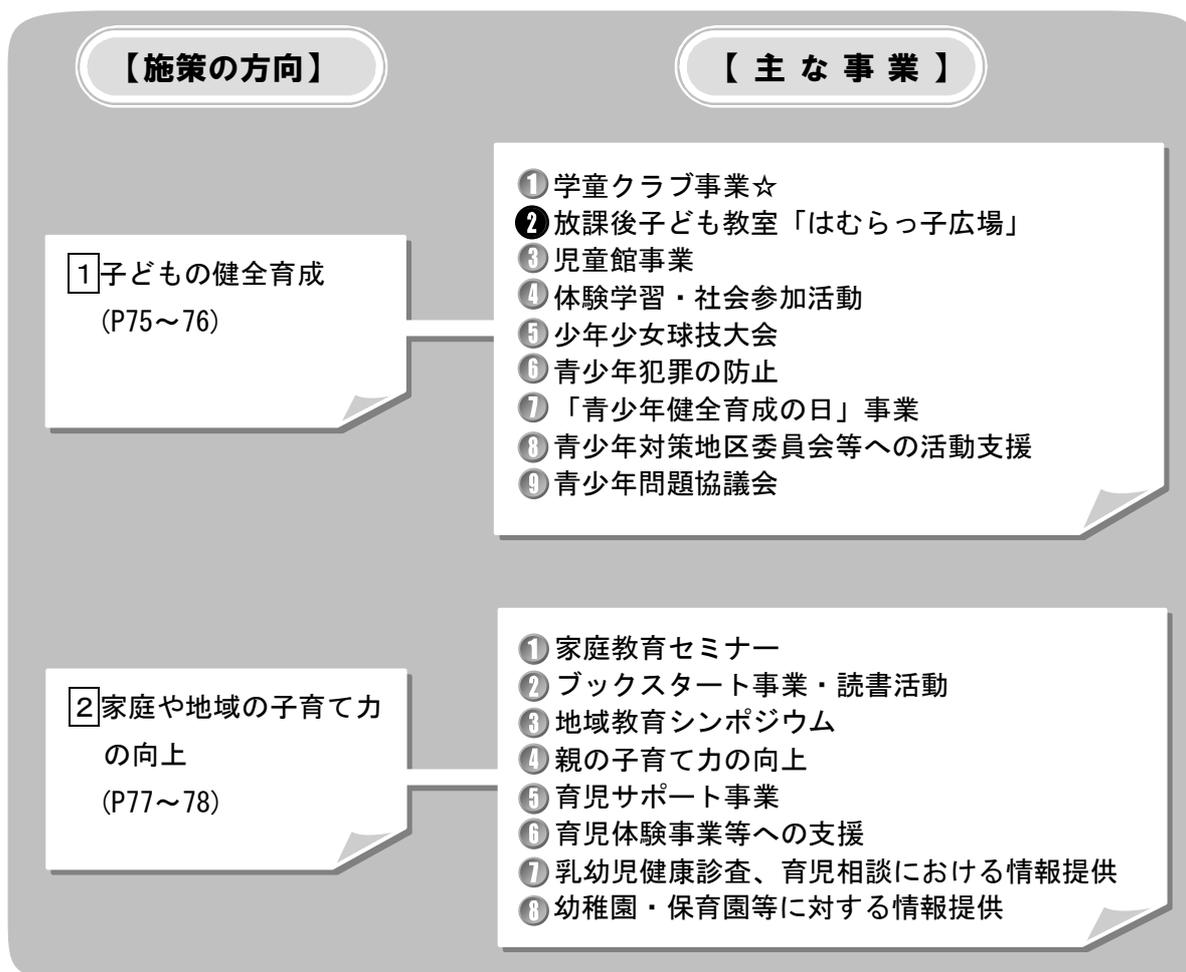
また、地域のつながりや異年齢間の交流を図るため、体験学習や地域の青少年育成団体等との連携による社会参加活動、球技大会等の開催、生涯学習センターゆとろぎを活用した青少年健全育成の日事業を実施し、子どもの健全育成に努めるとともに、青少年対策地区委員会等の活動を支援しています。

更に、親子のふれあいを深めるための事業や家庭教育セミナー、親の子育て力向上のための講座など、子どもたちにかかわる家庭や身近な地域の大人のために多様な学習機会を提供しています。

家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、共働き家庭の子どもを含め、全ての子どもを地域社会全体で見守り、育てる機能を果たすことが必要とされ、子どもや若者の育成を支援するための取組は、ますます重要となっています。

今後も、全ての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができ、安全・安心に過ごせる環境を整備していきます。また、家庭だけでなく地域の子育て力を高め、一人一人の子どもの健やかな成長を支援していきます。

■施策の方向と主な事業



※ ☆（星印）は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

※ 黒丸白抜き数字は、羽村市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）策定後（平成22年4月以降）の新規事業（一部新規事業を含む）

1 子どもの健全育成

◇主な事業◇

1 学童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。開設後、長期間経過した施設については、順次、修繕等を行い、生活環境の向上に努めます。

原則として、利用の必要性の高い小学校低学年の子どもの利用を確保します。小学校高学年の子どもの利用については、公立学童クラブの施設整備や民間活力の導入、その他の放課後児童対策なども含めて検討し、計画期間内に確保していきます。

【担当課】 児童青少年課

(単位：人)

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	低学年	高学年								
量の見込み	546	68	561	64	546	64	536	65	501	68
確保方策	602	6	618	40	618	70	618	70	618	70

※ 量の見込みは、現在の利用状況、アンケート調査により把握した保護者の利用意向等を考慮して算定しました。総数では確保方策が見込み量を上回っていても、個々の学童クラブによっては、不足する場合がありますことに留意していきます。

2 放課後子ども教室「はむらっ子広場」

小学校の校庭や余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全な居場所を確保し、地域住民の参画を得て、学習・スポーツ・文化芸術活動や地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室を、小学校全校で実施します。

【担当課】 児童青少年課

3 児童館事業

児童館では、安全で安心な遊びの場として、また、子育て支援の拠点として、子どもを心身ともに健やかに育成するため、大学との連携等による各種事業を充実するほか、施設や設備の改修を進めていきます。

また、事業の更なる充実を図るため、運営方法については、民間活力の導入なども含めて検討していきます。

【担当課】 児童青少年課

4 体験学習・社会参加活動

広い視野と社会性を持った子どもを育成するため、子ども体験塾や社会参加実践活動等を実施します。	
【担当課】	児童青少年課

5 少年少女球技大会

心身ともに健やかな子どもたちを育て、地域における異年齢集団の活動を促進することを目的に、青少年対策地区連絡協議会と連携し、ソフトボール及びキックボールによる少年少女球技大会を実施します。	
【担当課】	児童青少年課

6 青少年犯罪の防止

子どもの健全育成や非行の未然防止を図るため、地域における育成活動や有害図書の追放、市内パトロールなどの環境浄化活動などに取り組んでいる青少年育成委員会活動を推進します。	
【担当課】	児童青少年課

7 「青少年健全育成の日」事業

関係機関や地域団体の協力を得ながら、地域における子どもの健全育成を促進するため、「青少年健全育成の日」事業の充実を図ります。	
【担当課】	児童青少年課

8 青少年対策地区委員会等への活動支援

子どもたちが豊かな人間性を身につけながら健全に成長できるよう、町内会・自治会育成部や青少年対策地区委員会等の活動を支援します。	
【担当課】	児童青少年課

9 青少年問題協議会

子どもの健全育成や子ども・若者が抱える問題等について、各種青少年関係機関・団体と連携を強化し、情報や問題意識の共有化を図ります。	
【担当課】	児童青少年課

2 家庭や地域の子育て力の向上

◇主な事業◇

1 家庭教育セミナー

家庭や地域の教育力の向上を図るため、各小中学校のPTAとの共催による家庭教育セミナーを開催します。

【担当課】 生涯学習総務課

2 ブックスタート事業・読書活動

乳児健康診査時を「乳児が初めて絵本と出会う機会の場」と位置付け絵本を配布します。また、BCG接種時に、絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深められるよう保護者向けに絵本の読み聞かせ指導、図書館の利用方法、絵本の紹介などを行い、読書活動の啓発を図ります。

なお、ひろば事業などの機会にも、絵本に関する情報提供・周知を図っていきます。

【担当課】 図書館・健康課・子育て支援課

3 地域教育シンポジウム

子どもと大人の率直な意見交換の機会を通じて、地域ぐるみで子どもを育てていくため、教育委員会と青少年対策地区委員会や青少年育成委員会、小中学校PTA、小中学校副校長会等による実行委員会が共催して地域教育シンポジウムを開催します。

【担当課】 生涯学習総務課

4 親の子育て力の向上

子育て中の親に対し、子育てに関するスキルを養ったり、仲間づくりを通じて、親の子育て力の向上を図るため、講座等を開催します。

また、地域全体で親の子育て力向上に向けた取組を推進するため、保健・福祉・教育部門等と連携し、子育てに関する様々なテーマの講演会・講座等を開催します。

【担当課】 子育て支援課

5 育児サポート事業

<p>育児に不安を感じている乳児期の子どもを母親を対象に、育児や子どもとの関わり方・遊び方の紹介など、母親同士の話し合いによるグループ活動を実施します。</p> <p>また、参加者同士の交流の場や仲間づくりの場として活用できるよう支援していきます。</p>	
【担当課】	健康課

6 育児体験事業等への支援

<p>中学生や高校生等が幼稚園や保育園等における育児体験をする際に、実施場所の提供等の支援を行います。</p>	
【担当課】	保育課

7 乳幼児健康診査、育児相談における情報提供

<p>各種乳幼児健康診査や育児相談を通して、乳幼児期の子どもの成長にかかわる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する情報提供に努めます。</p>	
【担当課】	健康課

8 幼稚園・保育園等に対する情報提供

<p>幼稚園・保育園等に対し、家庭における適切な親子関係の構築、しつけや教育など関係機関が行う研修会等の情報提供を行います。</p>	
【担当課】	保育課

【基本目標5】 子どもと家庭へのきめ細かな支援

全ての子どもは、障害や疾病、家族状況などいかなる状況にあっても、健やかな育ちが等しく保障されなければなりません。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は毎年増加傾向にあり、児童虐待による死亡事例も高い水準で推移している状況にあります。

本市では、子ども家庭支援センターを中心に、児童虐待の未然防止、早期発見の強化に努めています。また、羽村市要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携強化、情報や認識の共有化を図っています。

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与え、健やかな成長や発達に大きな影響を及ぼすことから、未然防止、早期発見・対応を図るため、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で、児童虐待防止に努める必要があります。

ひとり親家庭は、生活・経済的環境などを背景に、養育や子どもの教育・進学など様々な問題を抱えることが多くなっています。

本市では、母子・父子自立支援員を配置し、課題の解決に必要な支援や情報提供を行うとともに、生活支援、就労支援、手当の支給、医療費助成などを実施しています。

厳しい経済・雇用環境の中で安定した家庭生活が維持できるよう、子どもの貧困対策の観点も含め、児童福祉、母子保健、生活保護などの社会福祉、雇用、教育など多岐の分野にわたった支援が必要であることから、関係機関との協力・連携した取組が必要です。

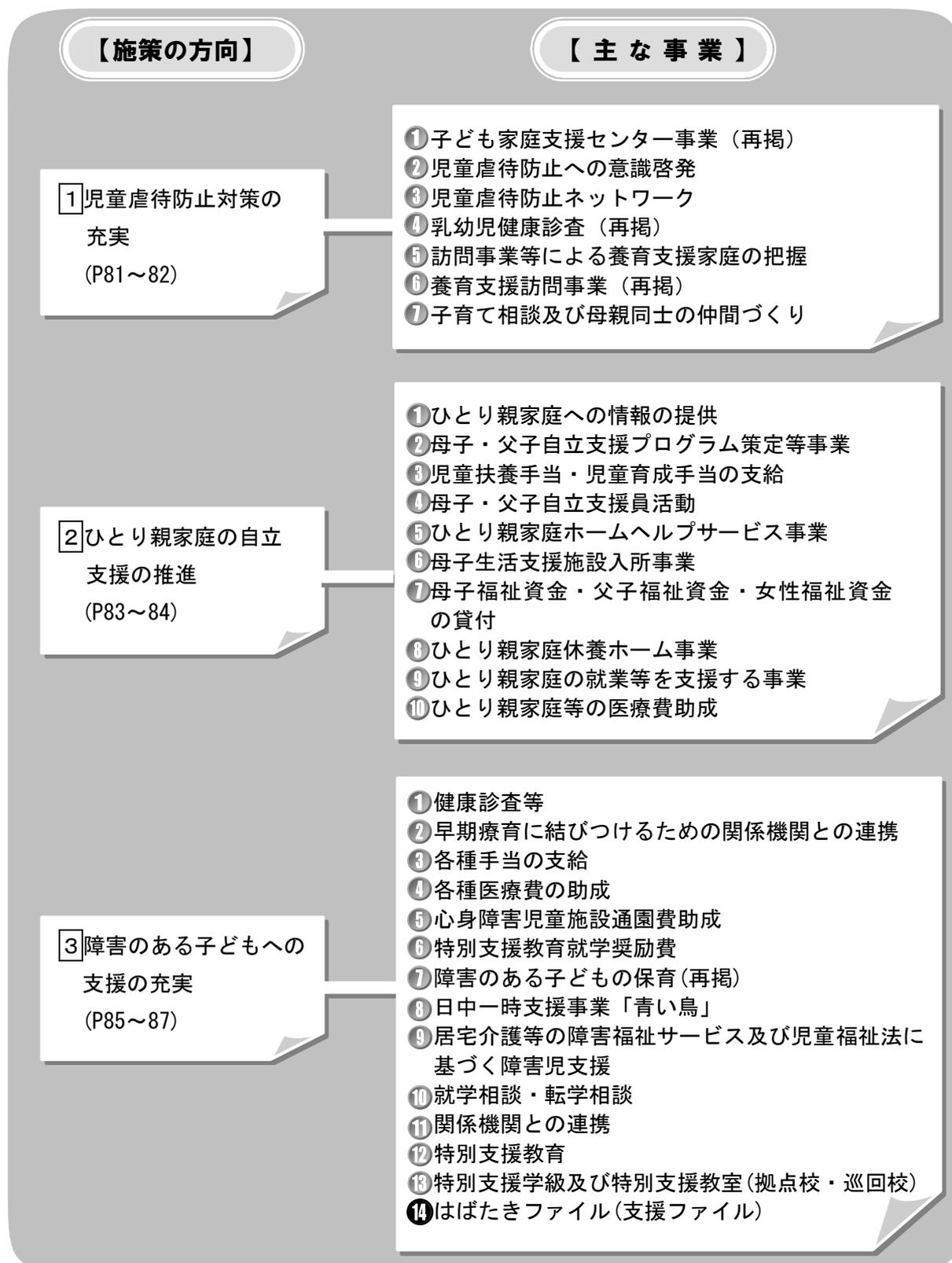
障害のある方に関しては、近年、各種法律や制度が大きく変化し、障害福祉サービスや人権擁護に関する法整備が進んでいます。

本市では、障害のある方が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、障害者施策の総合的な展開を図っています。障害などの早期発見・早期治療を図るため各種健康診査や相談、また、特別支援教育の推進、各種手当の支給・医療費助成などを実施しています。

障害などの早期発見・早期治療の推進を図るため、健康診査等を推進する必要があります。また、保健、医療、福祉、教育等の連携により、就学支援を含めた教育支援体制の一貫した支援が必要です。

ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、支援が必要な子どもの健全な育成を図るため、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな福祉サービスの提供と教育環境の整備並びに自立支援に資する取組を推進します。

■施策の方向と主な事業



※ 黒丸白抜き数字は、羽村市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）策定後（平成22年4月以降）の新規事業（一部新規事業を含む）

1 児童虐待防止対策の充実

◇主な事業◇

1 子ども家庭支援センター事業（再掲）

市における子どもと家庭支援の中核機関として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて各種情報提供や関係機関と連携を取りながら支援するほか、児童虐待の未然防止・早期発見や適切な保護を図るなど、積極的な取組を行います。

また、子育て支援サークルの育成、サークル相互の交流と情報交換が図れる場の提供など、子どもが育つ環境の整備に努めます。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

2 児童虐待防止への意識啓発

児童虐待を防止するため、子どもと接する機会の多い関係機関に対して市が作成した「児童虐待防止マニュアル」を配布し、市民に対してはリーフレットの配布や、児童虐待防止運動のシンボルマークであるオレンジリボンを周知するなど、児童虐待防止への意識の啓発を図ります。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

3 児童虐待防止ネットワーク

児童虐待の早期発見及び防止、また、子どもとその家庭を支援するため、個々のケースについて関係機関と連携して対応するとともに、有識者、保健・福祉・教育関係機関等からなる「羽村市要保護児童対策地域協議会」を定期的開催し、情報や認識の共有化及び専門性と連携の強化を図ります。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

4 乳幼児健康診査（再掲）

乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安の大きい親や発達の遅れが心配される子ども等に対し、継続した支援を行っていきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

5 訪問事業等による養育支援家庭の把握

新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることにより、児童虐待の発生予防に努めます。

【担当課】	健康課・子育て支援課
-------	------------

6 養育支援訪問事業（再掲）

家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

7 子育て相談及び母親同士の仲間づくり

虐待に至る前に、子育てに関する不安の解消に向けた適切な支援を行うため、子ども家庭支援センター、地域子育て支援拠点、保健センターや教育相談室などと連携し、相談事業を実施します。

また、母親学級・両親学級や離乳食教室等を通じて、子育て中の親が孤立せず、情報交換や仲間づくりができるよう支援します。

【担当課】	子育て支援課・健康課・教育支援課
-------	------------------

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

◇主な事業◇

1 ひとり親家庭への情報の提供

ひとり親家庭に関する各種の事業や情報を総合的に提供するため、「ひとり親福祉のしおり」を作成し、配布します。

【担当課】 子育て支援課

2 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

プログラム策定員が個々の対象者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等との連携を密にし、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施します。

【担当課】 子育て支援課

3 児童扶養手当・児童育成手当の支給

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、手当を支給します。

【担当課】 子育て支援課

4 母子・父子自立支援員活動

ひとり親家庭の抱えている日常生活や就業での問題を把握し、その解決に向けて母子・父子自立支援員による必要な指導・助言及び情報提供を行い、ひとり親家庭の自立に向け、総合的な支援を図ります。

【担当課】 子育て支援課

5 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

義務教育終了前の子どもがいるひとり親家庭であって、就労、疾病や冠婚葬祭などのため、一時的に子育てが困難となった場合にホームヘルパーを派遣し、育児、食事の世話等、必要な支援を行います。

【担当課】 子育て支援課

6 母子生活支援施設入所事業

配偶者のいない女子、又はこれに準ずる事情にある女子で、子どもの養育が十分にできない場合、母子ともに施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行います。

【担当課】 子育て支援課

7 母子福祉資金・父子福祉資金・女性福祉資金の貸付

母子家庭・父子家庭の方や配偶者のいない女性の経済的自立と生活意欲の助長及び児童福祉の増進を図るため、事業開始資金、技能習得資金や生活資金などの必要な資金の貸付を行います。

【担当課】 子育て支援課

8 ひとり親家庭休養ホーム事業

ひとり親家庭の家族が親子でくつろぎ、心身のリフレッシュを図ることを目的としたレクリエーション事業等を実施します。

【担当課】 子育て支援課

9 ひとり親家庭の就業等を支援する事業

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業として、一定の国家資格の取得等を目的に、養成機関において修業する際の生活支援として給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業及び、教育訓練に関する講座を受講し、修了した際に受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施します。

【担当課】 子育て支援課

10 ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等を対象に医療費助成を行います。

【担当課】 子育て支援課

3 障害のある子どもへの支援の充実

◇主な事業◇

1 健康診査等

発育及び発達障害や疾病などの早期発見・早期治療を図るため、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査、保育園入所児童の健康診断及び小中学校児童・生徒の健康診断を実施します。

【担当課】 健康課・保育課・学校教育課

2 早期療育に結びつけるための関係機関との連携

各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対し、専門医と連携し相談に応じるとともに、必要に応じて専門医療機関や福祉サービスの紹介を行います。

また、保護者の不安の軽減を図るため、保健センター、療育機関、障害福祉課、幼稚園、保育園など関係機関と連携し、子どもの発育を促すことができるよう支援します。

【担当課】 健康課・障害福祉課・保育課

3 各種手当の支給

障害のある子どもへの手当として、要件に応じて、「児童育成手当（障害手当）」、「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「重度心身障害者手当」、「難病患者福祉手当」を支給します。

【担当課】 子育て支援課・障害福祉課

4 各種医療費の助成

障害のある子どもの医療費の助成として、要件に応じて、「自立支援医療費（育成医療・精神通院医療）」、「小児精神障害者入院医療費助成」、「小児慢性疾患医療費助成」、「心身障害者（児）医療費助成」、「難病医療費等助成」を実施します。

【担当課】 子育て支援課・障害福祉課

5 心身障害児童施設通園費助成

児童福祉施設及び特別支援学校に通園又は通学している心身に障害を有する20歳未満の子ども若しくはその保護者を対象に、通園・通学に要する費用の一部を助成します。	
【担当課】	子育て支援課

6 特別支援教育就学奨励費

保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等に対し、所得に応じて、学用品費や校外活動などの就学に必要な経費を交付します。	
【担当課】	教育支援課

7 障害のある子どもの保育（再掲）

障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施します。	
【担当課】	保育課

8 日中一時支援事業「青い鳥」

心身に障害のある子どもに対して、施設への通所による集団生活への適応訓練や、自立に必要な日常生活基本動作の訓練等を行う障害児日中一時支援事業「青い鳥」を実施します。	
【担当課】	障害福祉課

9 居宅介護等の障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児支援

障害のある子どもが障害福祉サービス等や障害児通所支援等を利用する際に、幅広く自由に選択できるよう、各種サービス提供事業者の支援を推進します。 また、在宅の障害のある子どもを介護している保護者などが疾病などにより介護が困難になった場合に、一時的に保護するショートステイ事業を行います。	
【担当課】	障害福祉課

10 就学相談・転学相談

子どもの心身の発達に不安や悩みを持つ保護者に対し、就学・転学に関する相談を実施します。	
【担当課】	教育支援課

11 関係機関との連携

市内の小中学校や特別支援学校、幼稚園、保育園、市内関係機関等との情報交換を進めるため、特別支援教育連絡協議会を開催し、特別支援教育に関する共通理解を深めるとともに、特別支援学校に通う子どもたちとの副籍交流事業等を進めていきます。

【担当課】	教育支援課
-------	-------

12 特別支援教育

特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の配置等、校内体制の確立と特別支援教育研修会、講演会等を行い、特別支援教育に携わる教員の資質向上に努めます。

また、巡回相談員等による情報収集や相談を通じ、児童・生徒の個々の状況に応じた対応を実施していきます。

【担当課】	教育支援課・学校教育課
-------	-------------

13 特別支援学級及び特別支援教室（拠点校・巡回校）

心身に障害がある子どもに対し、障害の程度に応じた適切な指導ができるよう教育環境の整備を図ります。

また、発達アンバランス、又は情緒面などに何らかの課題のある子どもに対し、社会性など苦手なことを克服するための指導や、学習の補充を行う特別支援教室（拠点校・巡回校）の整備、充実に努めます。

【担当課】	教育支援課
-------	-------

14 はばたきファイル（支援ファイル）

子どもにかかわる必要な情報を記録し、就学前から就労まで関係する機関が連携を密にしながら、一貫した支援をつなげていくことを目的として、はばたきファイル（支援ファイル）を作成し、活用していきます。

【担当課】	教育支援課・学校教育課・健康課・障害福祉課・保育課・子育て支援課・児童青少年課
-------	---

【基本目標6】 仕事と生活の調和のための環境整備

国が作成した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2013によると、短時間勤務を選択できる事業所の割合や年次有給休暇取得率、6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間、男性の育児休業取得率などは、多少の進捗は見られるものの、仕事と生活の調和推進のための行動指針に定めた2020年の目標値を大きく下回っています。また、第1子出産前後の女性の継続就業率などは、目標値までの差が拡大しています。

本市では、企業に対し仕事と生活の調和について情報提供を行うとともに、市民に対しては、広報紙等を通じて、男女が共に参加する子育てを促進していくための意識啓発や、男性に対してより一層子育てに対する自覚を持っていただくよう、母親学級や両親学級への男性の参加の促進に努めてきました。

市が実施したアンケート調査（「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」平成25年10月）の就学前児童調査の結果では、育児休業を取得した割合は母親が27.1%、父親は1.4%となっています。育児休業を取得していない理由としては、母親の場合「子育てや家事に専念するため退職した」が45.5%で最も高く、父親の場合「仕事が忙しかった」や「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」がともに3割台で高くなっています。また、母親の場合「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や「職場に育児休業の制度がなかった」、父親の場合「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や「収入減となり、経済的に苦しくなる」との回答も、比較的高い値となっています。

仕事と生活の調和の実現のためには、社会全体の運動となるよう、広報、啓発活動による周知が必要とされています。

仕事と生活の調和についての理解が促進し、仕事と家庭の両立ができるよう、事業主や労働者、市民への広報、啓発に努めるとともに、多様な働き方に対応した子育て支援施策の充実を図ります。

■施策の方向と主な事業

【施策の方向】

1 仕事と子育ての両立支援
(P90~91)

【主な事業】

- ① 母親学級・両親学級（再掲）
- ② 父親向けの育児講座
- ③ 広報啓発活動による仕事と生活の調和に関する意識啓発
- ④ 女性のための再就職、キャリアアップ応援講座
- ⑤ 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知
- ⑥ 多様な保育事業の提供

1 仕事と子育ての両立支援

◇主な事業◇

1 母親学級・両親学級（再掲）

妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう正しい知識の習得機会を提供し、妊娠中の不安の解消を図るとともに、孤立しがちな母親同士が地域で情報交換や相談し合える仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

また、男性に育児についての学習や体験の機会を提供することにより、夫婦が協力して育児ができるよう男性の参加を促進します。

【担当課】 健康課

2 父親向けの育児講座

父親への意識の向上と啓発を図るため、子どもへのかかわり方やともに子育てをしていくパートナーとしての役割などについての講座を開催します。

【担当課】 子育て支援課

3 広報啓発活動による仕事と生活の調和に関する意識啓発

仕事と生活の調和についての理解が進むよう、広報・啓発を充実します。

【担当課】 企画政策課・産業課

4 女性のための再就職、キャリアアップ応援講座

出産・育児等のために退職した女性が再就職できるよう、就職に有利となるような学習機会を提供します。

【担当課】 企画政策課・産業課

5 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知

育児・介護休業法などについて、広報紙やパンフレット等を活用した普及啓発を行い、男性も女性も育児休業制度等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。

また、子育てしやすい就労環境づくりに向け、商工会や事業主に対して理解と協力を求めます。

【担当課】 企画政策課・産業課

6 多様な保育事業の提供

保護者が安心して子育てと仕事の両立が図られるよう、認可保育園の建替えにより待機児童の比較的多い低年齢児の定員枠の拡大を図ります。

学童クラブについては、小学校高学年の子どもの利用について、計画期間内に確保していきます。

また、一時預かり事業や休日保育事業、乳幼児ショートステイ事業など、多様な保育事業について周知を図り、子育て家庭のニーズを踏まえた施策を提供していきます。

【担当課】	保育課・児童青少年課・子育て支援課
--------------	-------------------

3 計画の推進

(1) 関係機関等との連携

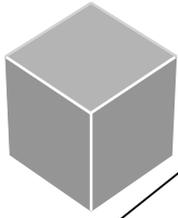
本計画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政だけでなく、家庭、教育・保育事業者、学校、地域、企業等が連携して取り組む必要があります。

関係機関等それぞれが、役割を果たし、相互の連携が図られるよう、積極的にかかわるとともに、東京都や他の市町村とも連携し、子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

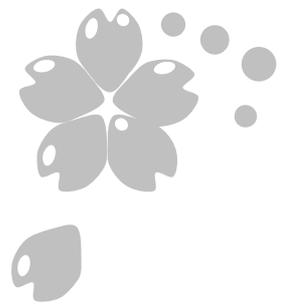
(2) 計画の実施状況の点検及び評価

本計画の着実な推進に向けて、毎年度、計画に掲げた施策の実施状況について点検・評価し、その結果を公表します。

評価結果や羽村市子ども・子育て会議の意見を考慮し、必要に応じて見直しを行い、各事業の改善等につなげていきます。



資料編

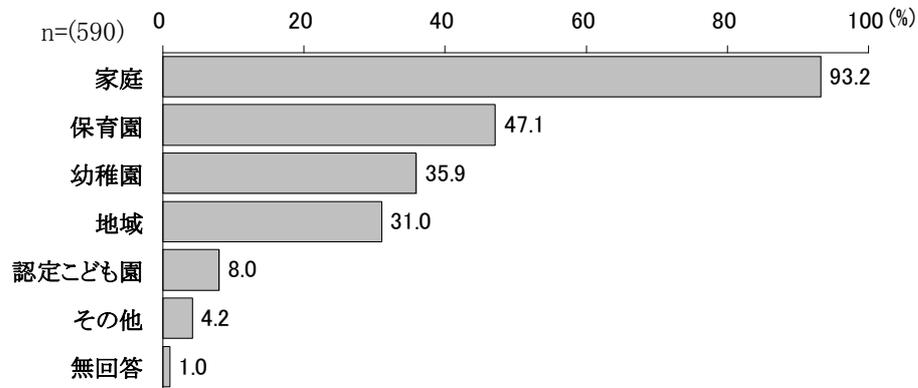


1 主なアンケート調査の結果

※表、グラフ中の「n」は設問の回答者数

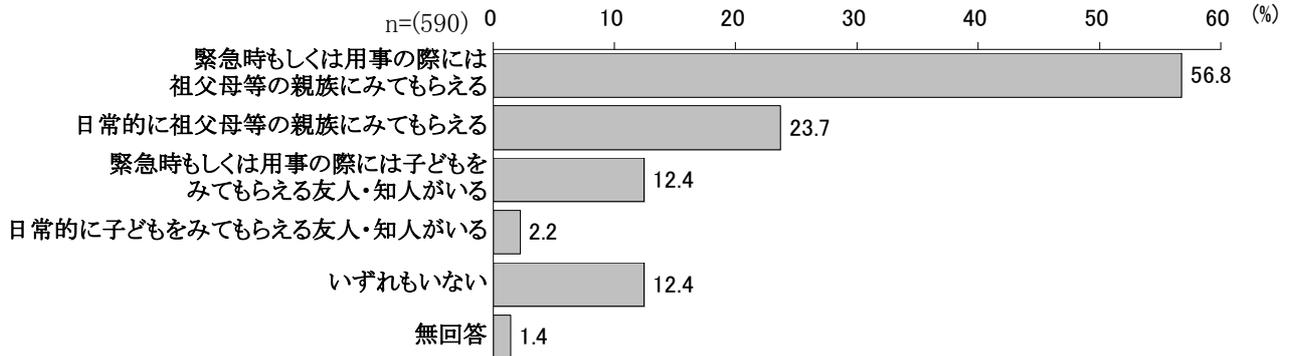
(1) 就学前児童調査

■子育てに影響が大きいと思われる環境



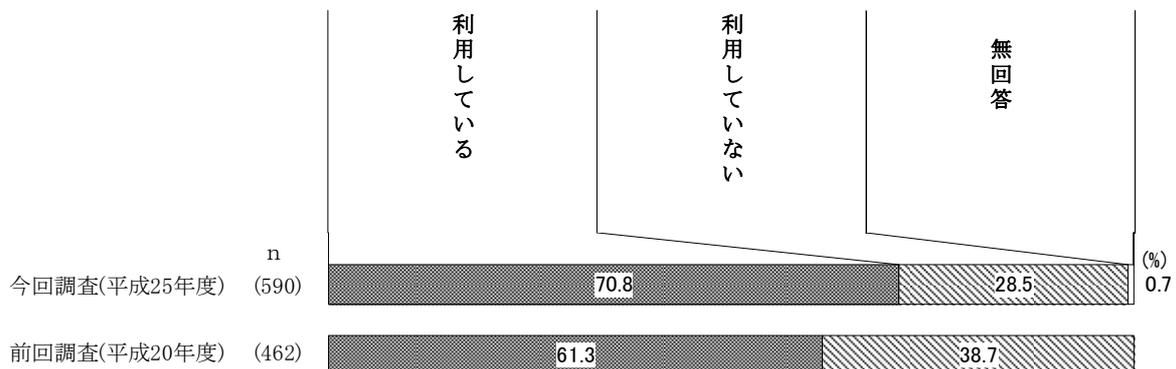
子育てに影響が大きいと思われる環境については、「家庭」が93.2%で最も多く、以下、「保育園」(47.1%)、「幼稚園」(35.9%)、「地域」(31.0%)、「認定こども園」(8.0%)の順となっています。

■お子さんをみてもらえる親族・知人の有無



お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が56.8%で最も多く、以下、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(23.7%)、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(12.4%)の順となっています。一方、「いずれもない」は12.4%となっています。

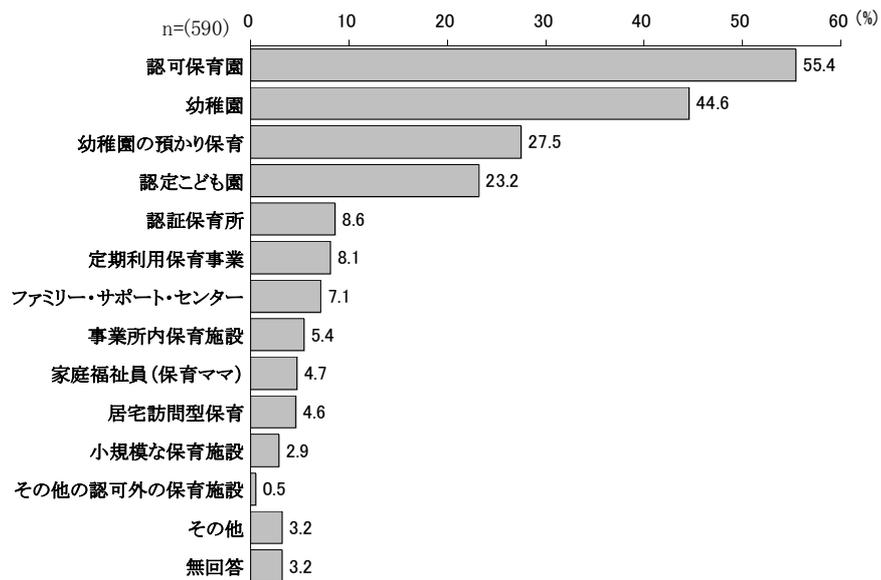
■ 定期的な教育・保育事業の利用の有無（前回調査との比較）



定期的な教育・保育事業の利用の有無については、「利用している」が70.8%、「利用していない」が28.5%となっています。

前回調査に比べて、「利用している」が9.5ポイント増えています。一方、「利用していない」が10.2ポイント減っています。

■ 平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業



平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業については、「認可保育園」が55.4%で最も多く、以下、「幼稚園」(44.6%)、「幼稚園の預かり保育」(27.5%)、「認定こども園」(23.2%)、「認証保育所」(8.6%)、「定期利用保育事業」(8.1%)の順となっています。

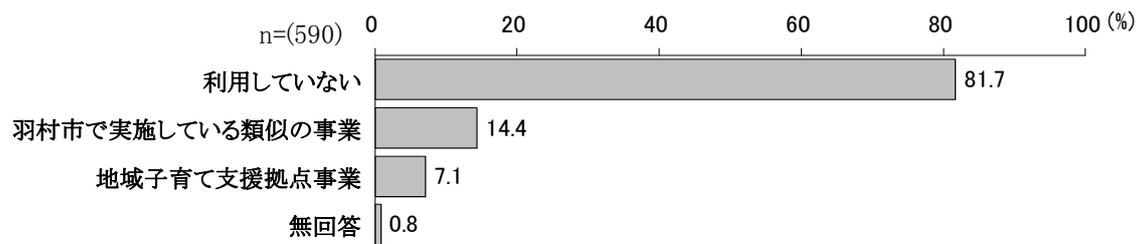
■平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業（子どもの年齢別）

(%)

	回答者数 (n)	認可 保育園	幼稚園	幼稚園の 預かり保育	認定こども 園	認証保育所	定期利用 保育事業	ファミリー・サ ポート・センタ ー	事業所内保育 施設	家庭福祉員（保 育ママ）	居宅訪問型保 育	小規模な保育 施設	その他の認可外 の保育施設	その他	無回 答	
全 体	590	55.4	44.6	27.5	23.2	8.6	8.1	7.1	5.4	4.7	4.6	2.9	0.5	3.2	3.2	
子 ど も の 年 齢	0歳	104	69.2	36.5	21.2	30.8	16.3	14.4	9.6	4.8	6.7	10.6	1.9	1.0	1.9	2.9
	1歳	100	61.0	46.0	21.0	21.0	12.0	9.0	8.0	5.0	7.0	1.0	4.0	0.0	2.0	5.0
	2歳	109	61.5	41.3	25.7	22.0	4.6	9.2	3.7	1.8	3.7	5.5	4.6	0.9	2.8	3.7
	3歳	102	52.0	41.2	24.5	18.6	5.9	4.9	7.8	6.9	3.9	3.9	1.0	0.0	5.9	2.9
	4歳	92	41.3	54.3	39.1	28.3	5.4	6.5	12.0	12.0	4.3	4.3	3.3	1.1	2.2	1.1
5歳以上	80	42.5	51.3	36.3	17.5	7.5	2.5	1.3	2.5	2.5	1.3	2.5	0.0	5.0	3.8	

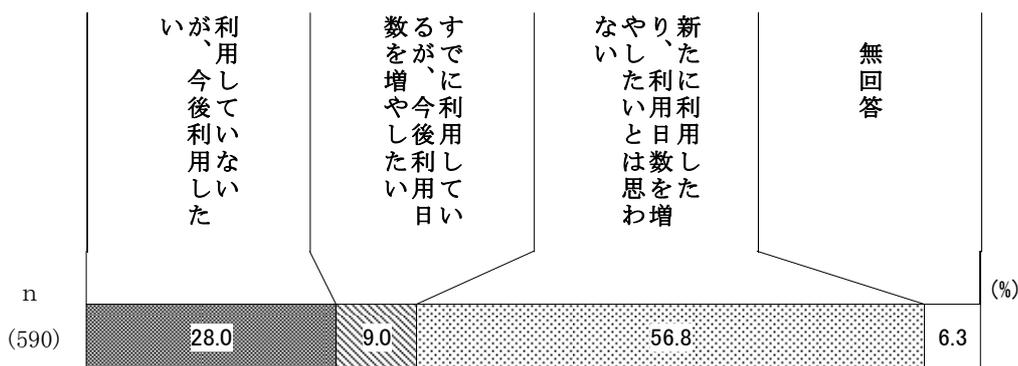
子どもの年齢別で見ると、3歳までは「認可保育園」が最も多くなっています。4歳以上になると、「幼稚園」が最も多くなっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況



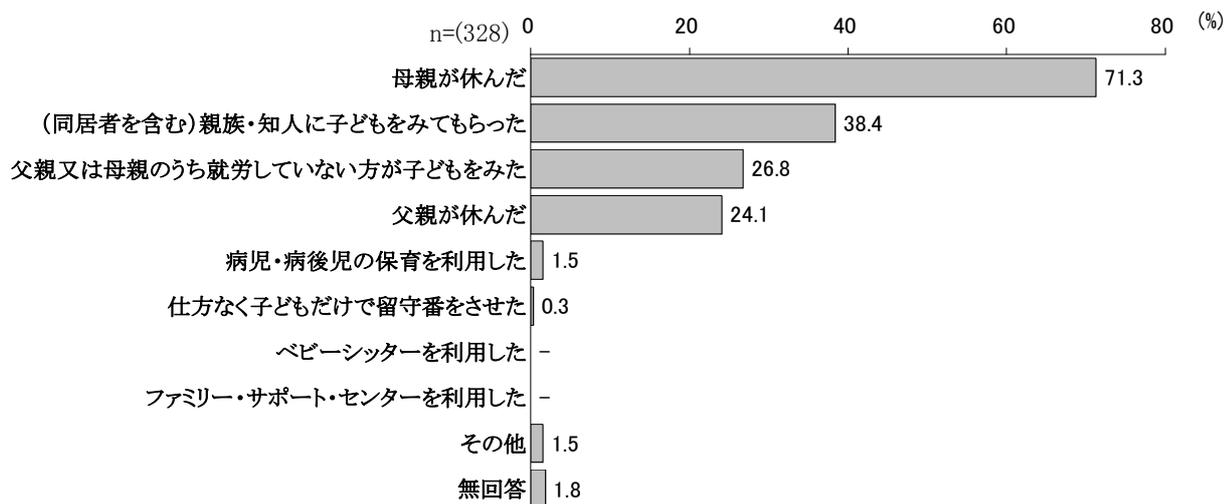
地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が81.7%で最も多く、以下、「羽村市で実施している類似の事業」（14.4%）、「地域子育て支援拠点事業」（7.1%）の順となっています。

■地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望



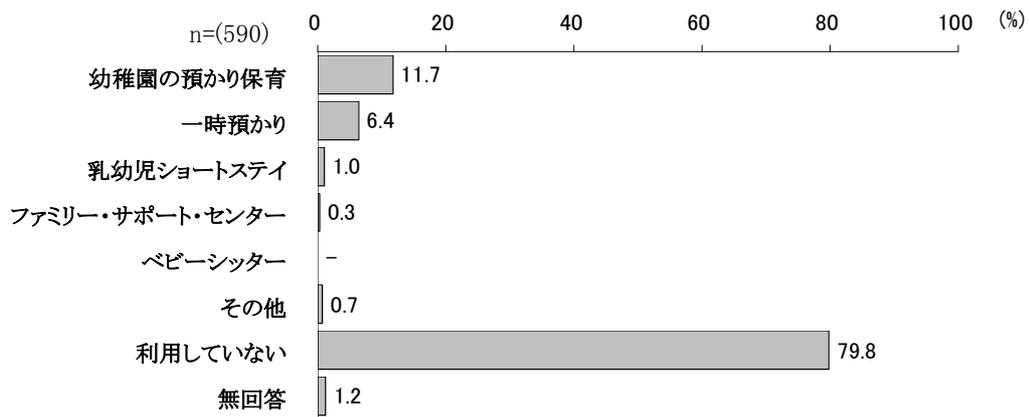
地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が56.8%で最も多く、以下、「利用していないが、今後利用したい」(28.0%)、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(9.0%)の順となっています。

■教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法



教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」が71.3%で最も多く、7割を越えています。

■私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業



私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業については、「利用していない」が79.8%で最も多くなっています。利用している事業の中では、「幼稚園の預かり保育」が11.7%で最も多く、以下、「一時預かり」(6.4%)、「乳幼児ショートステイ」(1.0%)、「ファミリー・サポート・センター」(0.3%)の順となっています。

■保護者の現在の就労状況

(%)

	回答者数 (n)	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
母親	590	20.3	5.6	26.9	1.9	36.6	3.7	4.9
父親	555	86.3	0.0	0.7	0.0	0.5	0.0	12.4

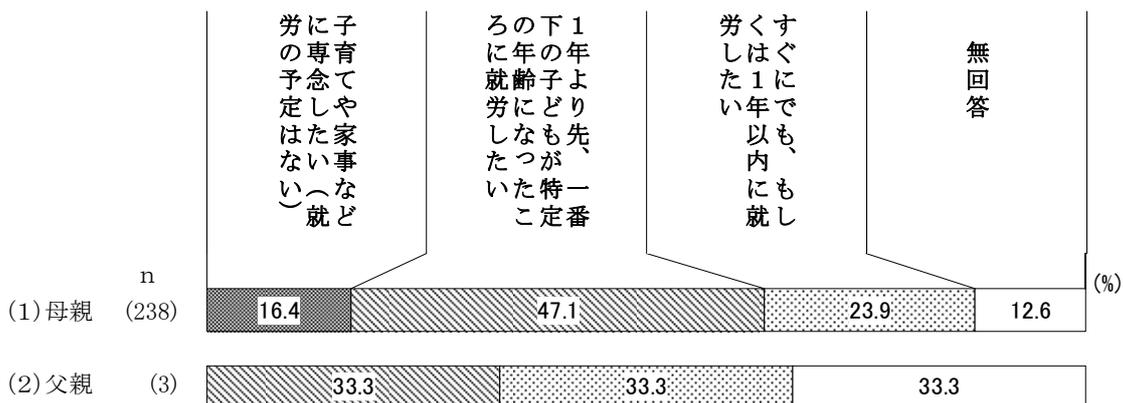
※ フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

パート・アルバイト等：フルタイム以外の就労

母親の現在の就労状況については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が36.6%で最も多く、「これまで就労したことがない」(3.7%)と合わせた《就労していない》は40.3%となっています。一方、休業中も含めた《就労している》は54.7%となっています。

父親においては、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が86.3%で最も多く、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(0.7%)を合わせた《就労している》は87.0%となっています。

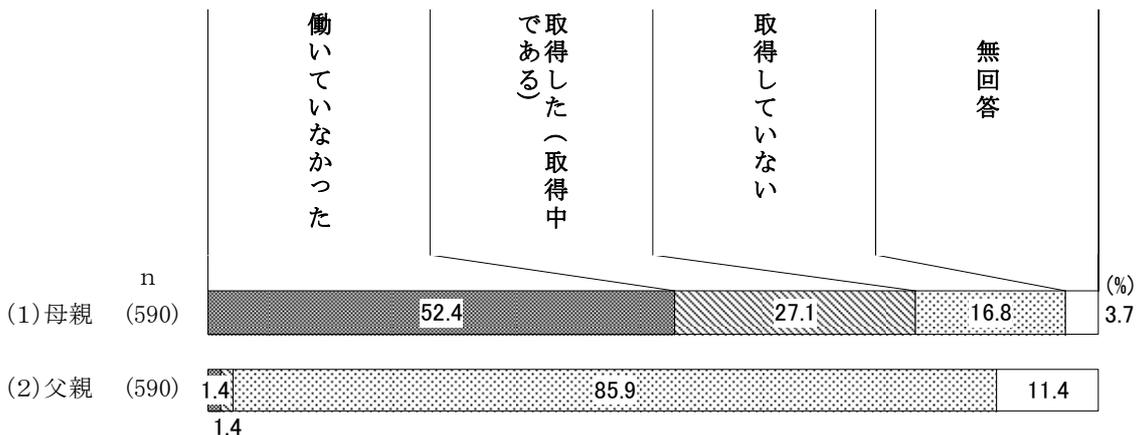
■今後の就労希望



※ (2)父親は母数が少ないため、参考として掲載

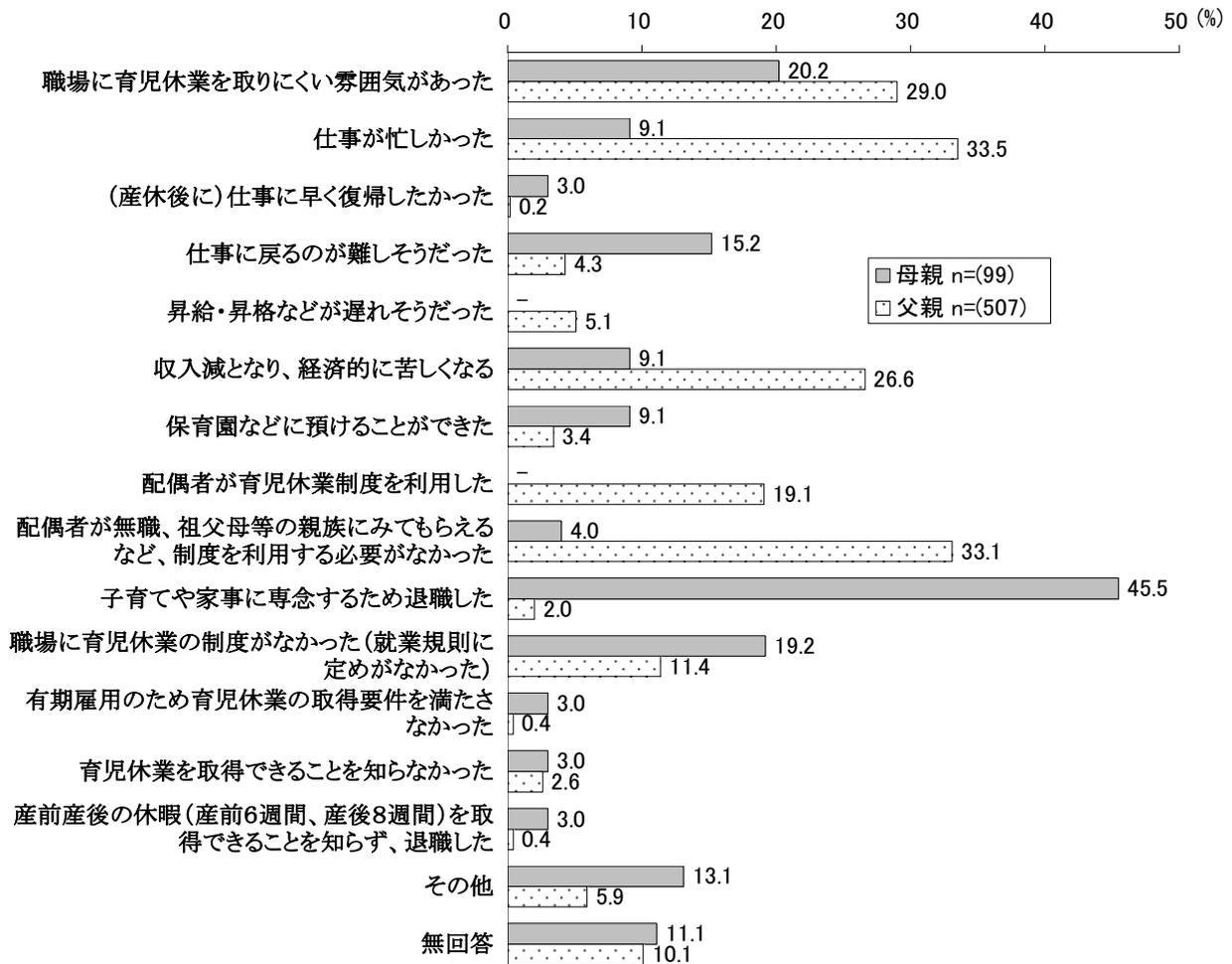
母親の就労希望については、「1年以内、最も下の子どもが特定の年齢になったら就労したい」が47.1%で最も多く、「1年以上先、最も下の子どもが特定の年齢になったら就労したい」(23.9%)を合わせた《就労希望あり》は71.0%となっています。

■育児休業の取得状況



母親の育児休業の取得状況については、「取得した(取得中である)」が27.1%、「取得していない」が16.8%となっています。また、父親においては、「取得した(取得中である)」が1.4%、「取得していない」が85.9%となっています。

■ 育児休業を取得していない理由

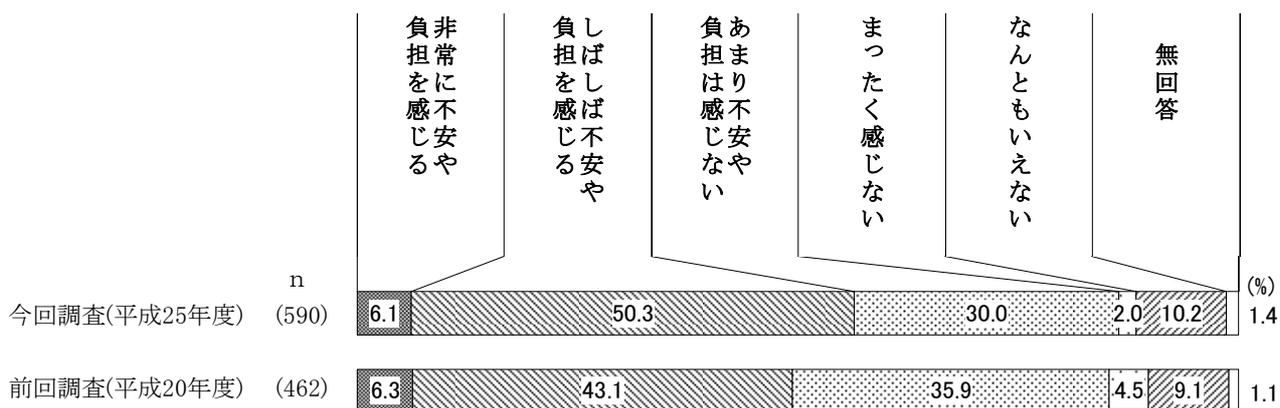


母親が育児休業を取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が45.5%で最も多く、以下、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(20.2%)、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」(19.2%)の順となっています。

父親においては、「仕事が忙しかった」が33.5%で最も多く、以下、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(33.1%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(29.0%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(26.6%)の順となっています。

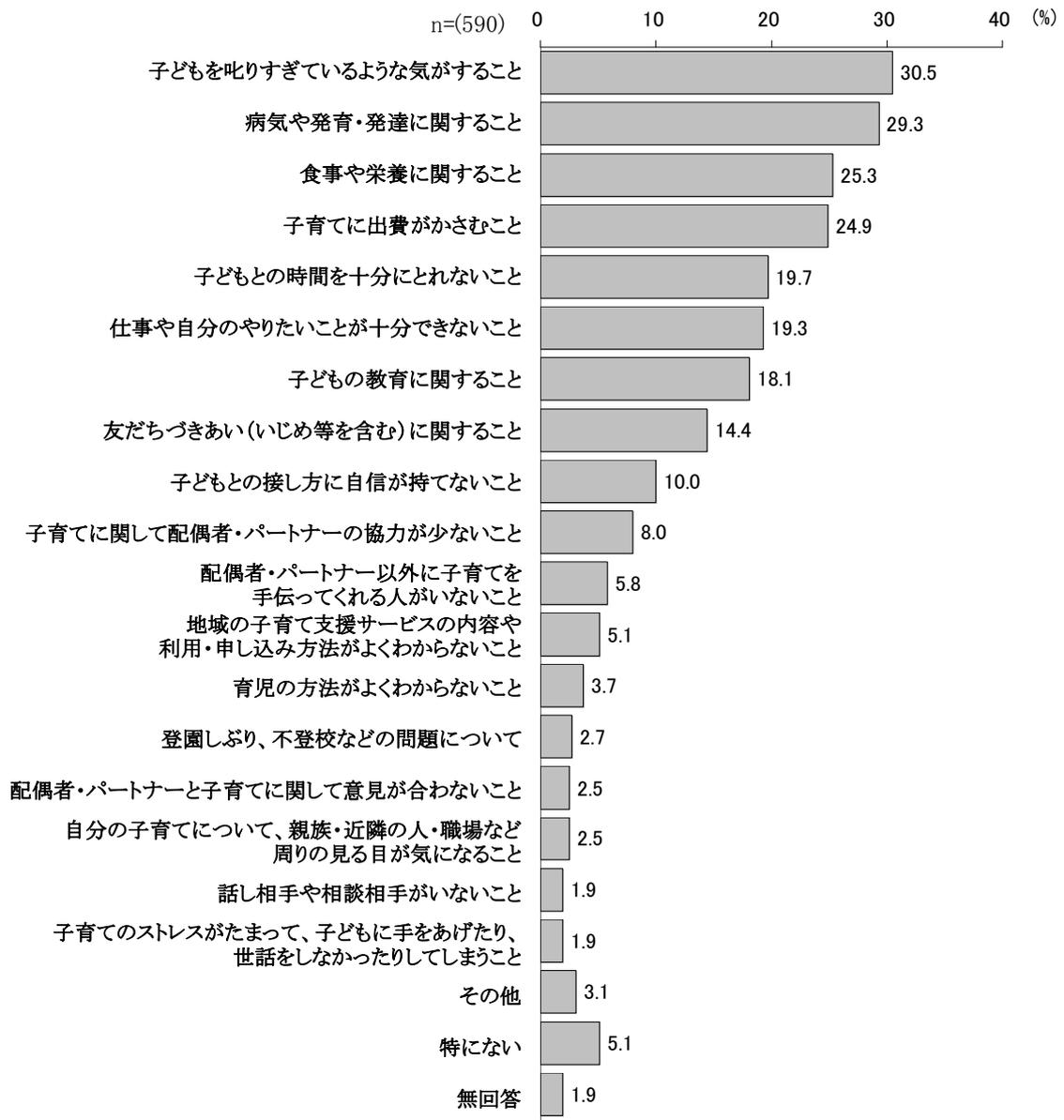
「その他」と回答した方の記入は、「自営業のため」、「仕事を辞めた・辞めさせられた」が多くなっています。

■子育てに関する不安感や負担感（前回調査との比較）



子育てに関する不安や負担については、「しばしば不安や負担を感じる」が50.3%で最も多く、「非常に不安や負担を感じる」(6.1%)と合わせた《感じる》は56.4%になります。前回調査に比べて、子育てに関する不安感や負担感を《感じる》は7ポイント増えています。

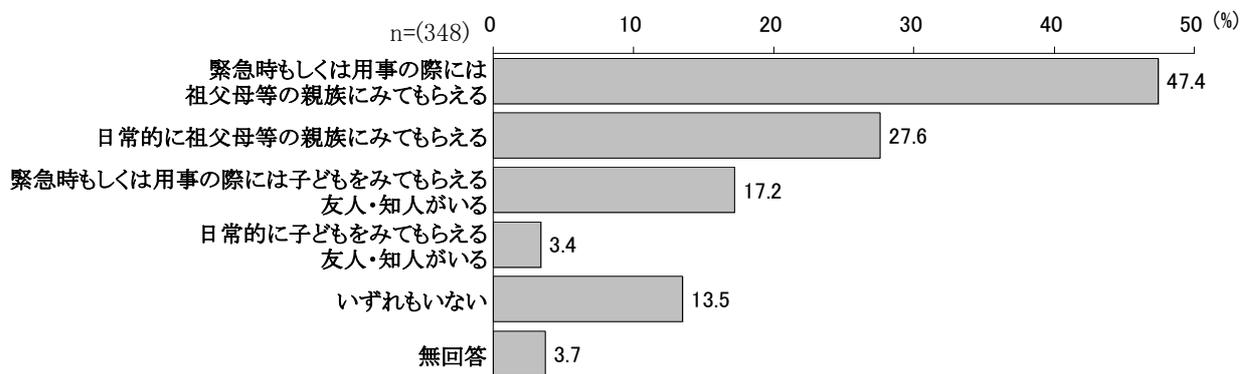
■子育てに関して悩み、気になること



子育てに関して悩み、気になることについては、「子どもを叱りすぎているような気がする」が30.5%で最も多く、以下、「病気や発育・発達に関する」(29.3%)、「食事や栄養に関する」(25.3%)、「子育てに出費がかさむ」(24.9%)、「子どもとの時間を十分にとれない」(19.7%)の順となっています。

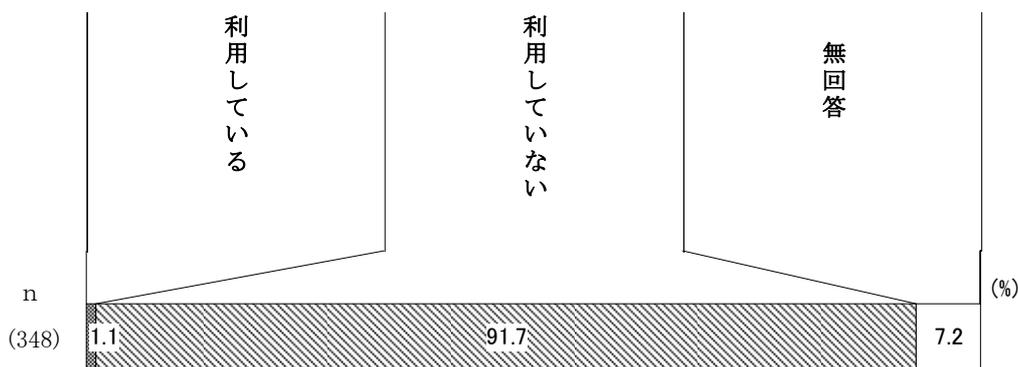
(2) 就学児童調査

■ お子さんをみてもらえる親族・知人の有無



お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が47.4%で最も多く、以下、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(27.6%)、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(17.2%)、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(3.4%)の順となっています。一方、「いずれもない」は13.5%となっています。

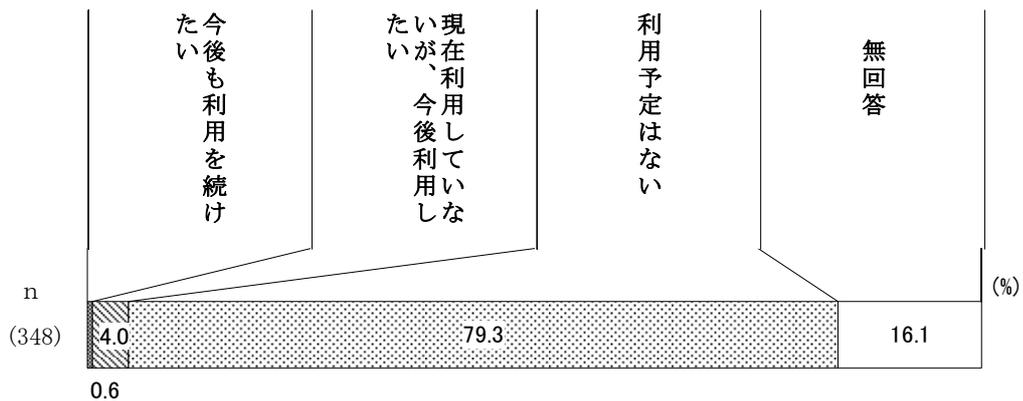
■ ファミリー・サポート・センターの利用の有無



ファミリー・サポート・センターの利用の有無については、「利用している」が1.1%、「利用していない」が91.7%となっています。

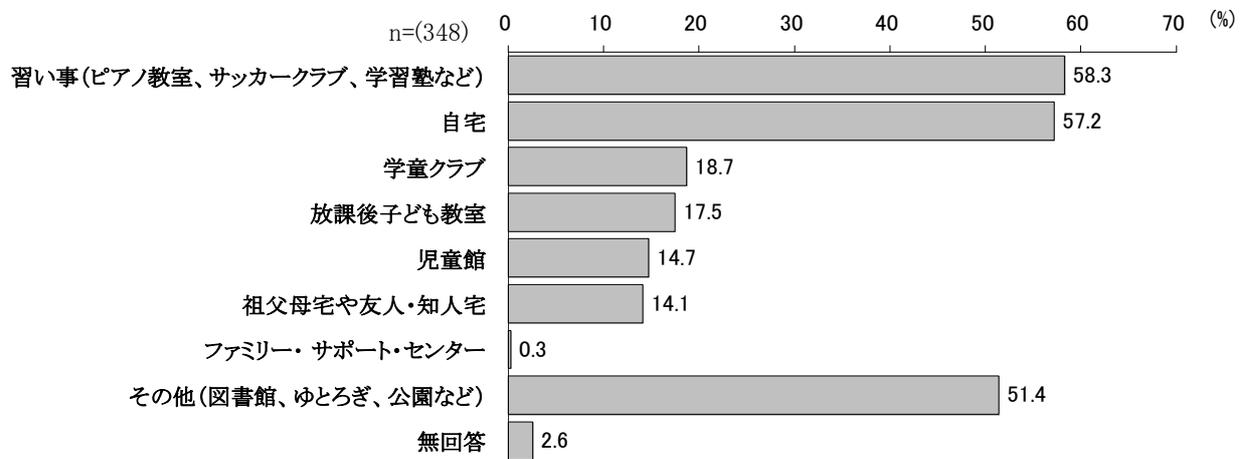
月の希望日数と1日の希望利用時間については、「利用している」は回答数4人、希望利用日数平均2.8日、希望利用時間平均1.7時間となっています。

■ファミリー・サポート・センターの今後の利用希望



ファミリー・サポート・センターの今後の利用希望については、「利用予定はない」が79.3%で最も多く、以下、「現在利用していないが、今後利用したい」(4.0%)、「今後も利用を続けたい」(0.6%)の順となっています。

■希望する放課後の過ごし方



希望するお子さんの放課後の過ごし方については、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が58.3%で最も多く、以下、「自宅」(57.2%)、「その他(図書館、ゆとりぎ、公園など)」(51.4%)、「学童クラブ」(18.7%)、「放課後子ども教室」(17.5%)の順となっています。

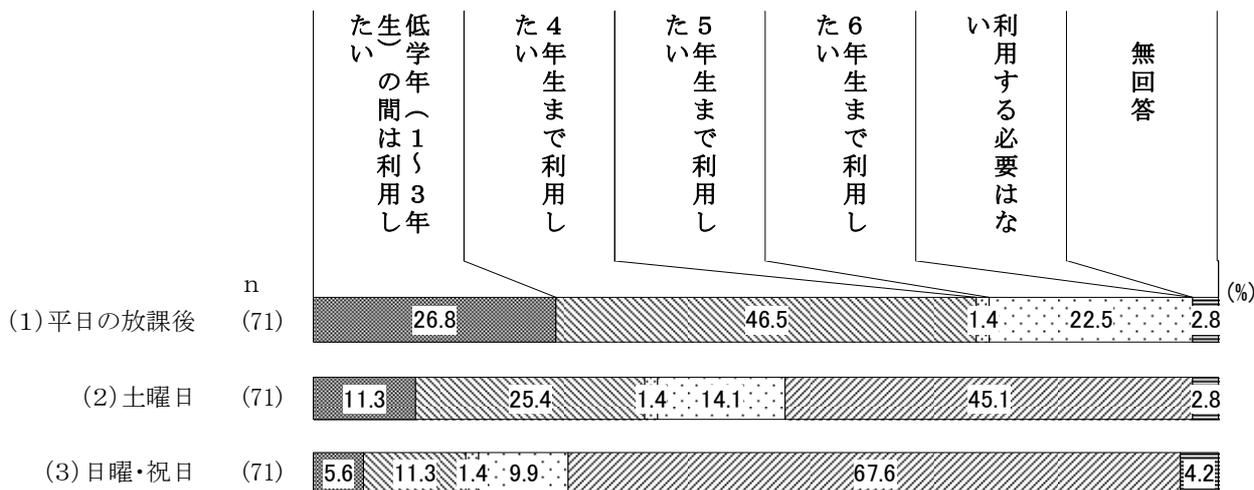
■希望する放課後の過ごし方（子どもの学年別）

(%)

		回答者数 (n)	習い事 (ピアノ教室、サツカークラブ、学習塾など)	自宅	学童クラブ	放課後子ども教室	児童館	祖父母宅や友人・知人宅	ファミリー・サポート・センター	その他 (図書館、ゆとりぎ、公園など)	無回答
全体		348	58.3	57.2	18.7	17.5	14.7	14.1	0.3	51.4	2.6
子どもの学年別	低学年 (1～3年生)	164	51.8	55.5	34.8	22.6	14.0	9.8	0.0	43.3	0.6
	高学年 (4～6年生)	179	64.8	58.1	3.9	13.4	15.6	18.4	0.6	58.7	4.5

子どもの学年別で見ると、高学年(4～6年生)になると、「学童クラブ」や「放課後子ども教室」が減り、「習い事」や「祖父母宅や友人・知人宅」、「その他 (図書館、ゆとりぎ、公園など)」が増えています。

■学童クラブの利用希望



※ (1) 平日の放課後において「利用する必要はない」の項目はなし

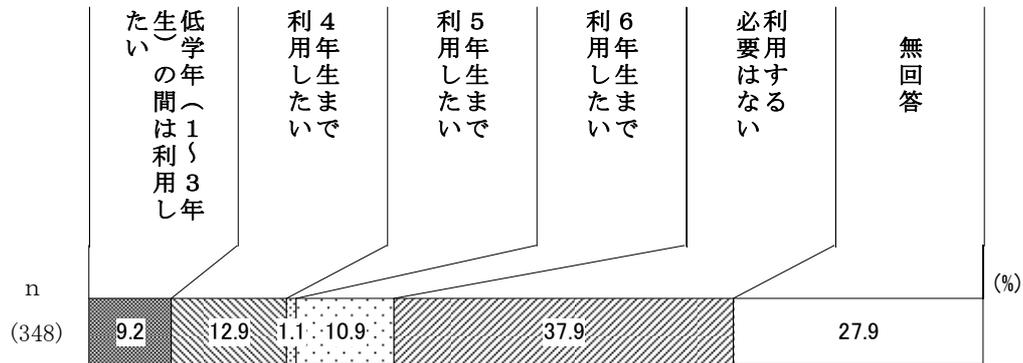
平日放課後の学童クラブの利用希望については、「4年生まで利用したい」が46.5%で最も多く、次いで、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(26.8%)、「6年生まで利用したい」(22.5%)の順となっています。

土曜日については、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が11.3%、「4年生まで利用したい」が25.4%、「5年生まで利用したい」が1.4%、「6年生まで利用したい」が14.1%となっています。

日曜・祝日については、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が5.6%、「4年生まで利用したい」が11.3%、「5年生まで利用したい」が1.4%、「6年生まで利用したい」が9.9%となっています。

「利用する必要はない」は、土曜日が45.1%で約半数、日曜・祝日は67.6%と多数を占めています。

■長期休暇中の学童クラブの利用希望



長期休暇中の学童クラブの利用希望については、「利用する必要はない」が37.9%で最も多く、以下、「4年生まで利用したい」（12.9%）、「6年生まで利用したい」（10.9%）、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（9.2%）の順となっています。

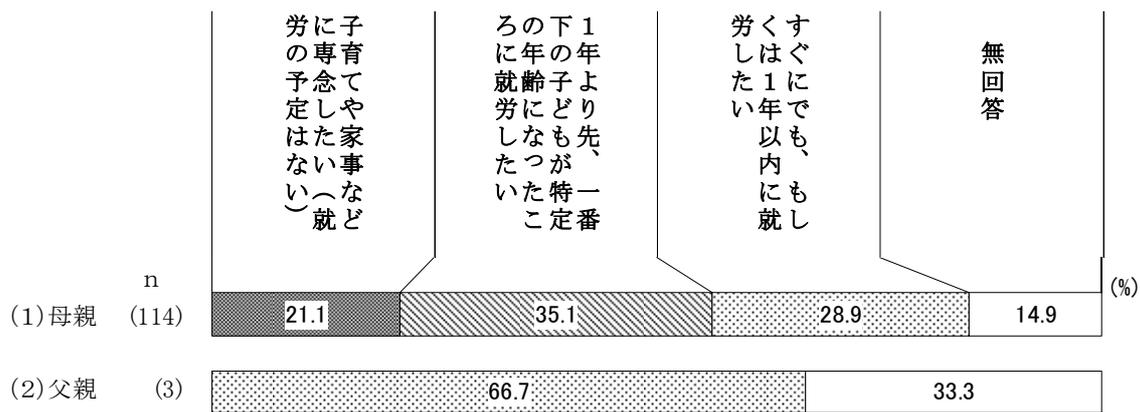
■保護者の現在の就労状況

	回答者数 (n)	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない (%)	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である (%)	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない (%)	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である (%)	以前は就労していたが、現在は就労していない (%)	これまで就労したことがない (%)	無回答 (%)
母親	345	25.2	0.9	38.6	0.3	26.4	6.7	2.0
父親	321	91.0	0.0	0.6	0.0	0.6	0.3	7.5

※ フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労／パート・アルバイト等：フルタイム以外の就労

母親の現在の就労状況については、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（38.6%）が最も多く、「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」（0.3%）、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（25.2%）、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」（0.9%）を合わせた《就労している》は65.0%となっています。一方、父親については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が91.0%で最も多く、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（0.6%）を合わせた《就労している》が91.6%となっています。

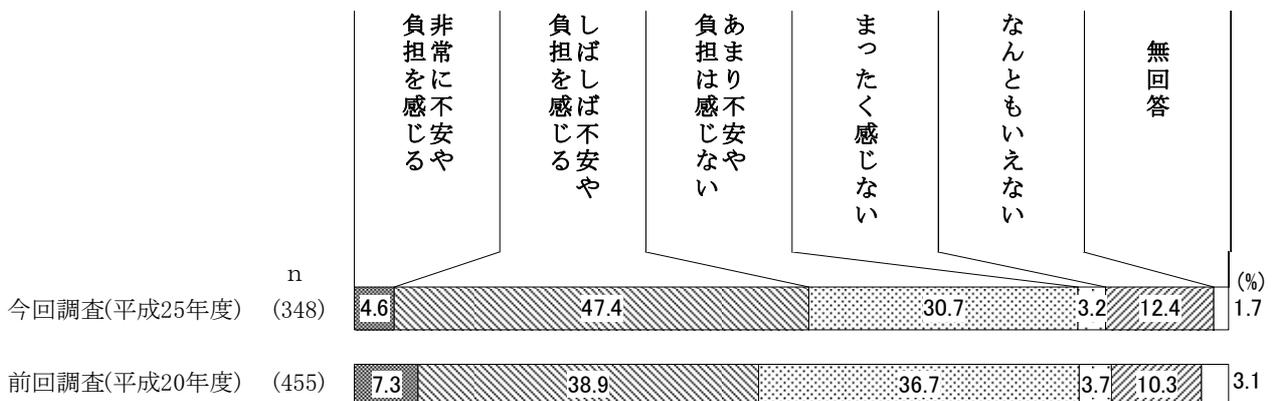
■今後の就労希望



※ (2)父親は母数が少ないため、参考として掲載

母親の今後の就労希望については、「1年より先、一番下の子どもが特定の年齢になったところに就労したい」が35.1%で最も多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(28.9%)と合わせた《就労希望あり》は64.0%となっています。

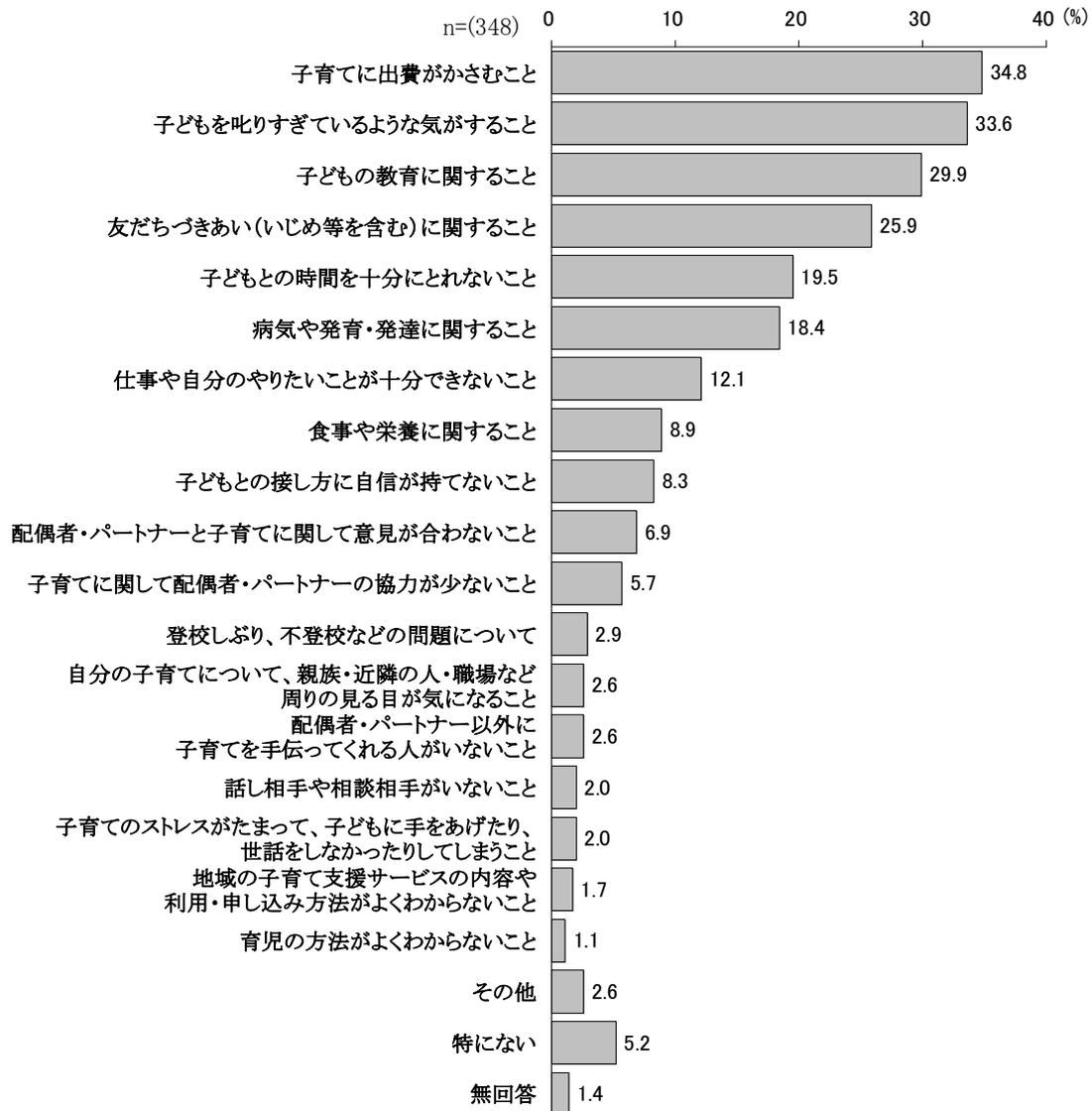
■子育てに関する不安感や負担感（前回調査との比較）



子育てに関する不安や負担については、「しばしば不安や負担を感じる」が47.4%で最も多く、「非常に不安や負担を感じる」(4.6%)と合わせると、《感じる》は52.0%になります。

前回調査に比べて、子育てに関する不安感や負担感を《感じる》は5.8ポイント増えています。

■子育てに関して悩み、気になること



子育てに関して悩み、気になることについては、「子育てに出費がかさむこと」が34.8%で最も多く、以下、「子どもを叱りすぎているような気がする」(33.6%)、「子どもの教育に関する」(29.9%)、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関する」(25.9%)、「子どもとの時間を十分にとれない」(19.5%)の順となっています。

2 羽村市子ども・子育て会議

羽村市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 羽村市（以下「市」という。）における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長の付属機関として、羽村市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども及び子育て支援に関する施策の重要事項に関し調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2人以内
- (2) 市内教育施設の代表者 2人以内
- (3) 市内保育施設の代表者 2人以内
- (4) 子どもの保護者 2人以内
- (5) 公共的団体の代表者 3人以内
- (6) 市内事業所の代表者 2人以内
- (7) 市民公募委員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(保育園運営費に係る保護者負担金審議会条例の廃止)

2 保育園運営費に係る保護者負担金審議会条例（昭和52年条例第38号）は、廃止する。

(羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中生涯学習審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額9,000円
-------------	----------

羽村市子ども・子育て会議委員名簿

構成	所属等	氏名	備考
知識経験者	武蔵野短期大学 幼児教育学科長	◎松本 多加志	
	マークス税理士法人 会計士・税理士	西田 雅彦	
市内教育施設の代表者	羽村市私立幼稚園協会 五ノ神幼稚園 園長	池田 文子	
	羽村市立小学校校長会 羽村市立富士見小学校 校長	青山 直志	
市内保育施設の代表者	羽村市私立保育園協議会 羽村まつの木保育園 園長	橋本 富明	
	特定非営利活動法人 子育て支援総合施設こころ 理事長	山本 一代	
子どもの保護者	羽村市私立幼稚園保護者連合会 さかえ幼稚園保護者会	芦塚 のぞみ	
	羽村市私立保育園保護者の代表者 玉水保育園保護者会	島津 彰仁	
公共的団体の代表者	羽村市社会福祉協議会 顧問	○関谷 博	
	羽村市民生児童委員協議会 子育て支援部会	小林 あや子	
	東京都立川児童相談所 所長	和田 芳子	任期：～H26.3
		石塚 健市	任期：H26.4～
市内事業所の代表者	日野自動車株式会社羽村工場	岡田 成弘	
	株式会社ジェイテクト東京工場	川嶋 恵理子	
市民公募委員	公募	永井 英義	
	公募	川津 沙織	

◎会長 ○副会長

3 羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会

羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 羽村市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、子ども家庭部長の職にある者とし、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、生涯学習部長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事業計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月9日から施行する。

羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会委員名簿

職名	役職名	氏名
委員長	子ども家庭部長	小林 宏子
副委員長	生涯学習部長	市川 康浩 (井上 雅彦)
委員	生涯学習部参事(学校教育課長)	山崎 尚史 (小林 理人)
委員	企画総務部企画政策課長	橋本 晶
委員	財務部財政課長	高橋 誠
委員	市民生活部地域振興課長	羽村 典洋 (細谷 満広)
委員	産業環境部産業課長	粕谷 昇司
委員	福祉健康部社会福祉課長	笠井 宏泰
委員	福祉健康部障害福祉課長	島田 由則
委員	福祉健康部健康課長	野村 由紀子
委員	子ども家庭部子育て支援課長	並木 隆弘
委員	子ども家庭部児童青少年課長	細谷 満広 (遠藤 也寸子)
委員	子ども家庭部保育課長	鈴木 宏哉
委員	生涯学習部生涯学習総務課長	西尾 洋介 (市川 康浩)
委員	生涯学習部教育支援課長	上松 久美子 (中山 晴義)
委員	子ども家庭部子育て支援課支援係長	小山 和英
委員	子ども家庭部子育て支援課支援係主査	山本 明子
委員	子ども家庭部子育て支援課子ども家庭支援センター係長	下田 幸枝 (関谷 美紀)
委員	子ども家庭部児童青少年課児童青少年係長	関谷 与一
委員	子ども家庭部保育課保育係長	佐野 瑞恵

() は前任者

4 審議経過

羽村市子ども・子育て会議の審議経過

回	開催日	審議事項等
第1回	平成25年 8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・子ども・子育て支援新制度について ・ニーズ調査について ・今後のスケジュールについて
第2回	10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市の概要について ・次世代育成支援行動計画の進捗状況について ・子ども・子育て支援事業計画構成のイメージについて ・教育・保育提供区域の設定について
第3回	平成26年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について ・ニーズ調査の結果について
第4回	3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育等の「量の見込み」（概算値）について
第5回	5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（概算値）について ・各種基準等について
第6回	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額等について諮問 ・地域子ども・子育て支援事業の確保方策について ・利用者負担について ・学童クラブの育成料について
第7回	8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の確保方策について ・利用者負担について ・「子育て支援員（仮称）」について（情報提供）
第8回	9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブの確保方策について ・利用者負担額等の答申案について
	9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額等について答申
第9回	11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の施策の体系と具体的な展開（案）について
第10回	12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会の審議経過

回	開催日	審議事項等
第1回	平成25年 7月31日	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度について ニーズ調査について
第2回	10月7日	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画構成のイメージについて 羽村市の子ども・子育てをめぐる状況について 教育・保育提供区域の設定について ニーズ調査について
第3回	平成26年 1月10日	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について ニーズ調査の結果について
第4回	2月10日	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について 保幼小の連携について
第5回	4月25日	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育等の「量の見込み」（概算値）について 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について
第6回	7月16日	<ul style="list-style-type: none"> 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について 保育園の運営費（保育料）について 学童クラブの育成料について
第7回	9月4日	<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブの確保方策について 施策の体系と具体的な展開について
第8回	10月22日	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育の確保方策について 施策の体系と具体的な展開について
第9回	11月26日	<ul style="list-style-type: none"> 羽村市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

5 量の見込みと確保方策

●教育・保育の量の見込み及び確保方策

区 分	平成27年度					平成28年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳	
量の見込み	617人	92人	769人	133人	488人	580人	87人	723人	135人	496人	
確保方策	幼稚園・保育園 認定こども園	125人		797人	114人	425人	125人		804人	114人	430人
	確認を受けない 幼稚園	1,535人		—	—	—	1,535人		—	—	—
	地域型保育事業	—		—	3人	15人	—		—	3人	15人
	認証保育所等	—		28人	19人	44人	—		28人	19人	44人
	合 計	1,660人		825人	136人	484人	1,660人		832人	136人	489人

区 分	平成29年度					平成30年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳	
量の見込み	583人	87人	726人	140人	505人	577人	86人	718人	140人	505人	
確保方策	幼稚園・保育園 認定こども園	125人		795人	117人	439人	125人		781人	120人	452人
	確認を受けない 幼稚園	1,535人		—	—	—	1,535人		—	—	—
	地域型保育事業	—		—	3人	15人	—		—	3人	15人
	認証保育所等	—		28人	19人	44人	—		28人	19人	44人
	合 計	1,660人		823人	139人	498人	1,660人		809人	142人	511人

区 分	平成31年度					
	1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1-2歳	
量の見込み	586人	88人	731人	140人	505人	
確保方策	幼稚園・保育園 認定こども園	125人		781人	120人	452人
	確認を受けない 幼稚園	1,535人		—	—	—
	地域型保育事業	—		—	3人	15人
	認証保育所等	—		28人	19人	44人
	合 計	1,660人		809人	142人	511人

●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

①利用者支援事業（P58）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

②時間外保育事業（延長保育事業）（P69）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	760人	743人	739人	728人	729人
確保方策	760人	743人	739人	728人	729人

③学童クラブ事業（P75）

（単位：人）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	低学年	高学年								
量の見込み	546	68	561	64	546	64	536	65	501	68
確保方策	602	6	618	40	618	70	618	70	618	70

④子育て短期支援事業（乳幼児ショートステイ事業）（P69）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	130人日/年	130人日/年	130人日/年	130人日/年	130人日/年
確保方策	130人日/年	130人日/年	130人日/年	130人日/年	130人日/年

⑤乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導（P47）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	464人	459人	452人	444人	437人
確保方策	実施体制：子ども家庭支援センター職員（保育士） 保健センター職員（保健師又は助産師） 実施機関：子ども家庭支援センター、保健センター				

⑥養育支援訪問事業（P48）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	25人	25人	25人	25人	25人
確保方策	実施体制：子ども家庭支援センター職員（専門相談） 委託先のヘルパー資格保持者等（養育支援ヘルパー派遣） 実施機関：子ども家庭支援センター				

6 ライフステージ別事業一覧

基本目標	施策の方向	事業名	妊娠・出産期	3歳未満	3歳以上	小学校就学期	中学校就学期	高校就学期	担当課	掲載ページ
1 妊娠・出産期からの支援	(1) 子どもや母親のための保健事業の充実	① 母子健康手帳							健康課	46
		② 父親ハンドブック							健康課	46
		③ 妊婦健康診査							健康課	46
		④ 妊婦歯科健康診査							健康課	47
		⑤ 母親学級・両親学級							健康課	47
		⑥ 妊産婦訪問指導							健康課	47
		⑦ 乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導							子育て支援課・健康課	47
		⑧ 未熟児訪問指導							健康課	48
		⑨ 養育支援訪問事業							子育て支援課	48
		⑩ 産婦健康診査							健康課	48
		⑪ 乳幼児健康診査							健康課	48
		⑫ 乳幼児経過観察健康診査							健康課	49
		⑬ 1歳6か月児及び3歳児経過観察健康診査(心理相談)							健康課	49
		⑭ 乳幼児発達健康診査							健康課	49
		⑮ 精密健康診査							健康課	49
		⑯ 幼児期における歯科健康診査等							健康課	49
		⑰ 育児相談							健康課	50
		⑱ 予防接種							健康課	50
(2) 食育の推進		① ひよこサロン(離乳食スタート教室)							健康課	51
		② もぐもぐ教室(生後7か月以降の離乳食教室)							健康課	51
		③ 乳幼児期における食育の推進							健康課・保育課	51
		④ 健康料理講習会(ママズキッチン)							健康課	51
		⑤ 学校給食等を生かした食育の推進							学校教育課	51
		⑥ 稲作体験							学校教育課・児童青少年課・産業課	52
(3) 医療サービスの充実		① 福生病院組合の運営支援							健康課	53
		② 平日夜間急患センター診療事業							健康課	53
		③ 休日診療事業							健康課	53
		④ 休日歯科診療事業							健康課	53
		⑤ 休日準夜診療事業							健康課	53
		⑥ 特定不妊治療費の助成							健康課	53

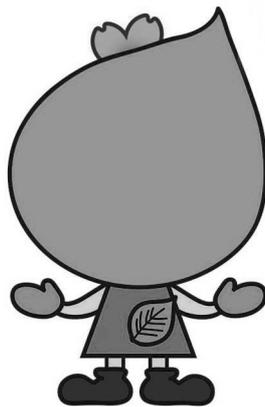
基本目標	施策の方向	事業名	妊娠・ 出産期	3 歳 未 満	3 歳 以 上	小学 校就 学期	中学 校就 学期	高校 就学 期	担当課	掲載 ペー ジ
2 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援事業の充実	① 子ども家庭支援センター事業							子育て支援課	56
		② 地域子育て支援拠点事業							子育て支援課・児童青少年課	56
		③ 幼稚園、保育園、認定こども園等を拠点とした子育て支援							保育課	56
		④ 母親同士の仲間づくり							健康課	57
		⑤ 育児相談（再掲）							健康課	57
		⑥ 子育て応援ガイドブック							子育て支援課	57
		⑦ 子育てサークルガイド							子育て支援課	57
		⑧ 民生・児童委員（主任児童委員含む）活動							社会福祉課	57
		⑨ 産休・育休後の教育・保育施設等の利用支援							保育課	57
		⑩ あかちゃん休憩室事業							子育て支援課	58
		⑪ 親子の外出支援							健康課・子育て支援課	58
		⑫ 利用者支援事業							子育て支援課・保育課・健康課	58
	(2) 子育て支援のネットワークの活用	① 子育て相談体制のネットワーク							子育て支援課・保育課・健康課	59
		② ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）							子育て支援課	59
		③ 子育てボランティアの育成							子育て支援課	59
		④ 小地域ネットワーク活動の支援							社会福祉課	60
	(3) 子育ての経済的負担の軽減	① 児童手当の支給							子育て支援課	61
		② 乳幼児医療費助成							子育て支援課	61
		③ 義務教育就学児医療費助成							子育て支援課	61
		④ 出産育児一時金							市民課	61
		⑤ 入院助産							子育て支援課	61
		⑥ 未熟児養育医療の給付							健康課	61
		⑦ 幼稚園就園奨励費補助金							保育課	62
		⑧ 幼稚園等園児保育料助成金							保育課	62
		⑨ 小中学生の就学援助							学校教育課	62
		⑩ 学校行事等保護者負担軽減補助金等							学校教育課	62
		⑪ 入学資金融資制度							生涯学習総務課	62
	⑫ 認証保育所利用者負担軽減補助金							保育課	62	

基本目標	施策の方向	事業名	妊娠・出産期	3歳未満	3歳以上	小学校就学期	中学校就学期	高校就学期	担当課	掲載ページ	
3 就学前の子どもの教育・保育の充実	(1) 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の充実	① 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保							保育課	65	
		② 適切な教育・保育給付と指導監督							保育課	67	
		③ 連携のための取組							保育課・学校教育課・教育支援課	67	
		④ 幼稚園教諭と保育士の合同研修							保育課	67	
		⑤ 評価による質改善							保育課	67	
		⑥ 教育・保育の一体的提供							保育課	67	
		⑦ 民間保育園の施設整備							保育課	68	
		⑧ 市立保育園の民営化							保育課	68	
	(2) 保育事業の充実	① 家庭的保育事業								保育課	69
		② 時間外保育事業（延長保育事業）								保育課	69
		③ 子育て短期支援事業（乳幼児ショートステイ事業）								子育て支援課	69
		④ 一時預かり事業								保育課・子育て支援課	70
		⑤ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）								保育課	71
		⑥ 休日保育事業								保育課	71
		⑦ 年末保育事業								保育課	71
		⑧ 定期利用保育事業								保育課	71
		⑨ 障害のある子どもの保育								保育課	72
		⑩ 認証保育所事業								保育課	72
4 子どもの心身の健全な成長のための環境整備	(1) 子どもの健全育成	① 学童クラブ事業							児童青少年課	75	
		② 放課後子ども教室「はむらっ子広場」							児童青少年課	75	
		③ 児童館事業							児童青少年課	75	
		④ 体験学習・社会参加活動							児童青少年課	76	
		⑤ 少年少女球技大会							児童青少年課	76	
		⑥ 青少年犯罪の防止							児童青少年課	76	
		⑦ 「青少年健全育成の日」事業							児童青少年課	76	
		⑧ 青少年対策地区委員会等への活動支援							児童青少年課	76	
		⑨ 青少年問題協議会							児童青少年課	76	
	(2) 家庭や地域の子育て力の向上	① 家庭教育セミナー								生涯学習総務課	77
		② ブックスタート事業・読書活動								図書館・健康課・子育て支援課	77
		③ 地域教育シンポジウム								生涯学習総務課	77
		④ 親の子育て力の向上								子育て支援課	77
		⑤ 育児サポート事業								健康課	78
		⑥ 育児体験事業等への支援								保育課	78
		⑦ 乳幼児健康診査、育児相談における情報提供								健康課	78
⑧ 幼稚園・保育園等に対する情報提供								保育課	78		

基本目標	施策の方向	事業名	妊	3	3	小	中	高	担当課	掲載ページ												
			娠・	歳	歳	学	学	校			校	出	未	以	校	校	就	就	産	満	上	就
5 子どもと家庭へのきめ細かな支援	(1) 児童虐待防止対策の充実	① 子ども家庭支援センター事業（再掲）							子育て支援課	81												
		② 児童虐待防止への意識啓発							子育て支援課	81												
		③ 児童虐待防止ネットワーク								子育て支援課	81											
		④ 乳幼児健康診査（再掲）								健康課	81											
		⑤ 訪問事業等による養育支援家庭の把握								健康課・子育て支援課	82											
		⑥ 養育支援訪問事業（再掲）								子育て支援課	82											
		⑦ 子育て相談及び母親同士の仲間づくり								子育て支援課・健康課・教育支援課	82											
	(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	① ひとり親家庭への情報の提供								子育て支援課	83											
		② 母子・父子自立支援プログラム策定等事業								子育て支援課	83											
		③ 児童扶養手当・児童育成手当の支給								子育て支援課	83											
		④ 母子・父子自立支援員活動								子育て支援課	83											
		⑤ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業								子育て支援課	83											
		⑥ 母子生活支援施設入所事業								子育て支援課	83											
		⑦ 母子福祉資金・父子福祉資金・女性福祉資金の貸付								子育て支援課	84											
		⑧ ひとり親家庭休養ホーム事業								子育て支援課	84											
		⑨ ひとり親家庭の就業等を支援する事業								子育て支援課	84											
		⑩ ひとり親家庭等の医療費助成								子育て支援課	84											
	(3) 障害のある子どもへの支援の充実	① 健康診査等								健康課・保育課・学校教育課	85											
		② 早期療育に結びつけるための関係機関との連携								健康課・障害福祉課・保育課	85											
		③ 各種手当の支給								子育て支援課・障害福祉課	85											
		④ 各種医療費の助成								子育て支援課・障害福祉課	85											
		⑤ 心身障害児童施設通園費助成								子育て支援課	86											
		⑥ 特別支援教育就学奨励費								教育支援課	86											
		⑦ 障害のある子どもの保育（再掲）								保育課	86											
		⑧ 日中一時支援事業「青い鳥」								障害福祉課	86											
		⑨ 居宅介護等の障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児支援								障害福祉課	86											
		⑩ 就学相談・転学相談								教育支援課	86											
		⑪ 関係機関との連携								教育支援課	87											
		⑫ 特別支援教育								教育支援課・学校教育課	87											
		⑬ 特別支援学級及び特別支援教室（拠点校・巡回校）								教育支援課	87											
		⑭ はばたきファイル（支援ファイル）								教育支援課・学校教育課・健康課・障害福祉課・保育課・子育て支援課・児童青少年課	87											

資料編

基本目標	施策の方向	事業名	妊娠・	3	3	小	中	高	担当課	掲載ページ
			出産期	歳未	歳以	学	学	学		
6 仕事と生活の調和のための環境整備	(1) 仕事と子育ての両立支援	① 母親学級・両親学級（再掲）							健康課	90
		② 父親向けの育児講座							子育て支援課	90
		③ 広報啓発活動による仕事と生活の調和に関する意識啓発							企画政策課・産業課	90
		④ 女性のための再就職、キャリアアップ応援講座							企画政策課・産業課	90
		⑤ 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知							企画政策課・産業課	90
		⑥ 多様な保育事業の提供							保育課・児童青少年課・子育て支援課	91



羽村市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 羽村市
編集 羽村市子ども家庭部子育て支援課
〒205-8601
羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1
電話 042-555-1111 (代表)
羽村市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>

再生紙を使用しています

